

名護市みどりの基本計画

～やんばるの豊かな自然が育む 水、花、緑と笑顔があふれるまち 名護～



平成 25 年 3 月

名護市

ごあいさつ



名護市が平成13年3月に「名護市緑の基本計画」を策定してから10年余が経過しました。その間、社会においては大震災の経験も含め、成長型社会から持続型社会、そして循環型社会へ移行する中、人々のライフスタイルや地域コミュニティも著しく変化し、それに伴い市内における緑化の現状も少しづつ変化してまいりました。

今回の計画改定は、これらの社会情勢の変化に対応するためのものです。計画改定にあたり、最も重視したのは、本市が先進的に進める「花の里づくり」活動の更なる拡充です。先の計画では、名称を「緑の基本計画」としておりましたが、緑だけでなく花や水と一体となった潤いあふれる空間を創っていく計画をイメージし、名称をひらがなで「みどりの基本計画」とし、市民の皆様と協働で、みどりを「守る・充実させる・つなぐ・創る・活かす」ものとしております。

近年、人と自然の共存関係に齟齬が生じ、無秩序な開発による緑の減少や、それに伴う地球規模での温暖化進行など、その悪循環は極めて深刻な問題であります。本計画の推進により、市民の皆様一人ひとりが身近なみどりについて真剣に考え、活動することが、これらの解決にもつながっていくものと確信しております。市民の皆様と協働による「みどりのまちづくり」を推進してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成25年3月
名護市長 稲嶺 進

目 次

1. 計画の策定方針	1
(1) 計画の背景と目的	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 目標年度	1
(4) みどりの持つ様々な機能	2
2. 地域の現況	3
(1) 人口	3
(2) 産業	4
(3) 災害	5
(4) 景観	6
3. みどりの現況	9
(1) みどりの概況	9
(2) 公園の現況	17
(3) 緑化の現況	20
(4) みどりに関する市民の意識調査（既往アンケートより）	26
(5) 公園に関する意識調査	28
(6) 上位・関連計画	29
4. 現行計画の整理	34
5. みどりの課題と改定の視点	36
(1) みどりの課題	36
(2) 改定の視点	37
6. 計画の基本方針	38
(1) 基本理念	38
(2) みどりの将来像	39
(3) 基本方針	41
(4) みどりの目標	44
7. 計画推進のための施策	45
(1) 貴重なみどりを守ろう	46
(2) 身近なみどりを充実させよう	50
(3) 拠点となるみどりを創ろう	56
(4) 水と緑をつなごう	59
(5) みどりを共に創ろう	61
(6) みどりを活かしたまちづくりを進めよう	69
8. 地域別のみどりの方針	75
9. 公園整備プログラム方針	100
10. 計画の推進方策	101
(1) 計画の推進体制	101
(2) 計画の進行管理	102

参考資料	103
(1) 計画策定の経緯	103
(2) みどりの基本計画専門委員会（名護市都市計画審議会専門委員会）設置要綱	104
(3) みどりの基本計画専門委員会委員	105
(4) みどりの基本計画策定庁内検討幹事会設置要綱	105
(5) 用語解説	107



1 計画の策定方針

(1) 計画の背景と目的

みどりの基本計画は都市緑地法に基づいて、市の特性と独自性を活かした、緑地の保全と緑化の推進について定めたみどりの総合的な計画です。

本市では、平成 13 年 3 月に「名護市緑の基本計画」を策定し、みどりのまちづくりに取り組んできました。

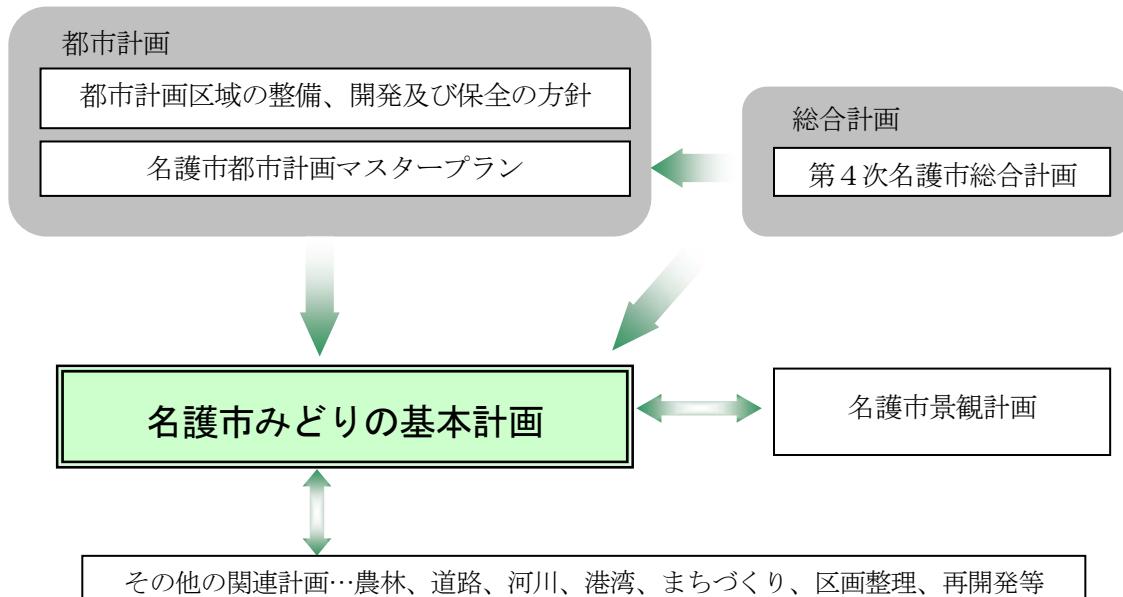
計画策定から 12 年が経過しましたが、その間にみどりを取り巻く環境は大きく変わりました。本市の人口は増加を続けているものの、国全体では少子高齢化が加速しており、これまでの「成長」を前提とする社会・経済のしくみを「持続」型へと根本的に見直していくことが求められています。

また、地球温暖化が身近な問題となり、都市の防災性の確保、都市景観のあり方、生物多様性の保全等、都市のみどりにさまざまな要素が求められるようになりました。

計画の改定では、社会情勢や都市環境の変化、市民の生活やニーズの変化を考慮し、雄大な自然を有する北部の拠点都市として、名護らしいみどりのまちづくりを推進することを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第4次名護市総合計画」や「名護市都市計画マスタープラン」に適合し、関連計画である「景観計画」等と整合が図られた、本市のみどりのまちづくりを支える計画として位置づけます。



(3) 目標年度

本計画は、中間年度を 5 年後の平成 29 年度(2017 年度)、目標年度を 10 年後の平成 34 年度(2022 年度)とします。

(4) みどりの持つ様々な機能

みどりは、多様な機能を有しており、快適で安全な住環境の創出や、魅力あふれる都市づくりに貢献し、市民の暮らしを支えています。代表的な機能としては以下のようないます。

■環境保全機能

- ・みどりは、様々な生物の生育・生息場所となり、生物多様性の宝庫となっています。
- ・みどりは、光合成によって空気中の二酸化炭素を吸収するため、地球温暖化を抑制する役割を果たします。
- ・みどりが提供する木陰や広大な緑地の存在は、ヒートアイランド現象のような都市環境の緩和に貢献しています。



■レクリエーション機能

- ・みどりは、公園やスポーツ施設、散策路のように、市民の身近な憩いの場や健康の維持・増進の場となり、様々なレクリエーションの機会を提供しています。
- ・みどりは、人々に心の安らぎや充足感を与え、日々の暮らしを豊かにします。



■防災機能

- ・みどりは、都市公園や緑地のように、地震災害等において延焼防止空間や避難場所となり、防災面で役立っています。
- ・みどりは、山地の樹木のように、根を地表面に張り巡らせることによって豪雨時にも土砂の崩壊を防ぎます。また、森林や農地は降水を貯留することによって河川に流出する水量を抑止する等、災害防止、環境の調節に優れた効果を発揮し、私たちの生活の安全・安心を支えています。



■景観形成機能

- ・みどりは、里山や農地等のように、地域で引き継がれて、人々に懐かしさや安らぎを感じさせる等、ふるさとの源風景として愛されています。
- ・みどりは、街路樹や建物周辺の樹木等、都市の景観にうるおいを与えてくれます。



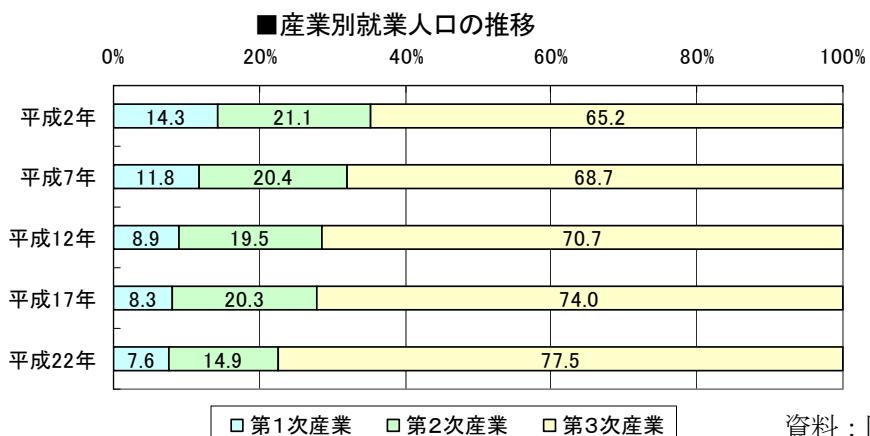
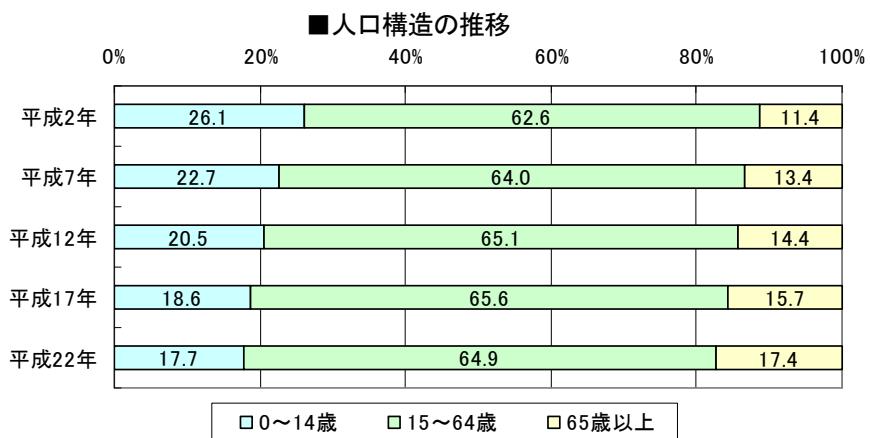
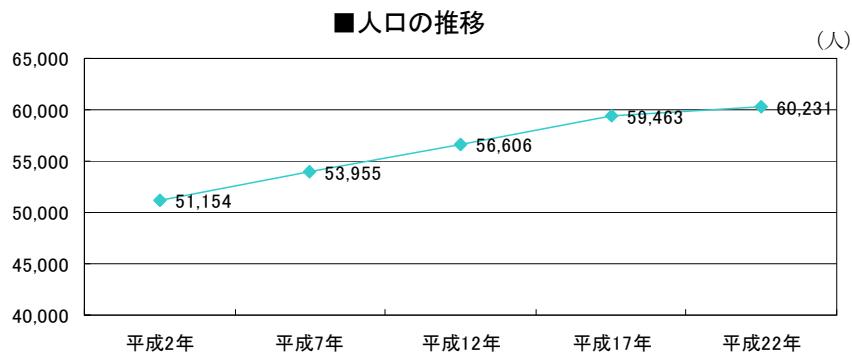


2 地域の現況

(1) 人口

本市の人口は、平成 22 年で 60,231 人であり微増傾向にあります。伸び率は平成 17 年までと比較すると鈍化しています。平成 22 年の 3 区分年齢人口をみると、年少人口（0～14 歳）は 17.7%、生産年齢人口（15～64 歳）は 64.9%、老人人口（65 歳以上）は 17.4% です。平成 2 年と比較すると、年少人口は 8.4% 減少、老人人口は 6.0% 増加しており、少子高齢化が進展している様子がうかがえます。

また、平成 22 年の産業別就業人口の割合をみると、第 1 次産業は 7.6%、第 2 次産業は 14.9%、第 3 次産業は 77.5% であり、第 1 次産業や第 2 次産業は縮小する一方で、第 3 次産業は拡大傾向にあります。



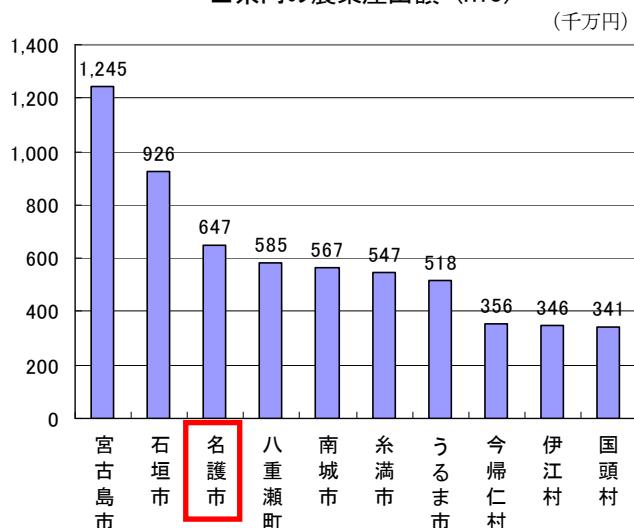
資料：国勢調査

(2) 産業

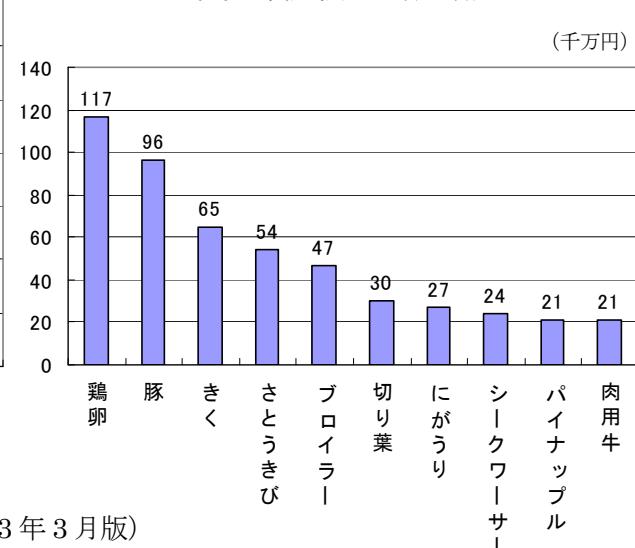
1) 農業

本市は、県内でも農業生産高が高く、多品目の農作物が栽培されており、農業が重要な産業のひとつとなっています。特に、にがうり、きく、タンカン、シークワーサー、ウコンは、沖縄県の拠点産地に認定された品目ですが、近年は生産量の低下がみられます。鶏卵やブロイラーは県内で最も多く飼養されています。

■県内の農業産出額 (H18)



■本市の農産物産出額の順位 (H18)

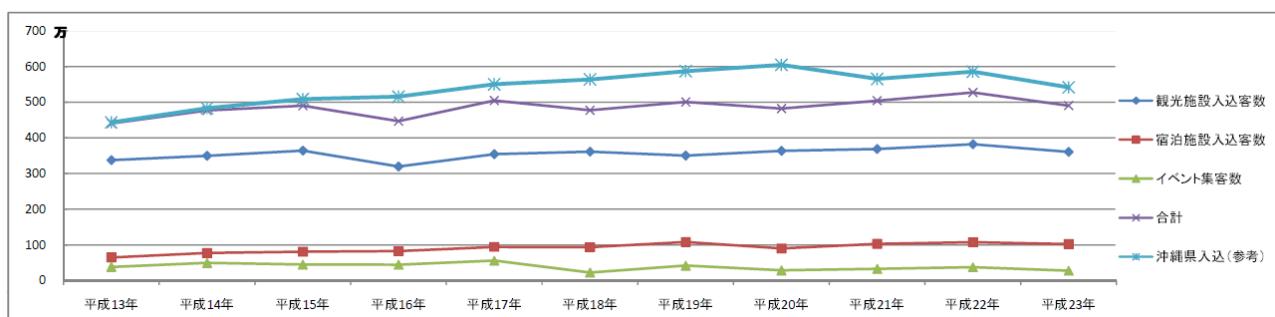


資料：沖縄県 農業統計関係統計（平成23年3月版）

2) 観光

平成23年度における名護市の観光客の入込状況は、観光施設入込客数が約360万人、宿泊施設入込客数が約100万人、イベント集客数が約27万人で、東日本大震災により一時的に入込数の減少が見られたものの、全体的に増加傾向にあるといえます。本市では、観光客をいかにしてまちに呼び込むかが課題となっており、来訪者にとって魅力のある市街地の形成や、自然や市街地の景観等を生かす取り組みが求められています。

■観光入込客数の推移



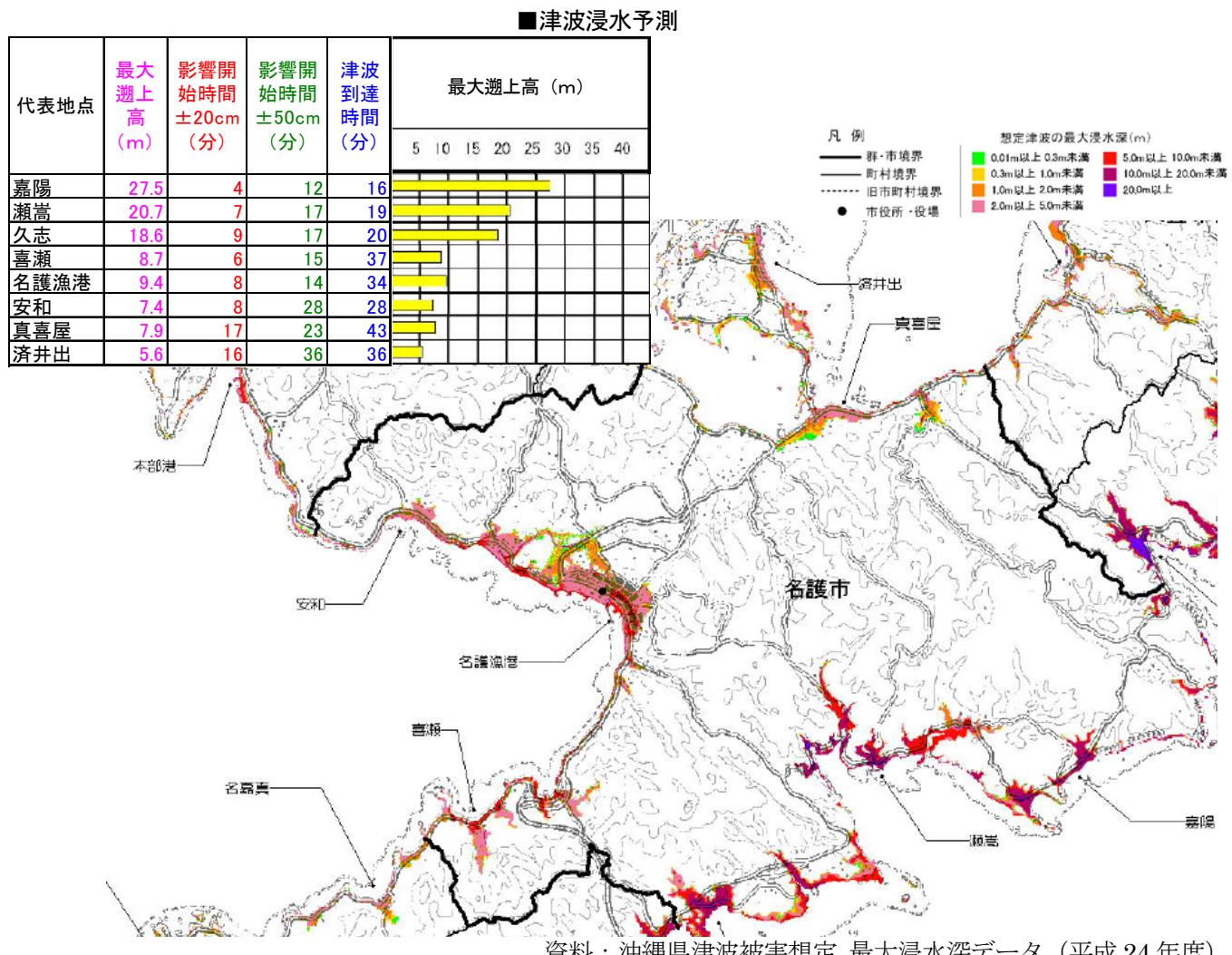
資料：名護市商工観光課

(3) 災害

本市を含む沖縄地方は最も顕著な台風常襲地域であり、自然災害は必然的に台風に伴う豪雨及び強風によるものが多くなります。その中でも、本市の名護断層の東側は急斜面からなる山地が多く、各河川は長さが短く、かつ、河床勾配が大きいため、下流の集落は洪水、地すべり、がけ崩れ等の被害を受けやすい状況にあります。また、名護断層の西側では丘陵地帯、平地で土地利用が進み土地の表面侵食が進行し、土砂の流失がきわめて容易に起こり易い状態です。風害・潮害については、珊瑚礁による天然の防波堤、海岸や屋敷まわりの防潮風林によって軽減していますが、近年は建物のコンクリート化により屋敷林が減少する傾向にあります。

また、近年大きな災害の記録はありませんが、いったん起きれば最も被害が甚大になると予測されるのは大地震に伴う大津波です。沿岸一帯、特に湾奥部と珊瑚礁の発達度の低い東海岸側で危険性が高くなっています。

沖縄県の予測（平成 24 年度）によると、本市における津波浸水予測は、久米島北方沖等を震源とする地震時において、嘉陽、瀬嵩、久志区等の太平洋沿岸部において特に最大遡上高が高く、嘉陽では 27.5m の津波が襲来すると予測されています。中心市街地でも、浸水深が 2~5m の地域が多くなっており、津波・高潮被害対策が必要です。



(4) 景観

太平洋、東シナ海、羽地内海の3つの海と緑の山々を有する山紫水明の地である本市は、豊かな自然環境に恵まれながら独自の歴史や文化を育み、本市の景観も、これらと同様に、人々が生活を営むことによって形成されてきました。

山林・丘陵、干潟・マングローブ、河川・水辺・島等の自然の景観や名護城をはじめとする数多くの歴史的・文化的資産、まちなみを形づくる道路や橋、行事やイベント等さまざまな景観要素が本市には存在しています。

■自然の景観

【山林・丘陵】	【海・海岸・島】	【河川・水辺】	【干潟・マングローブ】
▶安和岳	▶名護湾	▶幸地川	▶饒平名のマングローブ林
▶嘉津宇岳	▶大浦湾	▶大浦川	▶大浦のマングローブ林
▶名護岳	▶羽地内海	▶源河川	等
▶多野岳	▶屋我地島	▶羽地ダム	
▶久志岳	▶嘉陽層の褶曲	▶轟の滝	
等	等	等	



勝山の山並み



羽地内海



嘉陽層の褶曲



源河川



轟の滝



饒平名のマングローブ林

■歴史・文化の景観

【史跡】	【御嶽・拝所】	【伝統的建築物】	【祭事・慣習】
▶名護城	▶安和のくばうたき	▶屋部の久護家	▶豊年祭
▶オランダ墓	▶部間権現	▶津嘉山酒造所	▶ウシデーク
▶許田の手水	▶護佐喜宮	等	等
▶源河ウェーキ	▶久志の観音堂		
等	等		



■まちなみ・くらしの景観

【市街地のまちなみ】	【集落のまちなみ】	【農地】	【漁港】
▶名護の市街地 ▶辺野古社交街 等	▶屋部のフクギ並木 ▶稻嶺のフクギ並木 ▶饒平名のフクギ並木 等	▶羽地ターブク ▶嵐山の農地 ▶勝山のシークワーサー畠 等	▶運天原漁港 ▶辺野古漁港 ▶名護漁港 ▶汀間漁港 等
【公園】	【道路・橋】	【建築物（ランドマーク）】	【リゾートレクリエーション】
▶21世紀の森 ▶名護中央公園 ▶真喜屋運動公園 等	▶安和の海岸道路 ▶またきな大橋 ▶国道58号のフクギ並木 等	▶名護市役所 ▶オリオンビール名護工場 ▶国立沖縄高専 ▶みらい館 等	▶カヌチャリゾート ▶ブセナリゾート ▶21世紀の森ビーチ 等
【樹木（シンボルツリー）】	【行事】		
▶ひんぶんガジュマル ▶済井出のアコウ ▶許田のウバメガシ ▶久志公民館のガジュマル 等	▶名護さくら祭り ▶辺野古大綱引き ▶勝山シークワーサー花香り祭 等		



■魅力ある景観を眺める場所

- | | |
|---------------|------------------------------|
| ▶東江の親水テラス | ▶多野岳の頂上 |
| ▶古宇利大橋の渡り口駐車場 | ▶屋我地島の農道 |
| ▶安和の海岸道路 | ▶主要観光ルート（国道 58 号・県道 84 号線等）等 |



資料：名護市景観計画

3 みどりの現況

(1) みどりの概況

1) 緑被率の現況

航空写真より判読した、市街地（おおむね用途地域指定区域）における緑被率を示します。

全体の緑被率は 24.58% であり、市街地のうち、4 分の 1 程度が緑や水辺で覆われていることになります。また、最も割合が高いのは樹林地の 18.17% で、次いで草地の 3.19% となっています。
(草地には公園内の芝地も含まれています)

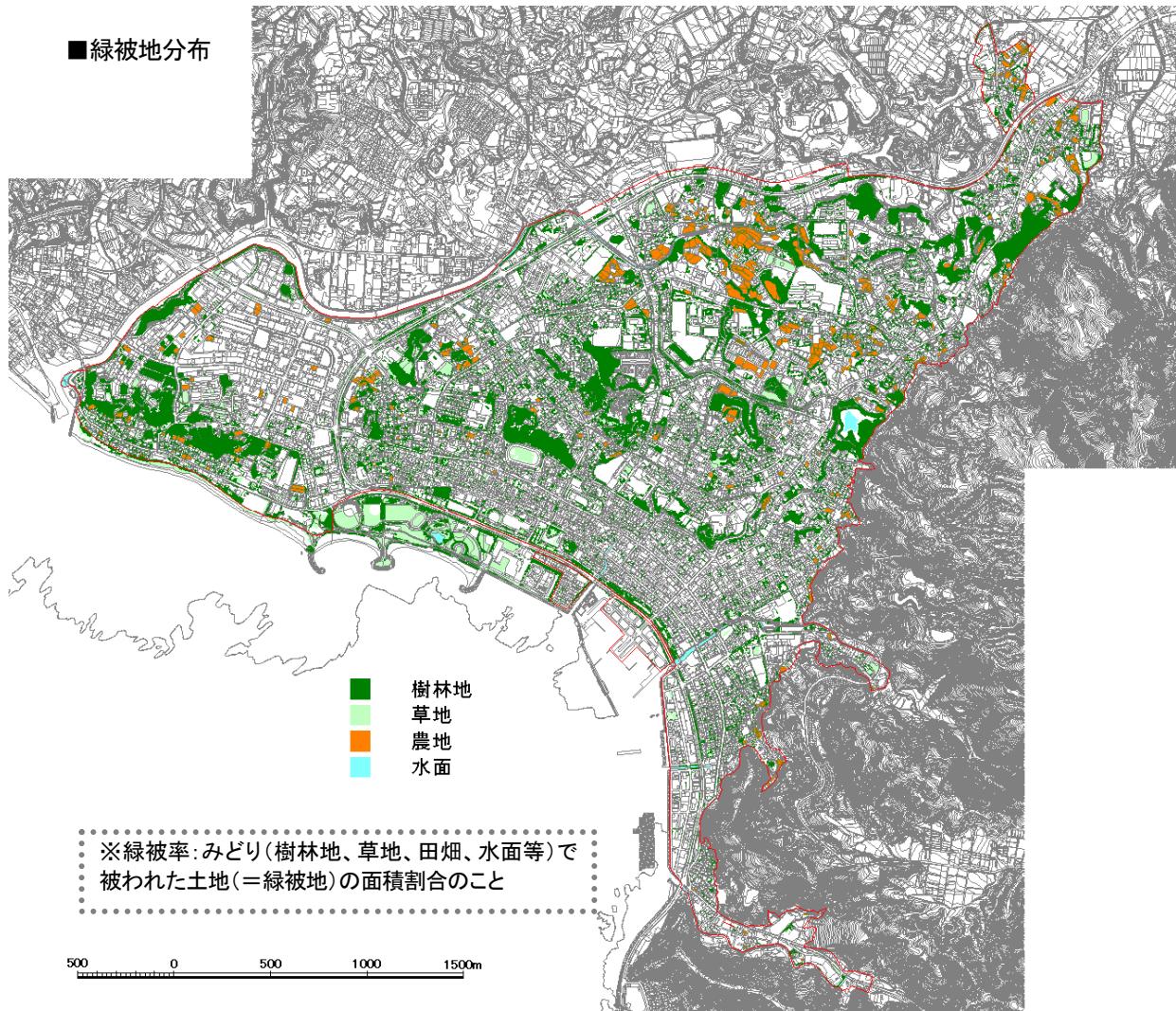
■緑被率の現況

項目	面積(ha)	緑被率(%)※
樹林地（樹木が分布する範囲）	147.90	18.17
草地（芝生や雑草が分布する範囲）	25.94	3.19
農地（農地として使用されている敷地）	22.83	2.81
水辺地（河川等の水面）	3.36	0.41
緑被地（上記の合計）	200.03	24.58
市街地面積※※	813.78	100.00

※緑被率は、市街地面積に対する各々の割合

※※市街地面積は図上計測値であり、用途地域面積ではない

■緑被地分布



2) 地区別の緑被率

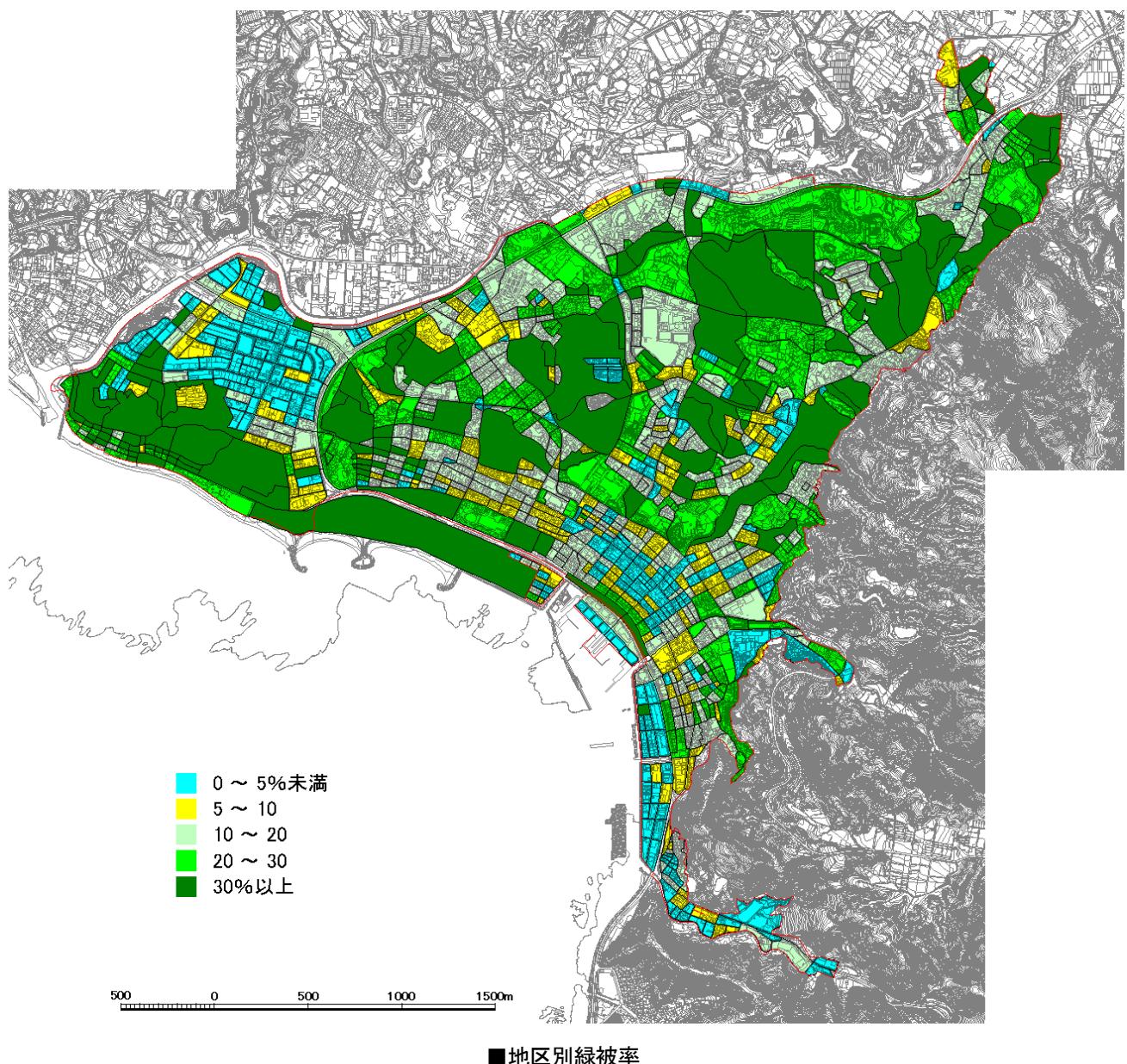
地区（街区）別の緑被率を下図に示します。

これによると、大中や大東付近の中心市街地、東江の海岸付近、宇茂佐の内陸部付近に緑被率が5%未満の地区が固まって分布しています。

緑被率が高い地区（30%を超えるような地区や、20%以上の地区がまとまっている地区等）は、内陸部と海岸部に多くあります。

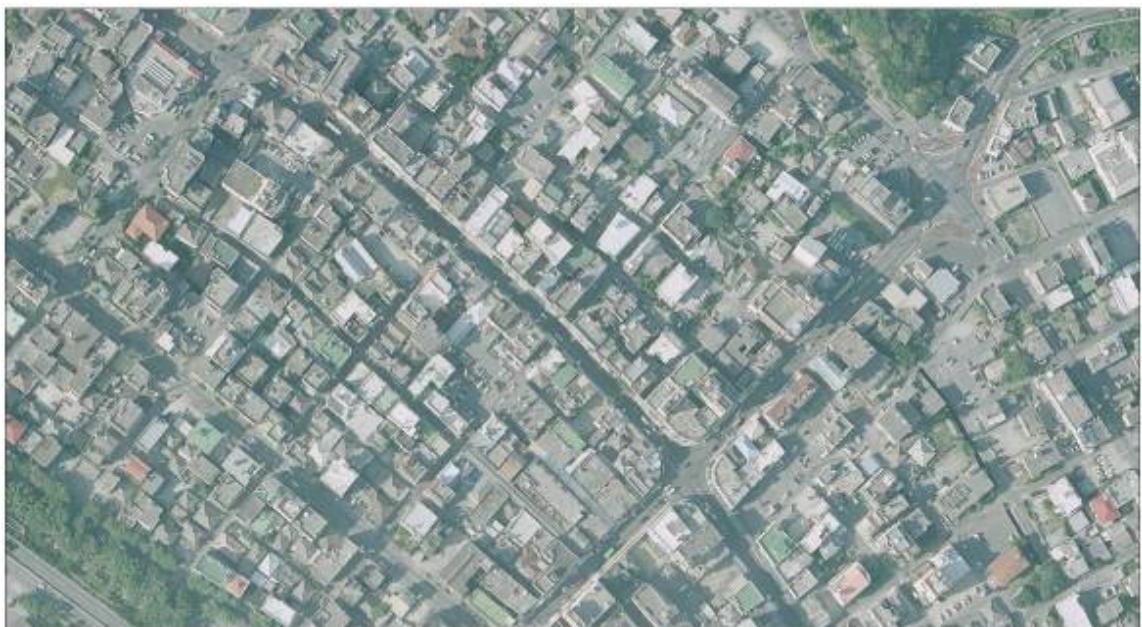
内陸部の地区は、斜面地の樹林地や、比較的まとまった規模の農地が多く分布しており、緑被率を高くする要因となっています。

また、宇茂佐の海岸部にも緑被率が30%を超える地区がまとまって分布しています。この地区は、斜面林等の樹林地が多く残っているほか、屋敷林や海岸林も多く見られます。



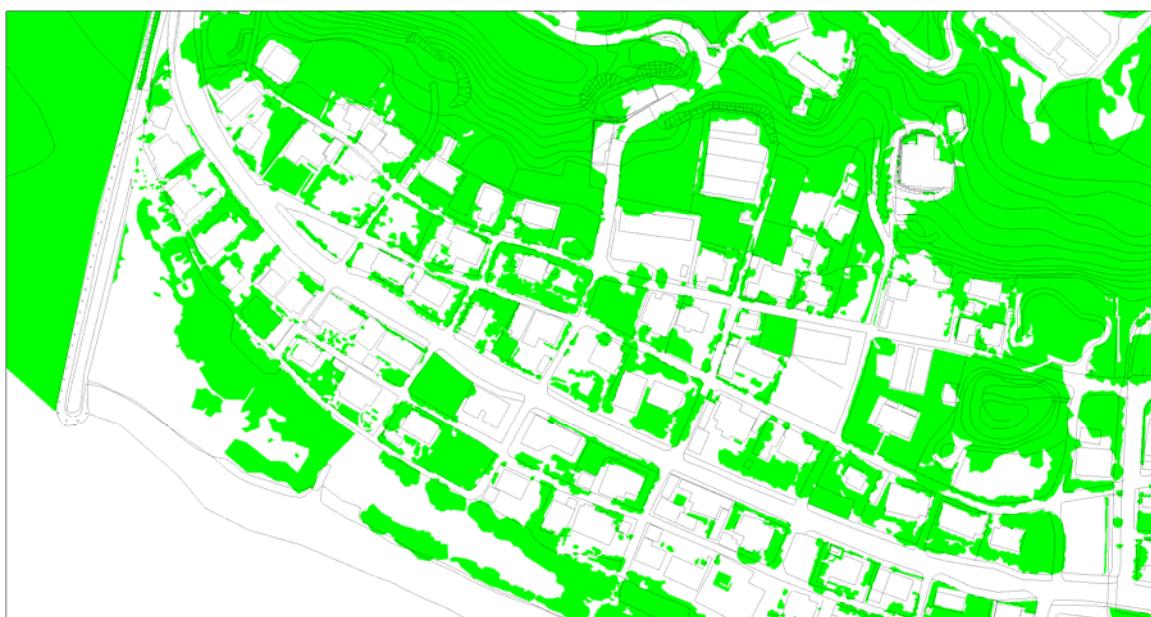
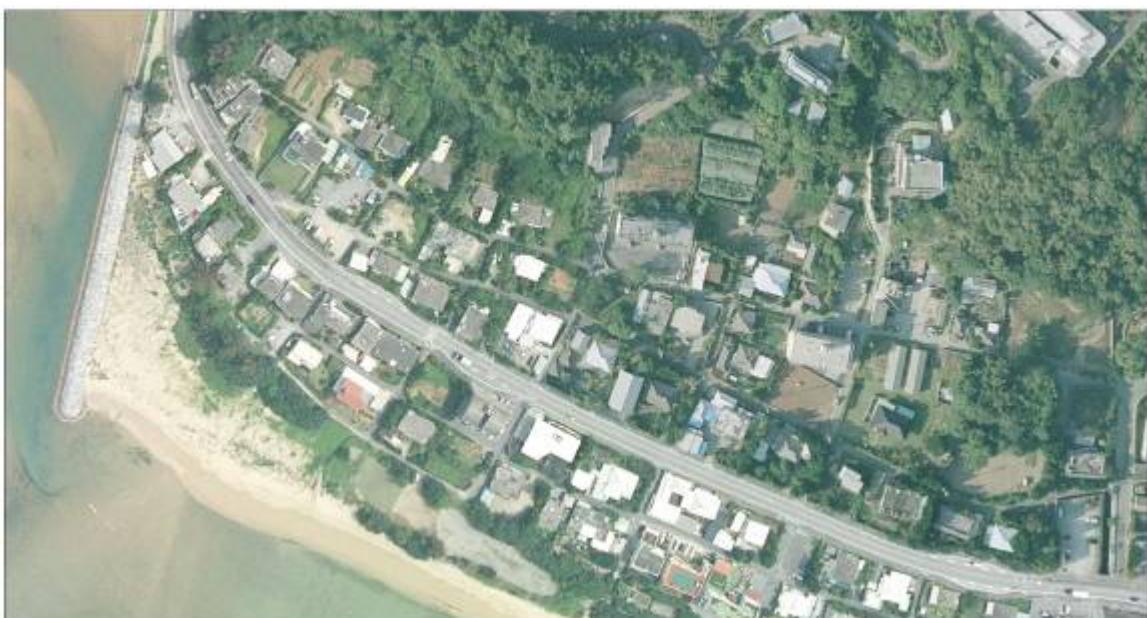
①緑被率が低い地区

緑被率が5%未満の地区が集中している中心市街地の状況を示します。



②緑被率が高い地区

緑被率が30%を超える地区がまとまってみられる宇茂佐付近の状況を示します。

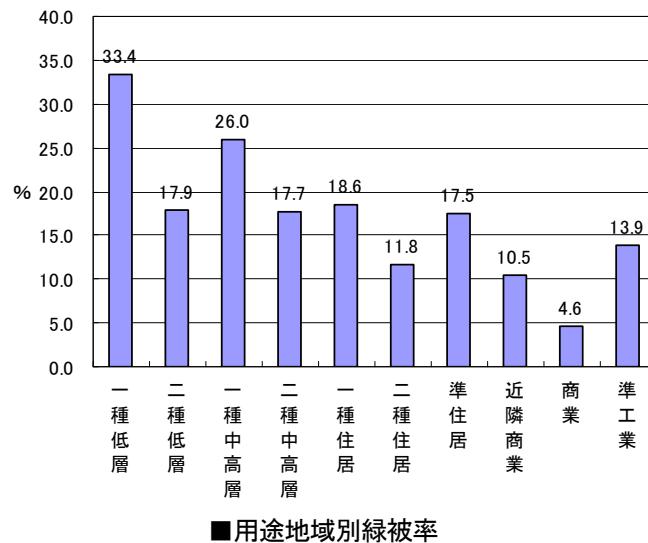


3) 用途地域別の緑被率

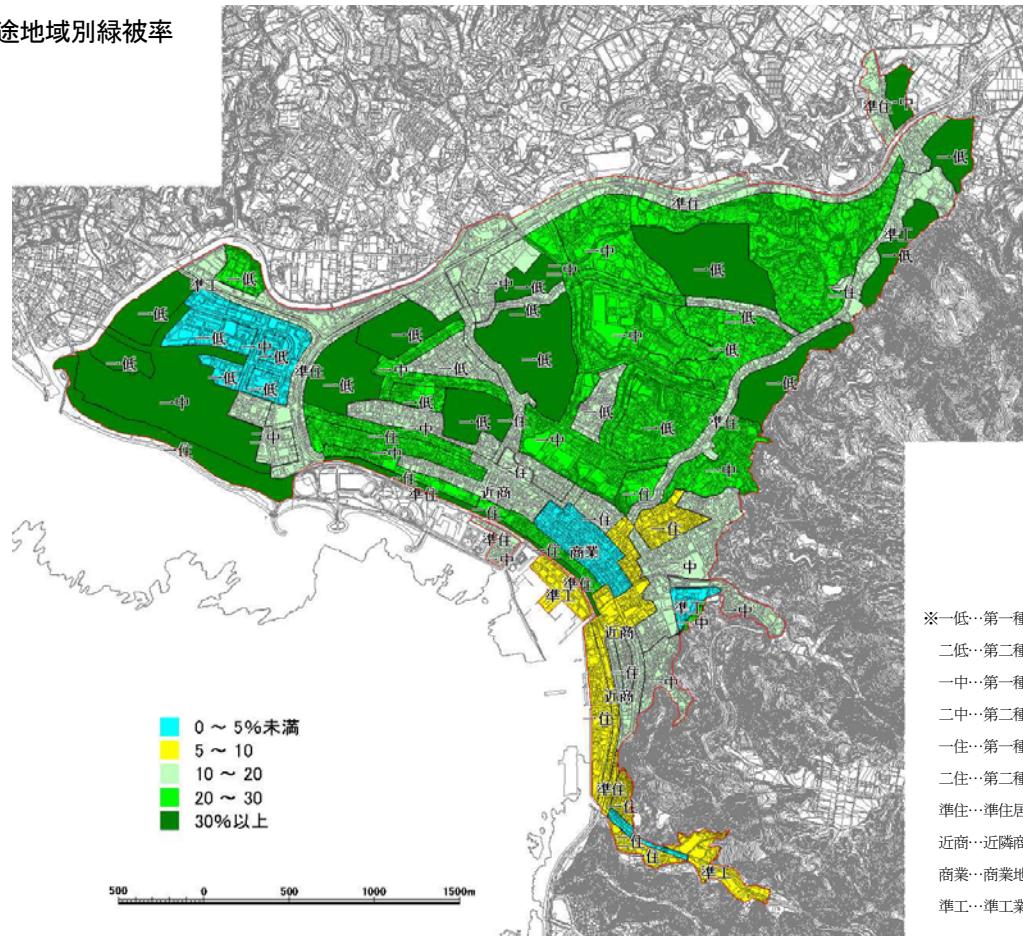
用途地域別の緑被率は、下グラフ、図に示す通りです。

最も緑被率が高いのは第一種低層住居専用地域の 33.4%で、次いで第一種中高層住居専用地域の 26.0%となっており、専用住宅地の緑被率は高い値となっています。

反面、近隣商業地域の緑被率は 10.5%、商業地域の緑被率は 4.6%で、商業系土地利用の地域では緑被率が低い状況です。



■用途地域別緑被率



4) 自然環境

本市周辺の植生は、市街地を取り囲む山地周囲には、広く常緑広葉樹（ギョクシンカースダジイ群落）の二次林が分布している状況です。

また、同じく常緑広葉樹であるオキナワシキミースダジイ群落が市街地南部の山地に、ナナガミボチョウジーリュウキュウガキ群落が市街地北部の山地に出現します。

集落に近い山裾や丘陵地の畠地周囲には常緑針葉樹の二次林（リュウキュウマツ林）が広く分布しています。

海岸林では東海岸等の急傾斜地を中心に自然植生が比較的残っています。また河口の汽水域にはマングローブ林がみられ、特徴的な景観となっています。（自然環境保全基礎調査（環境省）より）

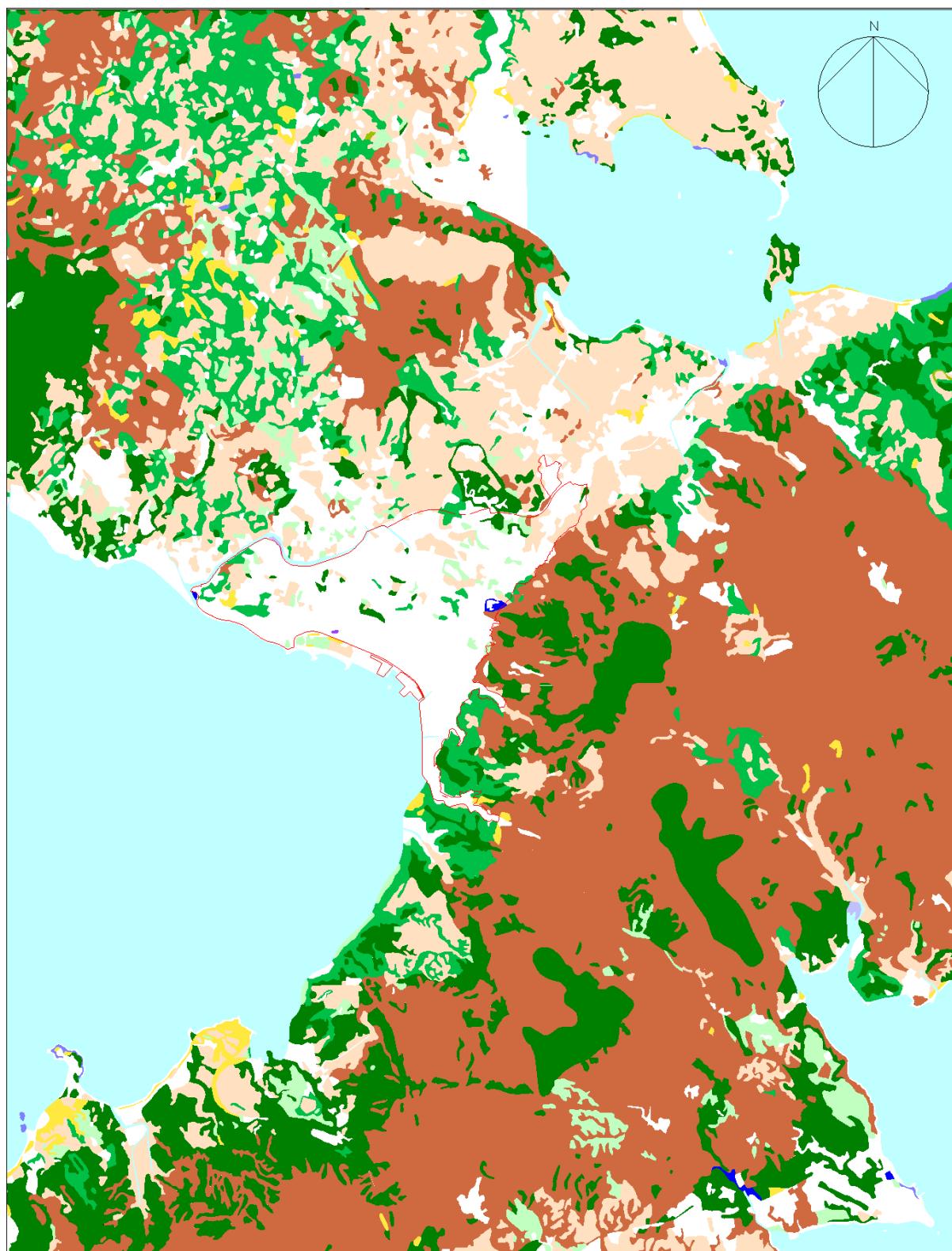
嘉津宇岳安和岳八重岳自然保護区は、基盤や地形等の違いにより異質の植生や、分布の限られた、分布上珍しい動物が生息している貴重な自然保護区です。

沖縄島の固有種であるヒナカンアオイ、オナガサイシン、リュウキュウハナイカダ、南限種のイワヤナギシダ、ヤマアイ、ヌスピトハギ、ナンゴクアオキ、カツウダケエビネ等です。北限種のリュウキュウミヤマトベラ、カツウダケカンアオイ等も自生しています。

石灰岩を基盤にした山頂部や尾根部には高木林が発達せず、サルカケミカン、セイロンベンケイ等が生育しています。中腹部は樹高5～6mのイスノキームサシアブミ群落を形成し、高木層にイスノキ、ホルトノキ、シマタゴ、ヤブニッケイ、クスノハカエデ、コクテンギ等が、低木層にクロツグ、ナガミボチョウジ、リュウキュウモクセイ、ヤブツバキ、ヒラミレモン、ショウベンノキ、モクタチバナ等が見られます。草本層には、ムサシアブミ、ノシラン、イシカグマ、カツモウイノデ、ユウコクラン、アリモリソウ、キズタ、リュウキュウテイカカズラ等が見られます。粘板岩や千枚岩を基盤とするところではイタジイ林を形成しています。

貴重なチョウ類として、固有亜種、分布の北限種で県指定の天然記念物、オキナワスズムシソウやセイタカスズムシソウを食するコノハチョウ、ヤエヤマネコノチチやクワノハエノキを食するフタオチョウが生息しています。（名護市自然に関する総合調査より）





■名護市周辺の植生

- 亜熱帯湿生林(マングローブ林)
- 常緑広葉樹林
- 常緑広葉樹二次林
- 落葉広葉樹二次林
- 常緑針葉樹二次林
- 植林地
- 竹林

■ 低木群落
■ 湿原・河川・池沼植生
■ 砂丘植生
■ 海岸断崖地植生
■ 草原、芝地等
■ 耕作地
■ 市街地等

1:75000

5) 樹木

国・県及び市指定の天然記念物は下表の通りです。

■天然記念物（植物※嘉津宇岳安和岳八重岳自然保護区は含まない）

区 分	名 称	概 要
国指定天然記念物	①ひんぶんガジュマル	推定樹齢 約 280 年～300 年
県指定天然記念物	②名護番所跡のフクギ群	推定樹齢 約 300 年
〃	③宮里前の御嶽のハスノハギリ林	広さと個体の大きさでは本島最大
市指定天然記念物	④済井出のアコウ	推定樹齢 約 150 年
〃	⑤大湿帶のオキナワウラジロガシ	推定樹齢 約 190 年
〃	⑥東江のミフクラギ	推定樹齢 約 200 年
〃	⑦許田のウバメガシ	推定樹齢 約 270 年
〃	⑧底仁屋の御神松	推定樹齢 約 200 年～250 年
〃	⑨屋部小学校のデイゴ	2 個体 推定樹齢 約 100 年
〃	⑩屋我地小学校のアコウ	推定樹齢 約 80 年
〃	⑪大浦のマングローブ林	面積、保存状況は本島で最も良好
〃	⑫真喜屋のサガリバナ	推定樹齢 約 150 年
〃	⑬仲尾次アシャギ庭のヤブツバキ群生	推定樹齢 約 170 年～180 年
〃	⑭安部拝所のガジマル	推定樹齢 約 220 年～230 年
〃	⑮大浦アサギ庭のガジマル	推定樹齢 約 110 年～120 年
〃	⑯大浦のイチョウ	推定樹齢 約 100 年
〃	⑰瀬喜田小学校のセンダン	樹齢 104 年
〃	⑱川上の蔡温松	樹齢約 140 年～150 年

資料：名護市の名木、名護市の自然、琉球新報

平成 24 年 10 月 1 日現在

写真：文化課①⑤、広報②③④⑥⑦⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰、事務局⑧



(2) 公園の現況

1) 沖縄県内における都市公園の整備状況の比較

沖縄県内各市における都市公園の整備状況を、都市計画区域人口一人当たり面積でみると、本市は都市公園全体では、一人当たり 18.35 m^2 であり、県内でも高い整備レベルにあります。

数字が高いのは大規模公園の存在が大きいと考えられます。住区基幹公園（街区、近隣、地区公園）だけでみても整備水準が高く、公園は比較的確保されているといえます。



2) 本市の都市公園等の整備状況

本市の都市公園等の整備状況は右表の通りであり、都市公園の供用箇所数は 57 箇所、供用面積は 114.92 ha 、農村公園は 20 箇所、 4.51 ha となっています。また、都市公園と農村公園の合計は、供用箇所数 77 箇所、供用面積 119.43 ha となっています。

そのうち、住区基幹公園についてみると、供用箇所数は、街区公園が 40 箇所、近隣公園が 9 箇所、地区公園は都市計画決定されたものが 2 箇所あるものの供用開始はされていません。

供用面積は、街区公園が 12.29 ha 、近隣公園が 20.01 ha となっています。

■都市公園等の計画面積及び供用面積

	箇所数		面積 (ha)	
	全体	供用	全体	供用
街区公園	55	40	17.21	12.29
近隣公園	9	9	28.91	20.01
地区公園	2	0	11.70	0.00
総合公園	1	1	26.00	20.70
広域公園	1	1	71.10	59.05
都市緑地	7	6	7.55	2.87
墓園	2	0	15.70	0.00
小計	77	57	178.17	114.92
農村公園	—	20	—	4.51
小計	—	20	—	4.51
合計	77	77	178.17	119.43

※ 一人当たり公園面積比とは調査時点が異なるため、数値は合わない。

※ 全体の面積は、都市計画決定面積+都市計画公園以外の供用済み面積。

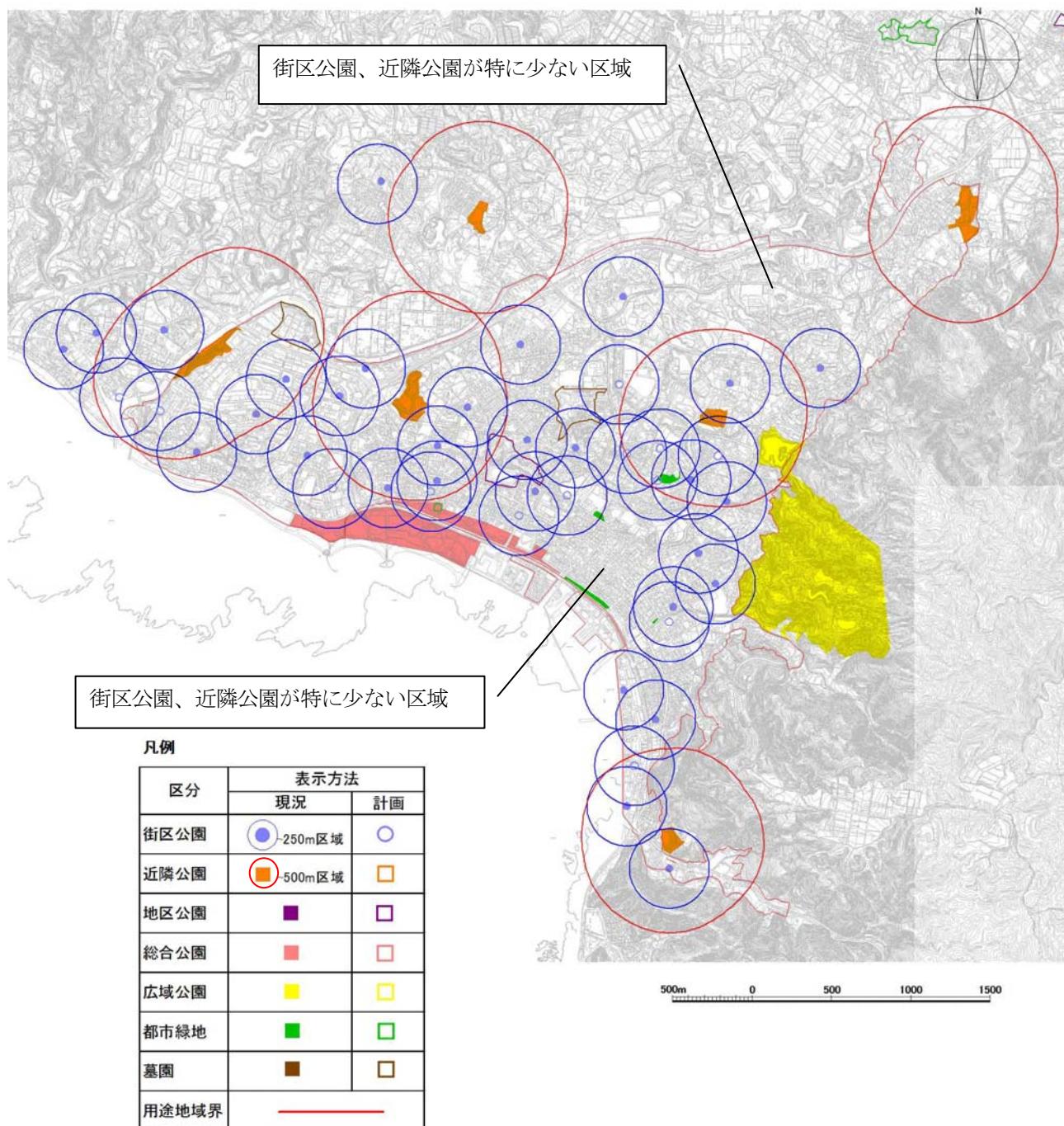
■都市公園一覧表

名護市の公園一覧表 (単位:ha)							
種類	名 称		計画決定		供用開始		公園数
	番号	公園名	面積(ha)	決定年月日	面積(ha)	開始年月日	
街区公園	2・2・1	天田原公園	0.32	S38.7.16			
	2・2・2	大南公園	0.09	S38.7.16			
	2・2・3	宮里児童公園	0.03	S38.7.16			
	2・2・4	大宮児童公園	0.43	S49.1.19	0.46	S50.9.1	
	2・2・5	上袋児童公園	0.21	S50.10.15	0.23	S51.5.8	
	2・2・6	下袋児童公園	0.22	S50.10.15	0.24	S51.5.8	
	2・2・8	さくら公園	0.24	S54.8.29	0.24	H11.5.31	
	2・2・9	屋部児童公園	0.30	S55.12.1	0.35	S57.3.31	
	2・2・11	宮里第三公園(宮里サンパーク)	0.14	S56.11.5	0.13	S58.3.31	
	2・2・12	柳公園(柳児童公園)	0.46	S56.11.5	0.24	S58.3.31	
	2・2・13	大西公園(大南第一公園)	0.15	S57.10.23	0.12	S59.4.1	
	2・2・14	宮里第四公園(みやざと名座善原公園)	0.15	S58.8.13	0.16	S60.4.1	
	2・2・15	大北公園(大北山田原公園)	0.17	S58.8.13	0.14	S60.4.1	
	2・2・16	宇茂佐公園	0.18	S58.12.28	0.17	S61.4.1	
	2・2・17	大南第一公園(大南第二公園)	0.13	S59.8.8	0.14	S61.4.1	
	2・2・18	大中第一公園(大堂原児童公園)	0.12	S60.9.21	0.12	S61.4.1	
	2・2・19	大瀬原公園	0.20	S60.9.21			
	2・2・20	安和公園(うんさぶりいでい公園)	0.16	S60.9.21	0.16	S61.4.1	
	2・2・21	東江原第一公園	0.24	S60.9.21	0.25	H13.6.1	
	2・2・22	東江原第二公園	0.12	S60.9.21			
	2・2・23	東江原第三公園	0.18	S60.9.21	0.18	H24.3.27	
	2・2・24	山入端公園	0.13	S60.9.21	0.12	S61.4.1	
	2・2・25	東江第一公園	0.12	S62.1.10	0.14	S63.4.1	
	2・2・26	大西第二公園(大西サンライト公園)	0.45	S62.1.10	0.45	S63.4.1	
	2・2・27	大中第二公園(大中嵩原公園)	0.24	S62.9.1	0.23	H14.1	
	2・2・28	宮里第五公園(ふたば公園)	0.15	S62.9.1	0.15	H14.1	
	2・2・29	宮里第六公園(ロケット公園)	0.12	H2.10.23	0.12	H4.4.1	
	2・2・30	屋部久護公園	0.17	H4.12.5	0.17	H6.4.1	
	2・2・31	あだね川公園	0.80	H9.8.18	0.80	H23.10.17	
	2・2・32	宇茂佐原公園	0.40	H9.8.18	0.40	H23.4.22	
	2・2・33	大増原公園	0.30	H9.8.18	0.30	H23.10.17	
	2・2・34	西兼久公園	0.30	H9.8.18			
近隣公園	暗川公園		0.21	S60.4.9			
	知真嘉第1公園		0.15	S60.4.9			
	知真嘉第2公園		0.20	S60.4.9			
	福福地公園		0.21	S60.4.9			
	大堂原第1公園		0.18	S60.4.9			
	程順則公園		0.35				
	屋部親水公園		0.65				
	辺野古公園				0.41	H5.5.1	
	カルチャーハイツ公園				0.56	H10.4.1	
	大北第二公園				0.26	H10.4.1	
	山田公園				0.12	H12.7.1	
	大浦公園				0.34	H12.7.1	
	仲尾公園				0.19	H15.4.1	
	久志公園				0.25	H15.10.8	
	緑のネットワーク広場				1.20	H15.10.8	
	久志福地原公園				0.41	H16.6.1	
	辺野古前上原公園				0.91	H16.8.3	
	豊原多目的広場				1.09	H16.11.21	
	世富慶街区公園				0.12	H18.6.19	
	屋部渡波屋公園				0.13	H18.6.19	
地区公園	大川公園				0.09	H22.7.6	
	呉我多目的広場		1.28				
	喜瀬多目的広場		0.48				
小計			11.13		12.29		
近隣公園	3・4・1	宮里公園	4.20	S38.7.16	4.20	H8.4.1	
	3・3・3	伊差川公園	3.70	S56.12.27	3.20	H4.4.1	
	3・3・4	大中公園	2.40	S61.2.13	2.40	H15.4.1	
	3・3・5	真喜屋公園	0.90	H33.5	0.90	H7.4.1	
	3・3・6	世富慶公園	1.45	H39.27	1.45	H11.5.31	
	3・3・7	為又公園	1.60	H7.2.10	1.60	H15.4.1	
	3・3・2	宇茂佐の森公園	3.30	H7.10.11	3.30	H15.4.1	
	3・5・2	喜瀬公園	10.00	S55.2.28	1.60	H5.5.1	
小計			27.55		20.01		
地区公園	4・4・1	名護兼久公園	7.60	S57.12.13			
	4・4・2	田井等公園	4.10	H14.1.18			
小計			11.70				
総合公園	5・5・1	名護浦公園(21世紀の森)	26.00	S38.7.16	20.70	S52.6.13	
小計			26.00		20.70		
広域公園	9・6・1	名護中央公園	71.10	S38.7.16	59.05	H2.3.31	
小計			71.10		59.05		
都市緑地		前之宮緑地	0.18	S38.7.16			
		港緑地	0.93	S54.8.29	0.79	S57.3.31	
		大西緑地	0.27	S54.8.29	0.28	S56.5.20	
		大中緑地	0.50	S57.10.23	0.65	H2.4.1	
		ガジュマル緑地	0.07	H4.6.11	0.07	H8.4.1	
		安和・山入端緑地	2.10	H17.3.10	0.62	H19.9.5	
小計			3.50	H18.3.2	0.46	H24.2.1	
墓園			7.55		2.87		
		名座喜原墓園	9.90	S38.7.16			
		一号宇茂佐墓園	5.80	S58.11.4			
小計			15.70				
合計			170.73		114.92		
			※名護中央公園を引いた面積		55.87		

3) 本市の市街地における都市公園の分布状況

歩いていける範囲内に公園があるかどうかを、街区公園、近隣公園からの誘致圏、及びその他公園の配置状況からみると、大中地区、大西地区、城地区等の中心市街地部や大北地区において街区公園や近隣公園等の身近な公園が不足している地域があります。

中心市街地については、未整備の計画公園も特になく、先に見たように緑被率も低い値です。建物も密集しており、みどりによる潤いが不足している地域といえます。



※街区公園は公園から半径 250m区域を、近隣公園は公園から半径 500m区域を誘致圏として表示

■市街地における都市公園分布状況図

(3) 緑化の現況

1) 主要公共施設の緑化状況

用途地域内にある公共施設（比較的敷地規模の大きな施設）の緑化状況を下表に示します。

緑化率の平均は 20.2% で、おおむね敷地の 2 割程度が緑化されている状況です。

官公庁等の平均緑化率は 22.2%、学校（小中高等学校）の平均緑化率は 18.4% で大きな違いは見られません。

また、施設ごとに緑化率を見ると、敷地の 4 割以上が緑化されている施設や 1 割に満たない施設等様々であり、施設によるばらつきが大きいことが分かります。

■主要公共施設の緑化率現況

区分	施設名	緑化率 (%)
官公庁等	市役所	44.9
	県合同庁舎	17.9
	県立北部病院	11.8
	北部福祉保健所	12.5
	介護老人福祉施設 名護厚生園	42.0
	北部国道事務所	11.7
	市民会館、下水処理場	31.7
	北部ダム統合管理事務所	5.3
	緑化率	22.2
学校	名護小・中学校	16.7
	東江小学校	22.9
	大宮小学校	23.2
	大北小学校	27.9
	東江中学校	11.1
	大宮中学校	12.9
	名護高校	21.7
	名護商工高校	9.8
	名護商業高校跡地	19.8
	緑化率	18.4
	緑化率	20.2

・緑化率：各施設の敷地内にある緑被地／敷地面積 × 100（各施設の敷地は図上判読による）

・官公庁等は、敷地規模の大きな主要な施設を調査対象とした。

・北部農林高校は、緑被地の状況が他の学校と異なるため調査対象外とした。

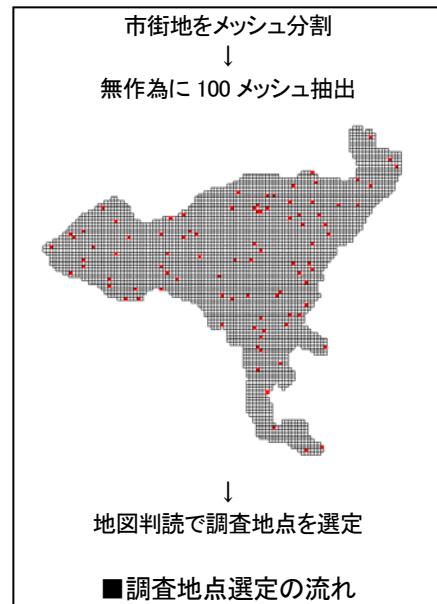
2) 民有地の緑化状況

民有地の緑の状況について、人が多く暮らす市街地（一部郊外）を中心に、見た目の緑の感覚をあらわす緑視率に関する調査を行いました。

①調査地点と調査方法

緑視率とは、下図に示すように、ある調査地点における“見た目”の緑の割合です。

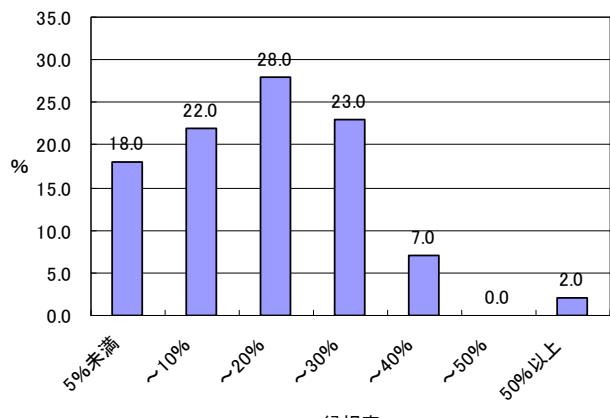
本調査では、市街地から任意に 100 地点を設定していますが、調査地点の設定にあたって、まんべんなく客観的に選定するために、市街地をメッシュ分割した後に、無作為でメッシュを抽出し、抽出されたメッシュ内から地図判読により地点を選定するという手法を用いています。



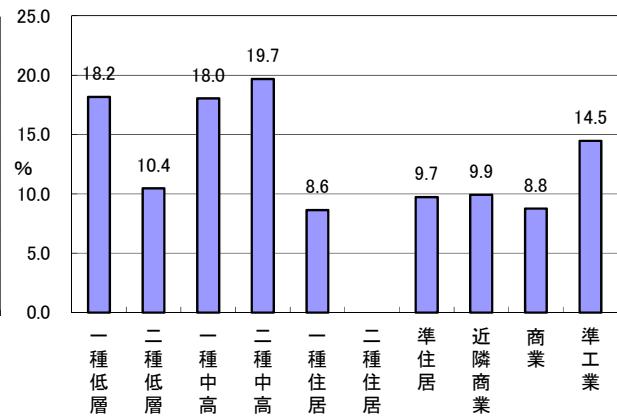
②調査結果

100 地点の平均緑視率は 15.5% でした。分布区分は左下グラフの通りで、緑視率 10~20% の地点が最も多く、全体の 28% を占めています。

また、用途地域別の平均は右下グラフの通りで、低層及び中高層住居専用地域は、おおむね 20% 近くの緑視率です。反面、商業系の用途地域では、平均緑視率が 10% 未満となっています。



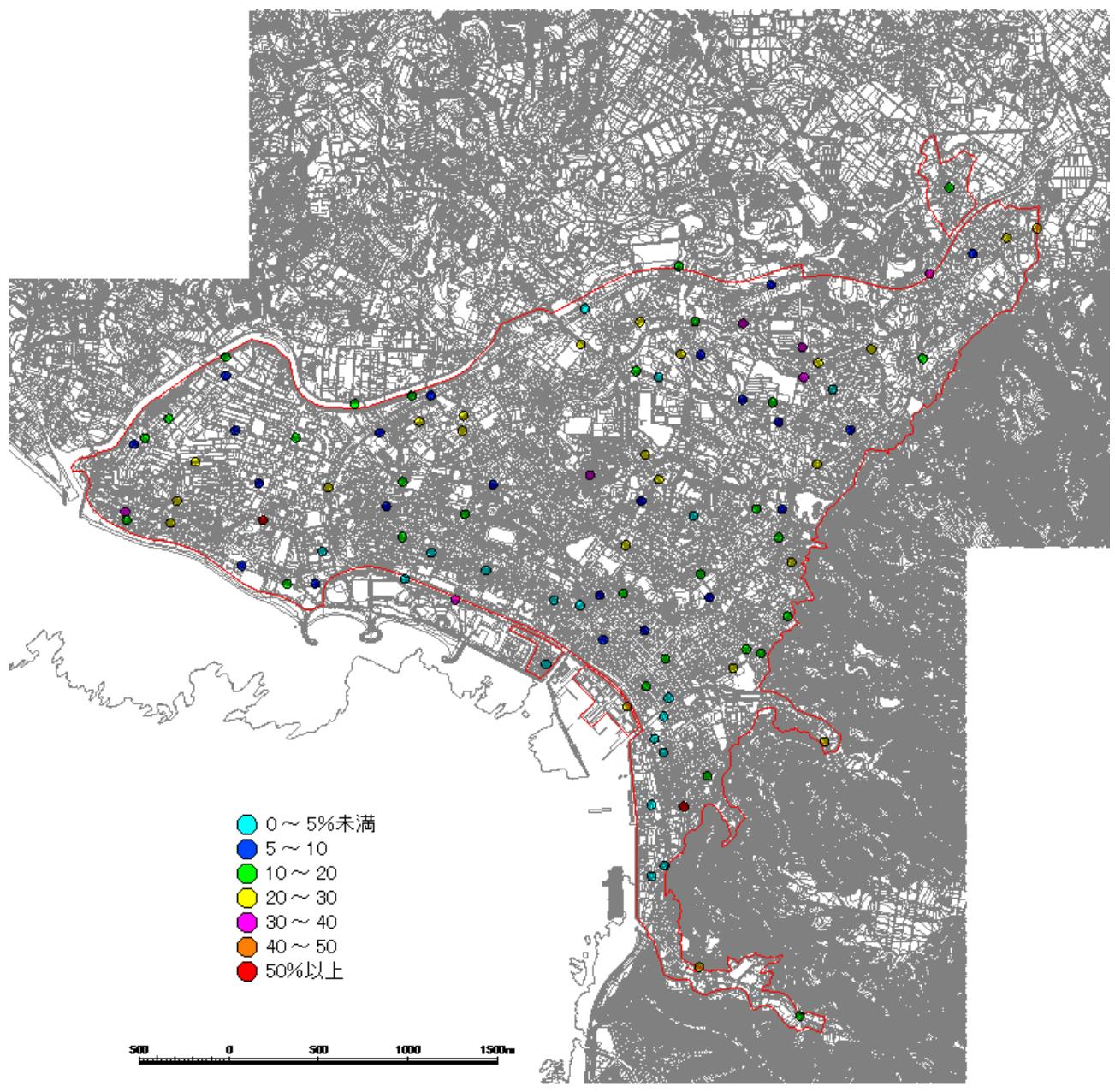
■緑視率の区分分布



■用途地域別の平均緑視率

調査地点毎の緑視率の状況を下図に示します。

緑視率は、視点場の設定による変動が大きい点に留意する必要がありますが、総じて、斜面や丘陵地のある内陸部の値が高く、地形が平坦な臨海部は低い傾向にあります。



■地点別緑視率の状況

「都市の緑量と心理的効果の相関関係の社会実験調査について（国土交通省）」によると、緑視率がおよそ25%を超えると、人間は緑が多いと感じはじめると報告されています。

本市の市街地を展望する地点からの緑視率は26.4%であり、このことからも、本市は見た目の緑が豊かな市街地であると言えます。（写真①）

しかし、市街地の中にはほとんど緑のない箇所もあり（写真②）、場所による差違は大きいようです。

緑視率を高める要因として代表的なものは、住宅地においては生け垣です。（写真③）

また、街路樹の緑も緑視率を高めるのに効果的です。（写真④）



写真① 緑視率 26.4%



写真② 緑視率 0.07%



写真③ 緑視率 17.7%



写真④ 緑視率 23.3%

3) 緑化に関する他都市の取り組み

緑化の義務づけを行っている都市の事例を以下に示します。

市	手法	内容												
名古屋市	都市緑地法による緑化地域制度 用途地域に対しては都市緑地法による規制、市街化調整区域に対しては独自条例による規制を設け、市全域を対象としている。	<ul style="list-style-type: none"> 対象は 300 m²以上の敷地 (建ぺい率が 60%を超える地域は 500 m²以上) (市街化調整区域においては 1,000 m²以上) 基準内容は右表のとおり。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緑化率の最低限度</th> <th>用途地域等 (建ぺい率の最高限度=指定建ぺい率の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%</td> <td>第1種・第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域の一部</td> </tr> <tr> <td>15%</td> <td>第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種・準住居地域、準工業・工業専用地域</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td>近隣商業・商業地域</td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td>市街化調整区域</td> </tr> </tbody> </table> </div>	緑化率の最低限度	用途地域等 (建ぺい率の最高限度=指定建ぺい率の場合)	20%	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域の一部	15%	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種・準住居地域、準工業・工業専用地域	10%	近隣商業・商業地域	20%	市街化調整区域		
緑化率の最低限度	用途地域等 (建ぺい率の最高限度=指定建ぺい率の場合)													
20%	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域の一部													
15%	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種・準住居地域、準工業・工業専用地域													
10%	近隣商業・商業地域													
20%	市街化調整区域													
東京都	条例による緑化制度 『東京における自然の保護と回復による条例』により、緑化基準を設け、届出を義務づけている。また基準を解説した「緑化計画の手引き」を作成している。	<ul style="list-style-type: none"> 対象は 1,000 m²以上の敷地 (公共施設は 250 m²) 基準内容は下表のとおり。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般</th> <th>総合設計等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上部の緑化</td> <td>次のいずれか小さいほうの面積以上 A) (敷地面積-建築面積) × 0.2 B) {敷地面積- (敷地面積×建蔽率× 0.8)} × 0.2</td> <td>(敷地面積-建築面積) × 0.3</td> </tr> <tr> <td>建築物上の緑化</td> <td>屋上面積 × 0.2</td> <td>屋上面積 × 0.3</td> </tr> <tr> <td>接道部の緑化</td> <td>建物用途と敷地規模に応じた緑化率の基準を定める。 最小 (3000m²未満の店舗等) 30%~ 最大 (30000m²以上の住宅、宿泊施設、学校など) 80%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>		一般	総合設計等	地上部の緑化	次のいずれか小さいほうの面積以上 A) (敷地面積-建築面積) × 0.2 B) {敷地面積- (敷地面積×建蔽率× 0.8)} × 0.2	(敷地面積-建築面積) × 0.3	建築物上の緑化	屋上面積 × 0.2	屋上面積 × 0.3	接道部の緑化	建物用途と敷地規模に応じた緑化率の基準を定める。 最小 (3000m ² 未満の店舗等) 30%~ 最大 (30000m ² 以上の住宅、宿泊施設、学校など) 80%	
	一般	総合設計等												
地上部の緑化	次のいずれか小さいほうの面積以上 A) (敷地面積-建築面積) × 0.2 B) {敷地面積- (敷地面積×建蔽率× 0.8)} × 0.2	(敷地面積-建築面積) × 0.3												
建築物上の緑化	屋上面積 × 0.2	屋上面積 × 0.3												
接道部の緑化	建物用途と敷地規模に応じた緑化率の基準を定める。 最小 (3000m ² 未満の店舗等) 30%~ 最大 (30000m ² 以上の住宅、宿泊施設、学校など) 80%													
浦添市	景観計画による緑化基準	<ul style="list-style-type: none"> 重点まちづくり地区では、ほぼ全ての建築行為・開発行為に対し、「敷地面積の 5 %以上の緑地を設け、それらを間口の 1/4 以上に配置するよう工夫する」と規定。 その他市域では、大規模建築物等に対し、「敷地面積の 3 %以上の緑地を設け、それらを間口の 1/5 以上に配置するよう工夫する」と基準を設定している。 												
石垣市	景観計画による緑化基準	「緑化や修景が施されている空間の確保」の基準を、農村・郊外系の地区で敷地面積の 40%ないし 50%以上、市街地で 20%以上と定めている。												

4) 近年の建築動向

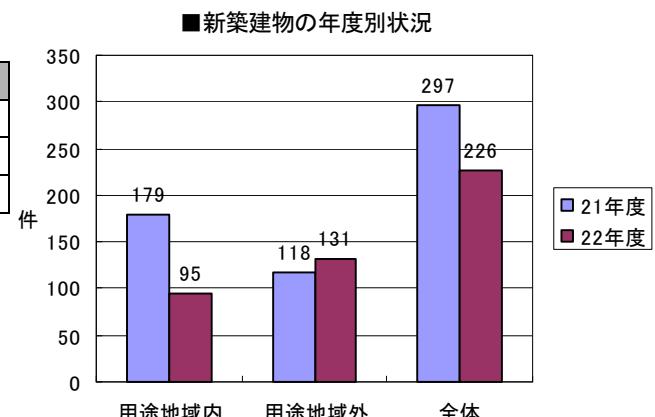
前ページで整理したように、何らかの緑化ルールを定める場合、開発行為に対して、その立地地域や開発規模等に応じた緑化率を定めるケースが多くあります。そこで、本市の開発実態を把握するために、建築確認申請を元に平成 21～22 年度における新築建物建築実態を調査、整理しました。

①新築建物の件数

平成 21～22 年度における新築件数の合計は 523 件で、全体の 52.4%が用途地域内の立地となっています。

表 新築建物の年度別状況

年度	用途地域内	用途地域外	全体
21	179	118	297
22	95	131	226
計	274	249	523

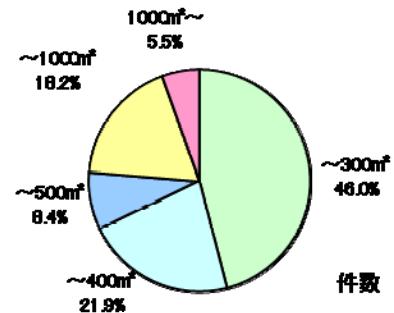


②敷地規模特性

平成 21～22 年度における、用途地域の新築物件 274 件について、敷地規模別の分布を見ると、敷地面積が 300 m²未満の物件が全体の 46.0%を占めており、1000 m²以上の物件は 5.5%程度です。

表 新築建物の敷地面積分布(件数ベース)

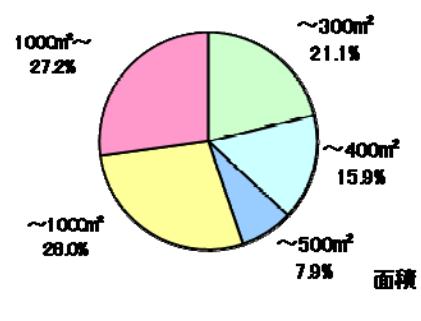
敷地規模	件数	割合
~300 m ²	126	46.0
~400 m ²	60	21.9
~500 m ²	23	8.4
~1000 m ²	50	18.2
1000 m ² ～	15	5.5
計	274	100.0



上記について面積ベースで実態を見ると、平成 21～22 年度における、用途地域の新築物件の敷地面積合計は約 13ha で、敷地面積が 300 m²未満の物件が全体の 21.1%、1000 m²以上の物件が 27.2%を占めています。

表 新築建物の敷地面積分布(面積ベース)

敷地規模	面積	割合
~300 m ²	27,537	21.1
~400 m ²	20,752	15.9
~500 m ²	10,288	7.9
~1000 m ²	36,595	28.0
1000 m ² ～	35,473	27.2
計	130,645	100.0

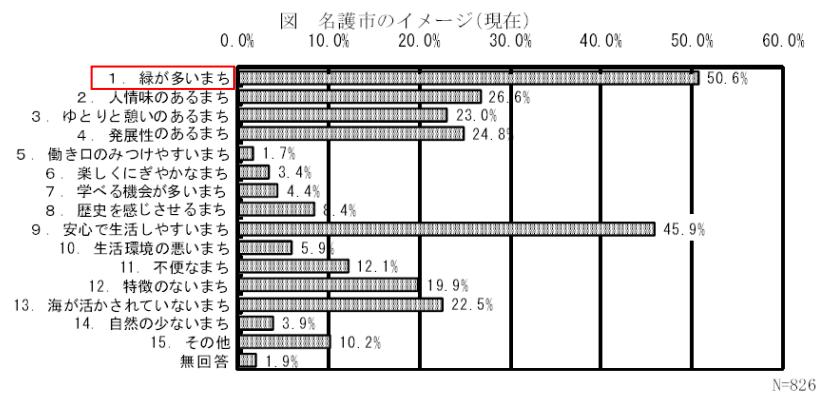


(4) みどりに関する市民の意識調査（既往アンケートより）

第4次名護市総合計画策定時の市民アンケート（平成19年実施）から、みどりに関する市民意識を整理しました。

■名護市のイメージ

本市のイメージとしては、「緑が多いまち」との意識が最も高くあります。市街地の中や周囲にもまとまとった緑地があるため、生活感覚としてみどりが多いと感じる市民が多いと考えられます。

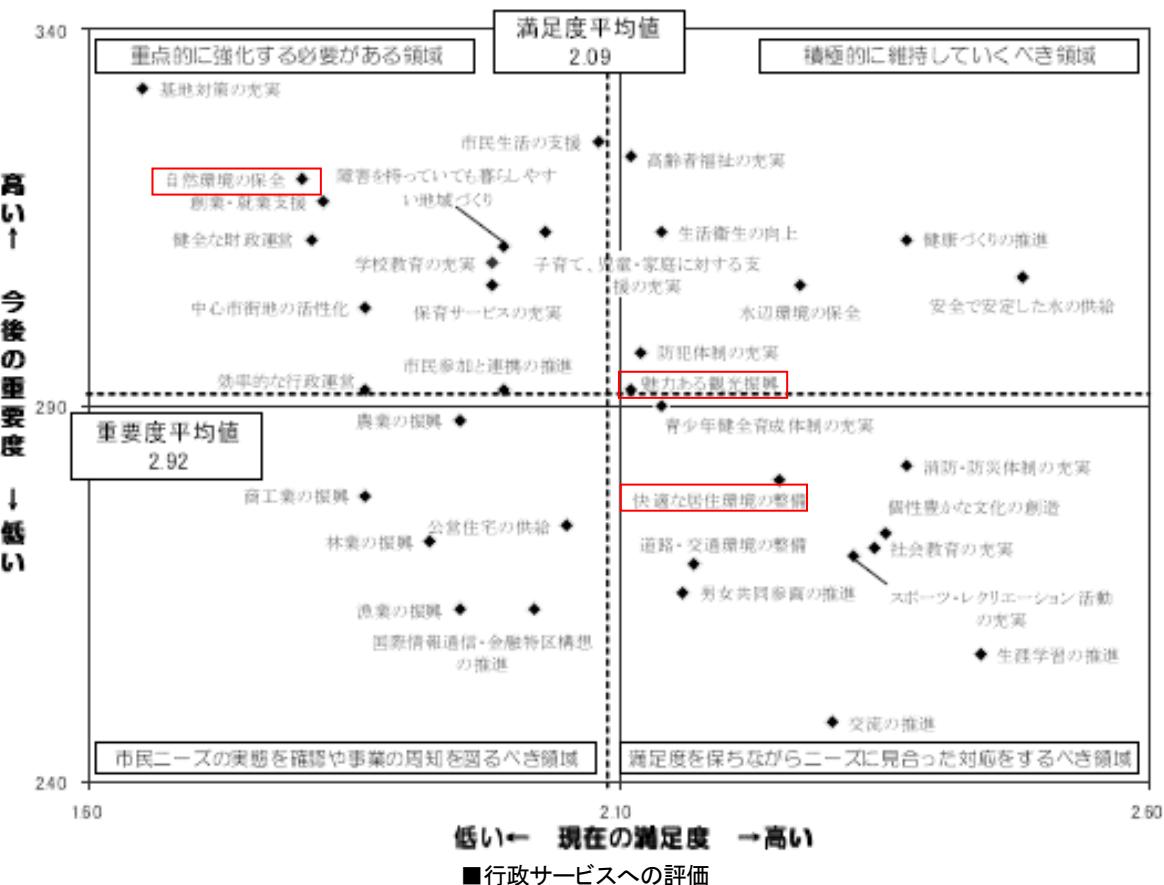


■行政サービスへの評価

現状の満足度と今後の重要度による行政サービスへの評価を見ると、“重点的に強化する必要がある領域”に「自然環境の保全」があげられています。

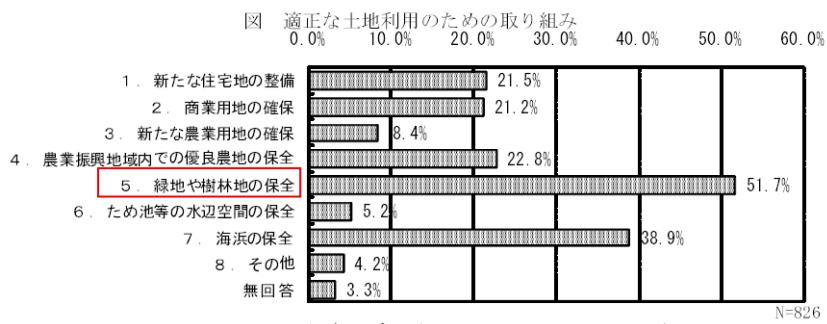
また、“積極的に維持していくべき領域”に「魅力ある観光振興」があげられており、観光振興を支援するみどりの役割も重要と考えられます。

◆住民満足度の分布図



■今後の適正な土地利用のための取り組み

今後の適正な土地利用のため、今後特に力を入れて取り組まなければならないこととしては、「緑地や樹林地の保全」が半数を超えて最も多くあります。



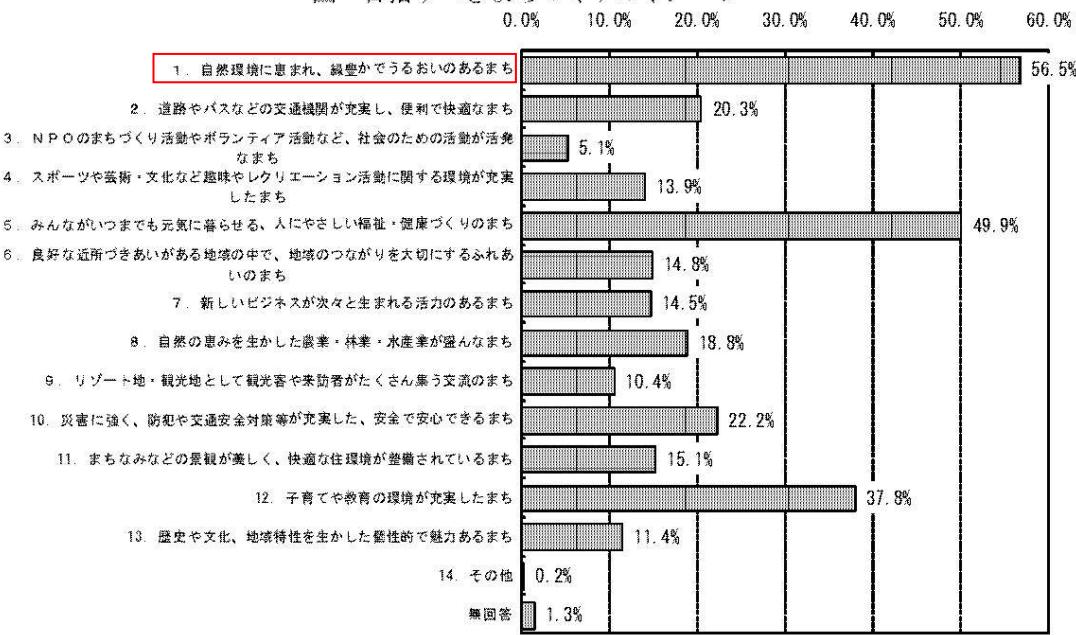
■今後の適正な土地利用のための取り組み

■めざすべきまちづくりのイメージ

本市がこれからめざすべきまちづくりのイメージは、「自然環境に恵まれ、緑豊かでうるおいのあるまち」が56.5%と6割近くに上っています。

現況へのイメージでも「緑が多いまち」をあげる市民が最も多かったことから見ても、みどりの保全や創出は、市民意識の中でも大きなウェイトを占めているものと考えられます。

図 目指すべきまちづくりのイメージ



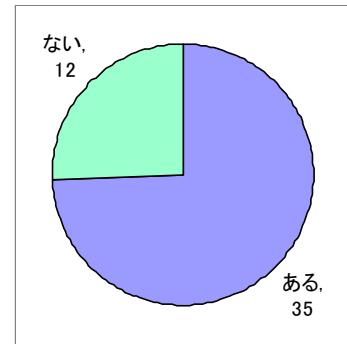
■めざすべきまちづくりのイメージ

(5) 公園に関する意識調査

公園整備や維持管理等に関して、市内の 55 区へアンケートを実施しました。(平成 24 年 12 月実施)

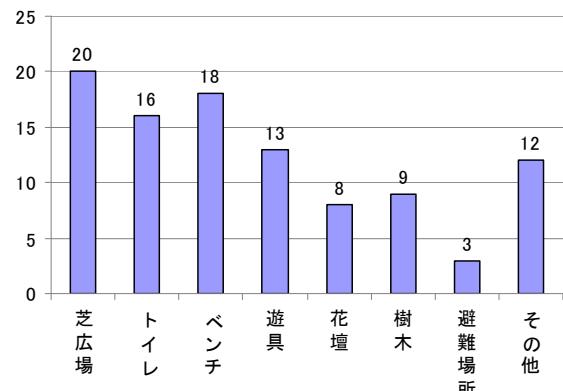
■公園整備の必要性

区内に新たに公園が必要との回答は 35 区 (74%) でした。
(回答数 47)



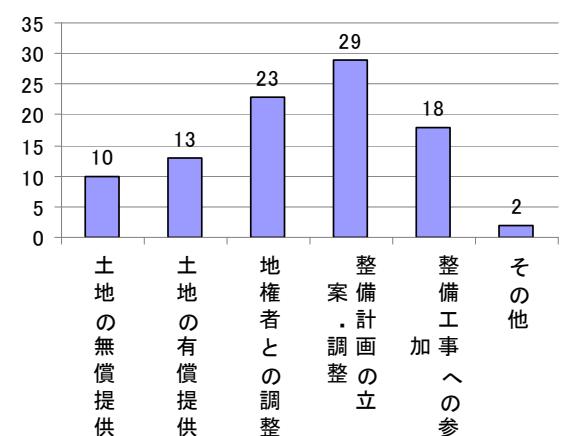
■区内に公園を整備する場合に望む施設

区内に新たに公園を整備する場合に望む施設としては、芝広場やベンチ、トイレ等の施設が多くあげられました。



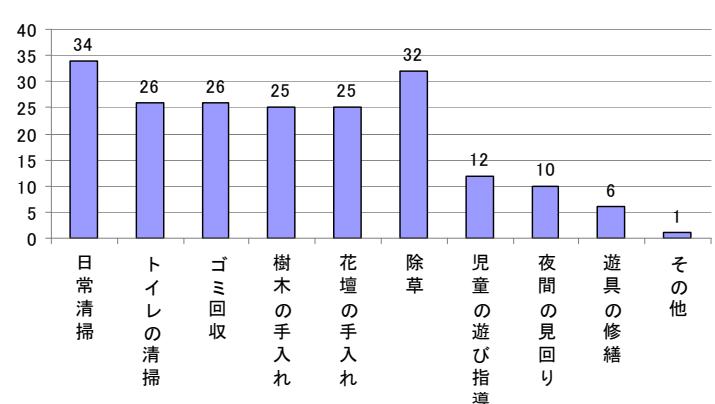
■区内に新たに公園を整備する場合に協力できること

区内に新たに公園を整備する場合に協力できることとしては、整備計画の立案・調整や地権者との調整等の意見が多くあげられました。



■区内に新たに公園を整備した場合に協力できること

区内に新たに公園を整備した場合に協力できることとしては、日常の清掃や除草等の回答が多く、それ以外にもトイレ掃除、ゴミ回収等、日常の維持管理活動への協力をあげた回答が多く見られました。



(6) 上位・関連計画

・名護都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(H21.3策定、目標年はH37)

●都市づくりについて

1) 基本理念

本区域においては、ユニバーサルデザインの考えを積極的に取り入れたすべての人が自らの意思で自由に行動し、社会参加のできる「すべての人にやさしいまちづくり」を行政や住民が一体となって進めるとともに、豊かな自然環境を保全・活用しつつ都市機能が集積する持続的発展が可能な魅力ある都市の実現をめざし、都市の歴史的・文化的価値を高めます。

2) 広域的な位置付け

自然交響都市圏・やんばる（やんばるの自然と響きあうまち）

3) 基本方針

山紫水明やんばるの文化的で
心が響きあう（ハートコミュニケーションが生まれる）魅力あるまちづくり
—自然と発展が調和するまち—

- ①北部都市圏で連携した都市づくり
- ②自然共生型土地利用を基盤とした循環型の都市づくり
- ③北部の中核都市づくり
- ④心が響きあう市街地の再生を核とした都市づくり
- ⑤国際的な観光都市づくり
- ⑥新たな産業が集積する東海岸の魅力ある都市づくり

●自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

自然—ふるさとやんばるの心—を感じる都市環境

2) 緑地の確保水準

①緑地確保の目標水準

市街地一帯における緑地確保の目標量	1,725 ha
市街地一帯に対する割合	70.1 %

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成17年（現況）	平成37年（目標）
都市公園等の整備面積	42.0 ha	257.4ha
都市計画区域人口1人当たりの整備面積	7.1 m ² /人	38.5 m ² /人

資料：沖縄の都市公園

3) 主要な緑地の配置の方針

①環境保全系統

水源涵養機能を有するスンジャーガー流域等の名護市を囲む山頂部や名護岳及び多野岳の頂部緑地は、自然共生回廊の拠点として維持し、自然の保全・活用拠点を形成します。また、関連する地域制緑地を生かし、北部脊梁山系に続く名護岳・多野岳山稜及び羽地ダム一帯のやんばるの森の保全、部瀬名海域や大浦湾の良好な海域の保全及び名護城跡とこれに連なる緑地等の保全に努めます。

②レクリエーション系統

21世紀の森（名護浦公園）は、その文化的機能にスポーツ機能を加えて、広く来訪者が集うスポーツコンベンションの拠点となる公園として整備・拡充を進めます。

また、羽地内海、東海岸での緑地整備を促進します。

③防災系統

市街地周辺には、津波避難に対応する広域防災公園の確保を検討するとともに、21世紀の森（名護浦公園）の海岸緑地の充実・21世紀の森づくりを進めます。

また、市街地に接する斜面や幸地川等の水辺空間は、防災環境軸として保全・整備し、安心・安全で快適な市街地形成に努めます。

④景観形成系統

市街地を囲む名護岳や嘉津宇岳は、空に描く輪郭線や斜面の緑等の景観を保全し、嵐山や多野岳等については、眺望確保に努めます。

また、名護湾や羽地内海、大浦湾は、赤土流出防止対策等により水辺景観の保全を図り、21世紀の森（名護浦公園）から安和にかけた採石場や採石跡地一帯については、緑化等景観の修復に努めます。

4) 主要な緑地の確保目標

■公園緑地等の整備目標及び配置の方針

種別	配置方針	平成17年	平成27年
住区基幹公園	街区公園 1m ² 以上を満たすよう、特に市街化進展範囲での配置に努めます。	2.41 m ² /人	4.56 m ² /人
都市基幹公園	住民1人当たり 1.5 m ² 以上の運動公園の配置に努めます。	3.55 m ² /人	4.84 m ² /人
広域公園	名護城公園（名護中央公園）の供用促進と整備を図ります。	0.80 m ² /人	7.42 m ² /人
その他の公園緑地 (都市基幹公園、特殊公園等)	北部都市圏の中核的都市として、スポーツや海をテーマとした整備を図ります。	0.30 m ² /人	11.91 m ² /人
合計		7.1 m ² /人	28.7 m ² /人

資料：沖縄の都市公園

■風致地区・緑地保全地域等の指定の方針

種別	配置方針	平成17年	平成27年
風致地区 (緑地保全地域 特別緑地保全地区)	名護市街地の東側を囲む九年又等既指定4地区に加えて北から西への丘陵地帯の保全を図り、市街地周辺の環境緑地帯・緑地回廊を形成する新規の指定と重要範囲の緑地保全地域指定を検討します。	45.4 ha	78.7 ha
その他の地域制緑地	現行の国定公園、鳥獣保護区、自然環境保全地域、天然記念物、保安林等の郊外の緑地については、指定の継続・拡充、維持管理の充実に努めます。	2,130.6 ha	2,130.6 ha
	市街地内残存緑地は条例緑地として確保を図り、重要対象地は緑地保全地域指定による保護を検討します。	0 ha	5.3 ha
合計		2,176 ha	2,215 ha

※端数処理の関係上、内訳の和は必ずしも一致しない。

・第4次名護市総合計画（H21.3策定、計画期間はH21～30年度）

●まちづくりの目標

人と自然が響きあい 未来をひらく 和みのまち

●6つの政策

- 政策1 支え合いの心で結ぶ 笑顔あふれるまち
- 政策2 ふるさとに誇りを持ち 心豊かな人を育むまち
- 政策3 自然の力を生かし創るエコな自立型産業のまち
- 政策4 人の和でつくる 自然と都市が調和した快適なまち
- 政策5 健全な行財政運営と協働のまち
- 政策6 基地問題への対応

●公園緑地関連施策

政策3 自然の力を生かし創るエコな自立型産業のまち

施策2 観光の振興

- 既存観光資源の活用
 - ・地域の歴史・文化資産の保全・活用

政策4 人の和でつくる 自然と都市が調和した快適なまち

施策1 自然と共生するまち

- 自然環境と調和した土地利用の誘導
 - ・開発と保全の調整、各種土地利用誘導手法による土地利用の適正化に努める

施策3 快適な居住環境の整備

- 土地利用の適正な規制・誘導
 - ・地区計画の導入等による健全な都市環境の実現に取り組む
- 公園の整備推進と維持管理の充実
 - ・安全性に配慮した親しみのある公園の計画的な整備
 - ・総合運動公園の実現に向けた取り組み
 - ・効率的・効果的、地域住民との協働による維持管理の検討

・名護市都市計画マスターplan（H18.8策定、目標年はH32）

●都市将来像

豊かな自然と魅力ある都市機能が調和した共生・自治・能動するまち・名護

●基本方針

- コンパクトシティの形成と地域の特徴を活かしたまちづくり
- 小さな世界都市をめざした魅力ある持続可能なまちづくり
- やんばるの自然と地域資源を守り育てるまちづくり
- 安全で豊かな生活環境の創出と地域コミュニティを継承するまちづくり

●公園・緑地の整備方針

（1）公園

- ①都市計画決定公園の整備推進と地域の実状に応じた公園の配置の検討
- ②用途地域周辺や久辺地域における、地域のまちづくり計画にあわせた公園確保の検討
- ③市民ニーズの変化や老朽化施設への対応による既存施設の質の向上
- ④農村地域における適切な農村公園の配置検討
- ⑤公園の維持・管理における地域住民の参加体制づくり

（2）緑地

- 市街地や集落に残る地域資源としての緑地の保全と、地域の憩いやレクリエーション、災害時の避難場所等への活用

（3）緑のネットワーク

- ①幹線系道路沿道の緑化による自然体験ゾーン間をつなぐ都市レベルの緑のネットワーク形成
- ②歩行系動線、沿道民地等の地域ビジョンにあった統一的な緑化促進による地区レベルの緑のネットワーク形成（市街地ネットワーク、サイクリングロード等）

（4）グリーンベルト

- 市街地周辺部における、無秩序な市街地の拡大を抑制する緑地帯の設置

・名護市景観計画（H25.3 策定）

●市の景観将来像：三つの海とやんばるの森に抱かれた 山紫水明 あけみおのまち “なご”

●市の景観形成方針

- ◇青く澄んだ「三つの海」と緑深き「やんばるの森」がつくりだす特徴ある景観を守り、育て、いかす
- ◇それぞれの「景域」における特徴ある魅力を守り、つくり、育て、いかす
- ◇それぞれの「景域」における眺望ポイントからの景観を守り、育てる
- ◇「やんばる」の中心都市として、住まう人が誇りに思い、訪れる人々を魅了するまちなみ景観を創造する
- ◇それぞれの「景域」の景観特性を象徴する、魅力ある沿道景観を持つ「景観軸」を守り、つくり、育てる
- ◇「市民」「事業者」「名護市」がそれぞれの役割を果たす、協働による景観まちづくりを推進する

●景観計画の区域：本市全域

●地域ごとの景観将来像

▽市街地地域

名護城の麓に広がる豊かな歴史・文化 ナゴランと桜が薫る賑わいあるゆいむんのまち 名護

▽瀬喜田（三共）地域

夕陽に染まる穏やかな白浜と静かで美しい山並み 自然豊かな国際観光リゾート 三共地域

▽屋部地域

雄大な嘉津宇の峰と屋部浦に抱かれた美しい郷里 自然と共に成長する美しい里山 屋部

▽羽地地域

穏やかな羽地内海と黄金波打つターブル 清き大川と緑が調和する農の里 羽地

▽屋我地地域

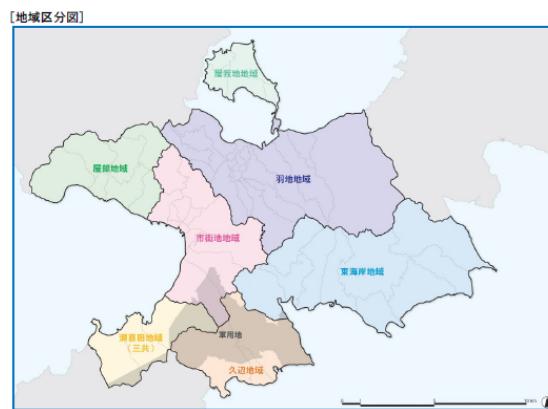
農地と海が織りなす風光明媚な源風景 3つの橋が自然と人を結ぶ賑わいの島 屋我地

▽東海岸地域

緑豊かな山々と懐深き大浦湾 花と緑が育む朝日輝く水の里 東海岸

▽久辺地域

自然・農業・まちが生み出す心地よい調和 未来可能性を拓く学園・産業地域 久辺



●モデル地区の景観将来像

▽勝山地区

シーカッワーサー・ヒージャー・山「3つの宝」が育む先人たちの夢 いやしの里・勝山

▽東江地区

緑・海・夕陽がとけこむ魅力あふれるまち 未来に残す由緒ある名護まち・東江

▽喜瀬地区

朝陽に輝くシラガムイ黄金に染まる真謝川 自然豊かな国際観光リゾート 喜瀬の浦



4 現行計画の整理

- 1 策定年：平成 13 年 3 月
- 2 目標年：平成 32 年（中間年 22 年）
- 3 将来像：「緑の核」－名護を包み育む、すぐれた自然の緑の保全・充実
 - 「緑の縁どり」－緑による安定した環境づくり
 - 「緑のまち」－緑豊かな生活環境づくり
 - 「緑の顔」－名護の顔づくり
- 4 緑の方策（実現のための方策）

緑地を確実に担保する	すぐれた自然地と生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・「名護市土地利用計画」条例化 ・保安林拡大 ・保護林指定 ・緑地保全地区指定 ・市民の森整備 ・保全区域の指定
	景観・風致の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園等の確保・整備 ・風致地区指定 ・緑地保全地区指定 ・保存樹・保存樹林制度の活用
	貴重・希少な緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・天然記念物等の指定
	環境の安定に資する緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林指定 ・集落保護林用地・修景林用地の指定 ・遊水池指定 ・新規遊水池設置
	健全な生態系の回復	<ul style="list-style-type: none"> ・県赤土防止条例の活用 ・河川・海岸・道路の多自然型整備
緑の質を高める	緑地の防災機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・防災公園の設置 ・多目的遊水池の指定
	生産を通じた良好な緑の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・荒蕪地の活用推進
	緑の核づくり・軸づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の森・県民の森新設 ・街路緑化の充実 ・河川緑地整備（拡幅）・親水整備 ・都市公園の整備
緑をふやす	不足する緑地の補完	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等のオープンスペースの活用
	まちの緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画・緑化協定・建築協定の適用 ・公共施設の緑化 ・緑化目標水準の設定

緑への関心を高める	環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各種学校・研究機関との連携 自然体験施設の新規整備 学校における農園やビオトープの設置 環境教育の実施 民間の自然体験プログラム・エコツーリズムの支援・協力 リーダー養成
	市民緑化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 花の里づくりの継続 市民参加による公園緑地の計画・運営 (ワークショップ・管理委託)
	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供 緑に愛称をつけ、マップ等に掲載
緑づくりを支援する	緑化推進のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> 緑化コンクール、美しいむらコンクールの実施 緑化活動の表彰 緑化基金の創設 「緑バンク」の創設 リサイクルシステムの創設
	技術・資材・情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 緑化園芸に関する講習会の実施 緑化ガイドの作成 緑化活動団体等への苗・種子の配布

5 計画目標

		計画策定期 (H12)	中間年 (H22)	現況値	目標年次 (H32)
市街地に対する緑地確保の目標		16.3%	21.8%	24.6%*	22.8%
都市公園等の整備目標	都市公園	6.6 m ² /人	29.4 m ² /人	19.1 m ² /人***	31.6 m ² /人
	都市公園等	12.2 m ² /人	34.2 m ² /人	19.8 m ² /人***	38.3 m ² /人
人口目標		55 千人	65 千人	60 千人	75 千人

■現況値の解説 :

*市街地に対する緑地割合は緑被地面積の割合を記載しており、緑地面積とは異なる。

**都市公園供用面積 114.92ha、都市公園等供用面積 119.43ha を、平成 22 年国勢調査人口 60,231 人で除して算出した。

5 みどりの課題と改定の視点

(1) みどりの課題

■名護市を取り巻く環境問題への対応

本市は、多様性に富んだ植生や豊かな生物相に恵まれており、市域全体としては「緑が多いまち」のイメージがある一方で、中心市街地では、住宅やマンションの建設によって、樹林地や農地は減少し続けており、自然環境の保全に対する市民の満足度は低くなっています。

こうした豊かな自然環境や、身近な樹林地や農地を守り育てていくことが、みどりのまちづくりにとって重要な課題といえます。

■市民ニーズの多様化に対応した公園の適正配置と既存公園の再生

中心市街地等には、身近で多様なレクリエーション機能を担う住区基幹公園が不足している地域が見られるため、その充実を図る必要があります。

既存の公園についても、これまでに蓄積されてきたストックを活かす観点から、市民ニーズに対応した再生を図る必要があります。

■災害に強いまちづくりと連携した施策の展開

近年、防災に対する市民の意識が高まっており、大地震等の災害において、みどりは避難地や延焼遮断帯としても機能する重要な存在であります。したがって、避難地となる公共空地の不足している地域や密集市街地、斜面地にあるみどりのように、防災に資するみどりを守り、確保するとともに、広域避難地として災害対応・復興の拠点となる公園の機能を充実させることが課題です。

■景観まちづくりと一体となった取り組み

観光都市である本市にとって、サトウキビ畑等の田園風景や歴史的文化的価値のある名木等の美しい都市景観を構成するみどりは重要な存在であることから、景観法に基づく景観計画と連携し、みどりの保全と創出を図ることが必要です。

■公共施設の緑化推進

主な公共公益施設の緑化率は、施設によるばらつきが多い現状がありますが、公共公益施設は、民有地緑化のモデルとなるような緑化を進める必要があります。

■民有地の緑化促進

市の中心部には、緑被率が低く密集した市街地が広がっています。

こうした市街地においては、民家や事業所等の民有地の緑化を促進することが必要です。

■市民や企業のみどりのまちづくりへの参加促進

本市には、みどり（花）のまちづくりの活動団体があり、このような市民によるみどりの活動を広げていくためには、新たな担い手となる市民を発掘し参加を促進することや、活動の継続支援策の充実が必要です。

(2) 改定の視点

■防災や環境対策の強化

現行計画策定後の社会情勢の変化として特に大きい点は、東日本大震災や頻発する風水害を通して、安心・安全なまちづくりを構成する要素としてのみどりの重要性に、あらためて注目が集まっていることです。

また、地球温暖化や生物多様性の確保といった、環境面での水と緑の役割への期待も高まっています。

したがって、今回の改定にあたっては、このような防災や環境面に配慮した施策を検討します。

■上位・関連計画との連携による総合的な計画づくり

現行計画策定以後、環境の変化や市民ニーズの多様化等に伴い、国や県、市においても、法令の改正や新たな計画の策定等が行われてきました。こうした計画との連携を図りながら、本市のみどりの特徴を生かした保全・活用方策を検討します。

■実現性重視の計画づくり

現行計画では、市街地に対する緑地確保の目標や、一人当たりの都市公園面積等の目標数値が設定されていますが、目標値が現状に即していないなども見受けられます。また、各施策において、実行されていないものや、適切な進行管理や見直しが十分に行われていなかった経緯があります。

そこで改定にあたっては、当初計画の成果をふまえながら、各関係部署と十分に連携し、指標や目標値、施策の適切な見直しを行うことにより、現状に即し、かつ今後予想される変化を見据えた計画の推進をめざすこととともに、策定後についても、適切な進行管理や見直しを行うこととします。

■量から質への転換

人口増加が続く本市においても、現行計画策定時に比べると、その増加傾向は鈍化しています。また、レクリエーション機能だけではなく、防災機能の充実や生物多様性への配慮等、みどりの多面的な機能を踏まえた取り組みが求められています。したがって、今後は、公園・緑地を増やすことだけでなく、今あるみどりの質を高めるためのしくみも考えることが重要になってきます。

■多様な参加、連携方策の充実

本市のみどりを量・質ともに充実させていくためには、市民、事業者、ボランティア団体等、多様な主体の取り組みが重要です。市内のみどりの多くが民有地にあることから、みどりのまちづくりに対する市民参加機会や、緑化活動支援の充実、調整等の施策の強化が重要です。



6 計画の基本方針

(1) 基本理念

私たちが暮らす名護市は、やんばるの豊かな自然や美しいサンゴ礁の海に囲まれ、多種多様な動植物が生息する生命力に満ちた土地であり、また、県北部の拠点都市として、さまざまな人が集い、交流する土地でもあります。

この豊かなみどりや生態系を、私たち一人ひとりの意識と行動によって守り伝え、さらに、本市をみどりあふれる魅力ある都市にするため、ともに創り育んでいかなければなりません。

この計画では、上位計画である第4次総合計画のまちづくりの基本理念「ともに生きる」「自らはばたく」「響きあう」に基づき、「市民・事業者・行政の協働により、みどりを守り、創り、育て、活かす」ことを基本理念とします。

第4次名護市総合計画 基本理念

○ともに生きる

～人、自然、地域社会が生命豊かに支え合うまち～ 「共生」

私たち名護市民は、意見や立場を異にする者が互いに相手の存在価値や個性を認め合うとともに、豊かな自然や限られた地球環境を維持しながら、人と自然と地域社会が生命豊かに支え合う「共生」のまちづくりをめざします。

○自らはばたく

～伸びやかに自分らしくはばたける誇りに満ちたまち～ 「自治」

市民一人ひとりが自分らしい個性を育み、伸ばし、それぞれの個性が輝きながら、多様性にあふれ、自らの責任において主体的に行動していく姿勢をもった「自治」のまちづくりをめざします。

○響きあう

～まずの一歩が力を結集し、大きく鼓動するまち～ 「協働」

名護市においては、老若男女がそれぞれの持てる力を自らの主体的・自発的な意思により「まずの一歩」を踏みだし、その動きに共感した市民の協力が大きなエネルギーとなり、活動の輪が広がっていく「能動」から「協働」へと展開していくまちづくりをめざします。

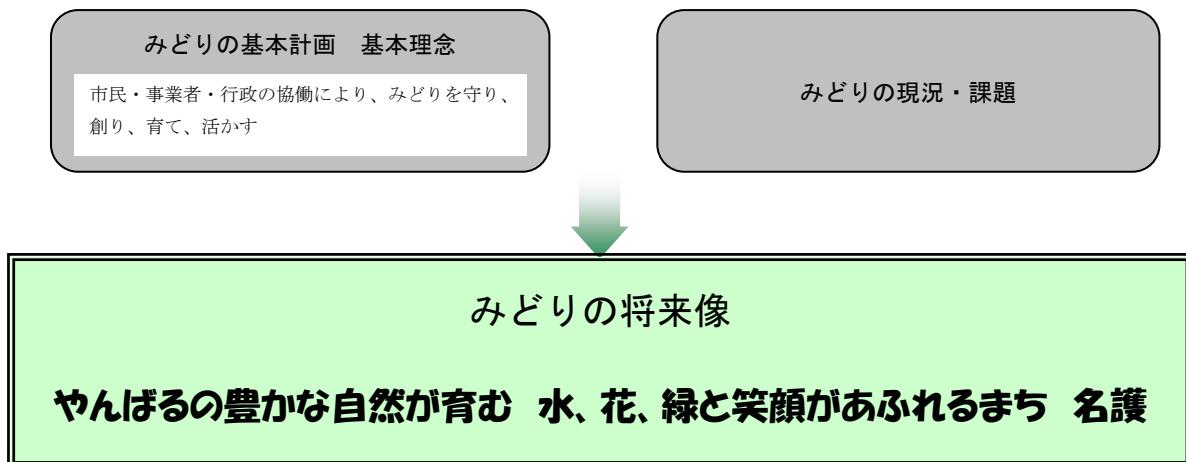


みどりの基本計画 基本理念

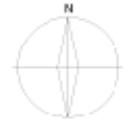
市民・事業者・行政の協働により、みどりを守り、創り、育て、活かす

(2) みどりの将来像

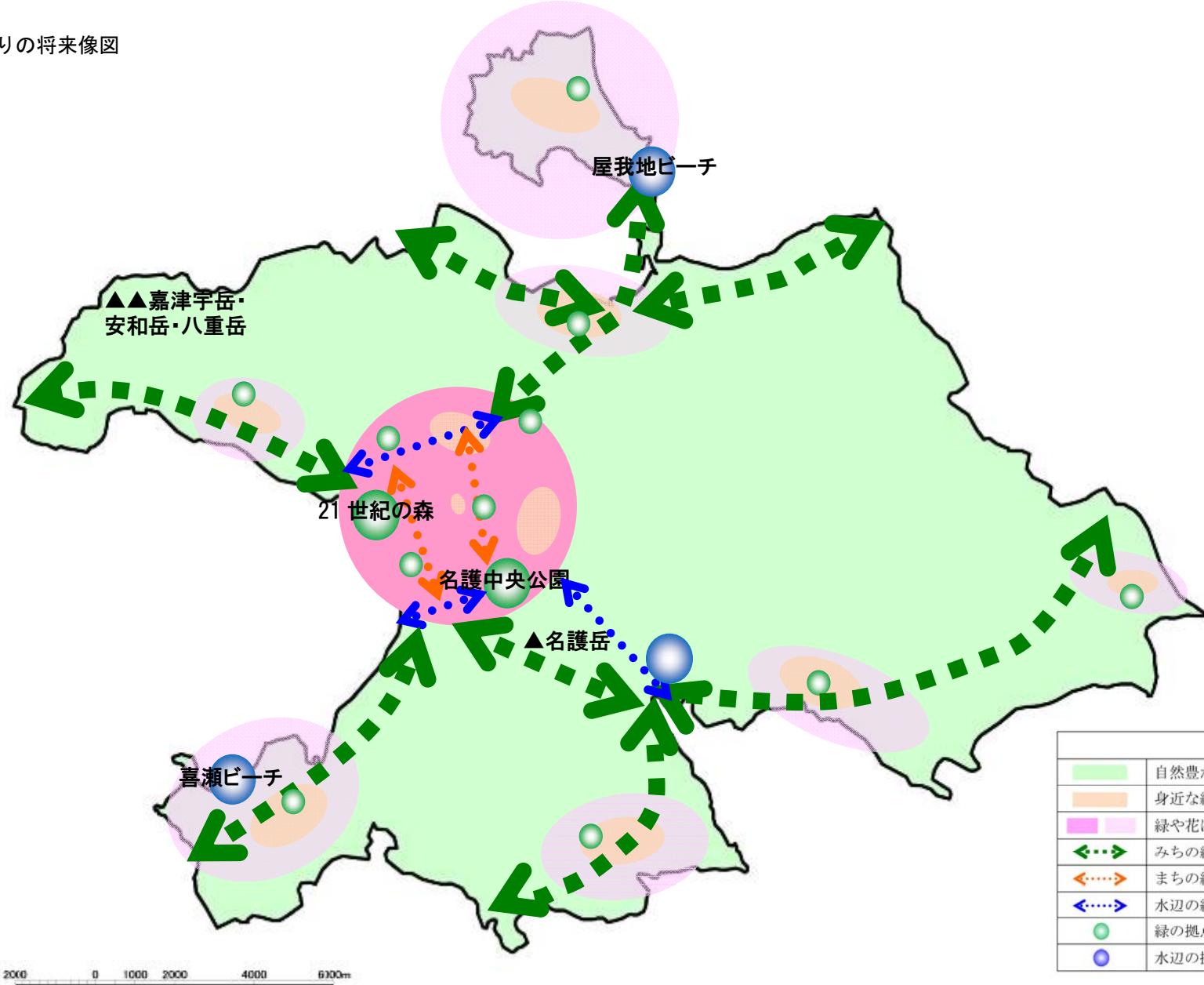
基本理念及びみどりの現況・課題を踏まえ、私たちがめざすみどりの将来像を「やんばるの豊かな自然が育む 水、花、緑と笑顔があふれるまち 名護」とします。



■みどりの将来像図



10



凡例	
■	自然豊かな山並み
■	身近な緑としての農地
■	緑や花にあふれた市街地や集落
↔↔↔	みちの緑
↔···↔	まちの緑
↔···↔	水辺の緑
●	緑の拠点
●	水辺の拠点

(3) 基本方針

みどりの将来像の実現に向けて、「貴重なみどりを守ろう」、「身近なみどり充実させよう」、「拠点となるみどりを創ろう」「水と緑をつなごう」「みどりを共に創ろう」「みどりを活かしたまちづくりを進めよう」の6つの基本方針を掲げ、この6つの柱に沿った施策を進めます。

貴重なみどりを守ろう

本市は、名護岳や嘉津宇岳をはじめとする、みどりの骨格を成す代表的な山地や、太平洋、東シナ海、羽地内海の海岸線、本市固有のマングローブ林等、豊かで貴重な自然を有しており、多様な動植物が生息しています。

また、市内に点在する名木や御嶽は、市民が身近にみどりを感じることのできる貴重な場所であり、市の歴史を物語る存在もあります。

市内に見られる農地や樹林地も多く、市民にとってより身近な自然であり、災害から市民の暮らしを守る役割も果たしています。

このような豊かな自然や動植物の生息・生育環境は、貴重なみどりの資源であり、後世に良好な状態で引き継ぐため保全に努めます。



宮里の御嶽林

身近なみどりを充実させよう

市内にある公園は、市民にとっては、日常のコミュニティや休息、遊びの場として重要な役割を担っています。本市は、都市計画区域人口一人当たりの都市公園面積が $18.35\text{ m}^2/\text{人}$ と、県内でも比較的高いレベルにありますが、市街地の一部では、こうした公園の少ない地域や、規模が小さくて機能が限定されるような公園も見られます。

このため、人口減少社会の到来や市民のニーズの多様化等の観点を踏まえて、地域住民の要望や意見を反映しながら、公園の整備やリニューアルを進めます。



上袋児童公園（街区公園）



大中公園（近隣公園）

拠点となるみどりを創ろう

市内には、名護中央公園や21世紀の森等、市民だけではなく市外から訪れた人も立ち寄る大規模な公園があり、人とみどりがふれあう拠点となっています。このようなみどりのさらなる魅力向上を図るために、景観まちづくりと一体となった整備を進めます。

また、地震等の自然災害への備えとして、避難や復旧の拠点となるような公園の整備・強化を行います。



名護城のサクラ



21世紀の森ビーチ

水と緑をつなごう

本市は、豊かな山々と海の自然に恵まれています。市街地の中には大小さまざまなみどりが分布し、屋部川や幸地川等の河川が流れています。

みどりが持つ多様な機能は、ネットワークをつくることでそれぞれの機能が複合的かつ最大限に発揮されます。

したがって、山や海岸、市内に点在する緑、水をつなぐため、市民とともに緑道や街路樹等の整備を行い、水と緑のネットワークの形成を強化します。



屋部川



羽地ダム



屋部川沿いの散策路

みどりを共に創ろう

みどりを守り、創り、育てていくためには、住宅地等のみどりの充実を図る等、市民一人ひとりの行動が不可欠です。そのため、市民・事業者・行政・教育機関との協働によりみどりのまちづくりを進めます。

また、次世代を担う子どもたちの関心を高め、市民が身近な自然環境等を学び体験できるように、市民・事業者・市が、それぞれの役割を担いながら良好なパートナーシップを築き、緑化やみどりの維持管理活動を行えるしくみづくりを行います。



あがりえじん が もり
東江銭ヶ森植樹祭の様子



市民による花植え活動の様子

みどりを活かしたまちづくりを進めよう

市民と協働で守り創ったやんばる特有の名木や御嶽のみどりや、水辺や農地のみどり、道路や学校等の公共施設におけるみどりを、観光資源や子どもたちへの教育の題材として活用します。

また、みどりを守り創るだけでなく、育て活用することで、より多くの市民がみどりに愛着と誇りを持ち、活動を通じてコミュニティが活性化することをめざします。



教育機関と連携したみどりとのふれあい

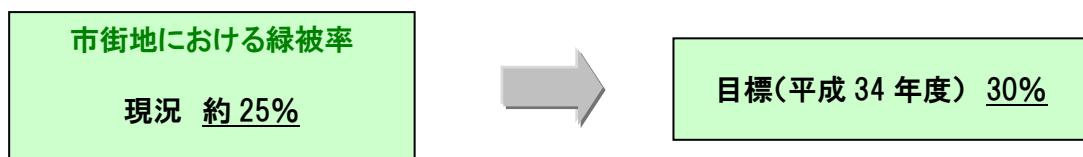


茶摘み体験の様子

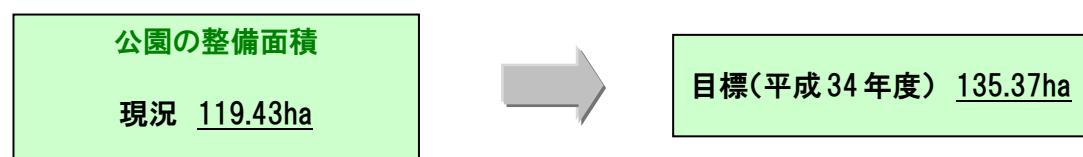
(4) みどりの目標

目標年次における「みどりの目標」を以下のように定めます。

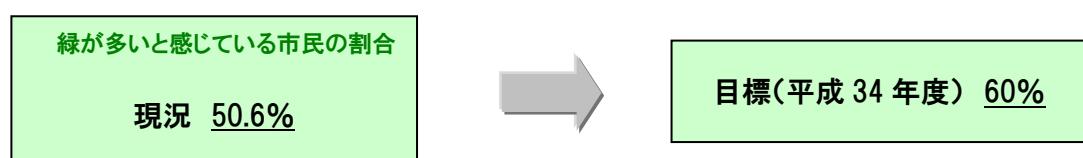
「みどりの保全」に関する目標



「みどりの創出」に関する目標



「みどりの意識」に関する目標



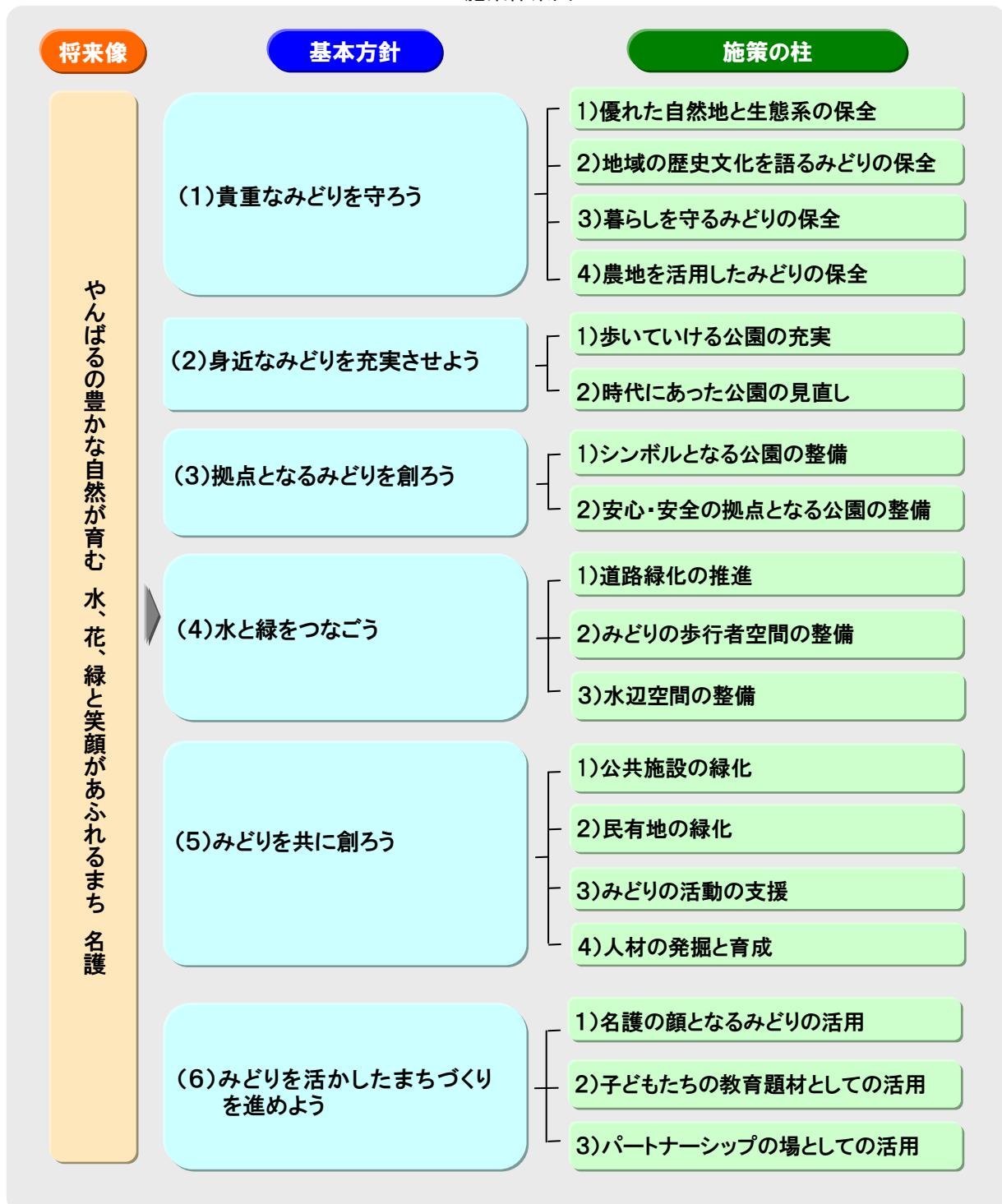
緑と調和した庁舎



7 計画推進のための施策

本計画においては、以下に示す体系に基づいて施策を進めることとします。

■施策体系図



(1) 貴重なみどりを守ろう

本市の豊かで貴重なみどりを守り活用するために、以下の施策を進めます。

■貴重なみどりを守る施策の体系

施策の柱	施策の内容
1) 優れた自然地と生態系の保全	①骨格をつくるみどりの保全と育成
	②市街地内の良好な樹林地の保全
2) 地域の歴史文化を語るみどりの保全	①名木の保全
	②名木の管理とＰＲ
	③地域のランドマークとなる文化財と一体となったみどりの保全
3) 暮らしを守るみどりの保全	①自然災害の被害を軽減する樹林等の整備と強化
	②水辺の保全
4) 農地を活用したみどりの保全	

1) 優れた自然地と生態系の保全

①骨格をつくるみどりの保全と育成

名護岳や嘉津宇岳をはじめとする、みどりの骨格を成す代表的な山地や、太平洋、東シナ海、羽地内海の海岸線等は、本市の中でも特に良好な自然環境を有しているだけでなく、豊かな水や生態系を育む緑地でもあります。

そのため、保安林や自然公園等に指定されている地域は、現在の法指定を極力継続するとともに、土地利用規制の強くない緑地については、より緑地担保力の強い法指定への検討を行う等、みどりの保全に努めます。



嘉津宇岳や海岸線を望む

②市街地内の良好な樹林地の保全

市街地内の良好な景観を有する樹林地等のまとまった緑地や斜面にある緑地は、身近な生き物や美しい都市景観を構成する貴重なみどりとして保全を図ります。

市内に4つある風致地区における自然的環境の保全に努め、緑が都市に与える視的・心的なプラス効果を高めることで、良好な都市景観・居住環境の育成を図ります。



じんがもり
錢ヶ森風致地区

2) 地域の歴史文化を語るみどりの保全

①名木の保全

本市には、国指定天然記念物のひんぶんガジュマルをはじめ、多くの優れた名木・大木が存在します。

現在指定文化財に指定されている 18 力所の樹木(※嘉津宇岳安和岳八重岳自然保護区は含まない)については、その指定を継続するとともに、現在指定がかかっていない名木・大木への指定拡大をめざします。

また、景観法により、下記の樹木については景観重要樹木の指定をめざします。

景観重要樹木の指定要件

- ・地域のシンボル的存在となっているもの
- ・樹齢 100 年を超えるもの
- ・他法令による手当等がなされていないもの

資料：名護市景観計画

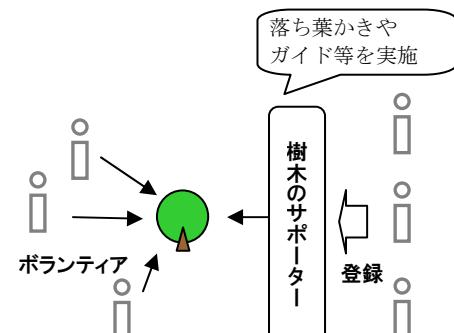


ハープマーのデイゴ

②名木の管理と P R

市内に点在する名木・大木は、地域の歴史を伝える大切な資源です。この大切な資源を市民と協働で育成していくために、ボランティアや樹木のサポーター制度等の体制の検討を行います。

また、市の広報やみどりのイベント等、あらゆる機会を通じて、これらの名木・大木に関する市民理解の浸透を図ります。



市民による樹木管理のイメージ

③地域のランドマークとなる文化財と一体となったみどりの保全

本市には、護佐喜宮の御嶽や後の御嶽等のように、地域のランドマークとなる拝所等の史跡と一体となった樹林地が多数存在します。

市の文化財に指定されている史跡については、その指定を継続し、現在指定のかかっていない史跡についても、文化財の新規指定や都市緑地の指定等により保全します。



護佐喜宮の緑地



後の御嶽と御嶽林

3) 暮らしを守るみどりの保全

①自然災害の被害を軽減する樹林等の整備と強化

台風、地震等の自然災害に備え、海浜部における植栽帯の確保に努めます。

また、集落の周囲にある樹林地は、防風や防潮の役割を持っていることから、集落を保護する樹林地としてその保全を図るとともに防風や防潮に適した樹種への転換を進めます。

②水辺の保全

本市は東シナ海と太平洋に面し、その海岸線は長く変化に富んでいます。

東海岸には自然海岸が広がり、豊かな生態系を育むとともに、名護の自然風土を形づくる重要な要素となっています。

また、市内には11水系の2級河川をはじめとして多くの河川があります。

海岸や河川等の水辺は、生き物の生息場所として大切であるだけでなく、人々の快適な生活を支える貴重な環境資源であり、その環境の保全や親水性の向上に努めるとともに、水質の改善に努めます。

また、既存河川を活用した自然体験や学習の場の整備を推進します。



大浦川



大浦のマングローブ林



屋部川の河口



海岸清掃活動の様子

4) 農地を活用したみどりの保全

市街地に隣接する農地は、農業生産の場としてだけでなく、身近な生物の生息場所となったり、自然災害時における防災機能を有するオープンスペースとなります。

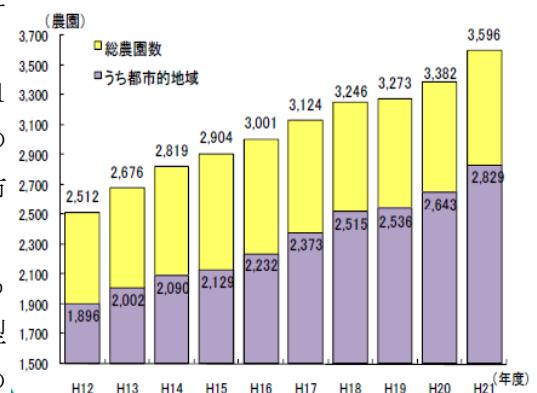
また、市民農園や体験農園において、実際に農作業を体験したいという都市住民は多く、これを背景に市民農園の開設数は全国的に年々増加傾向にあり、今後も地産地消や食育の推進と併せ、市内外の人々の農業の実体験や学習できる場として、生産だけではない農地の多様な活用が求められています。

本市でも、平成20年に名護市民農園が、平成21年にふれあい市民農園が開園されましたが、夏場の管理が大変であることや栽培方法が分からず、市街地から遠い等の課題が残っています。

したがって、農地を活用したみどりの保全を図るとともに、耕作放棄地を活用した市民農園や体験型農園の整備、初心者向けの講座の充実等、自然とのふれあいを求める市民ニーズの受け皿づくりについて、関係機関と連携した取り組みを促進します。



市街地付近の農地



全国の市民農園の開設数の推移
(農林水産省調べ)



名護市民農園

(2) 身近なみどりを充実させよう

みどりを身近に感じることのできる生活環境を創出していくために、以下の施策を進めます。

■ 身近なみどりを充実させる施策の体系

施策の柱	施策の内容
1) 歩いていける公園の充実	
2) 時代にあった公園の見直し	①地域ニーズを踏まえたリニューアル
	②施設の長寿命化対策の推進
	③長期未整備公園の見直し

1) 歩いていける公園の充実

本市は、都市計画区域人口一人当たりの都市公園面積が $18.35\text{ m}^2/\text{人}^*$ と、県内でも高いレベルにありますが、まだ身近に公園が十分に整備されていない地域も見られます。

今後、財政的に用地取得を伴う新規都市公園の整備が厳しい中、このような課題に対応するために、以下に示す方針に基づいて身近な公園の整備を住民と協働で推進します。

* 都市公園法施行令では、一人当たり公園面積 $10\text{ m}^2/\text{人}$ 以上（市街地では $5\text{ m}^2/\text{人}$ 以上）が標準となっています。

■ 身近な公園の整備方針

① 配置や規模の考え方

▽ 街区公園

- ・都市計画決定されていて未整備*の街区公園の整備を見直しも含めて検討します。
- ・標準面積は 0.25ha とし、主として市街地において、おおむね半径 250m 以内に、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園のいずれも整備されていない地域を優先的に整備します。
- ・市街地外については、地域の公園のあり方やコンセプトを重視し、整備を推進します。

* 都市計画決定後長期未整備の公園の方針は、P. 55 参照



さくら公園

▽ 近隣公園

- ・学校等の一定規模以上の公共用地の有効活用を図ることが可能な場合には、既存公園の地域バランスを考慮して、新たに近隣公園の整備を検討します。



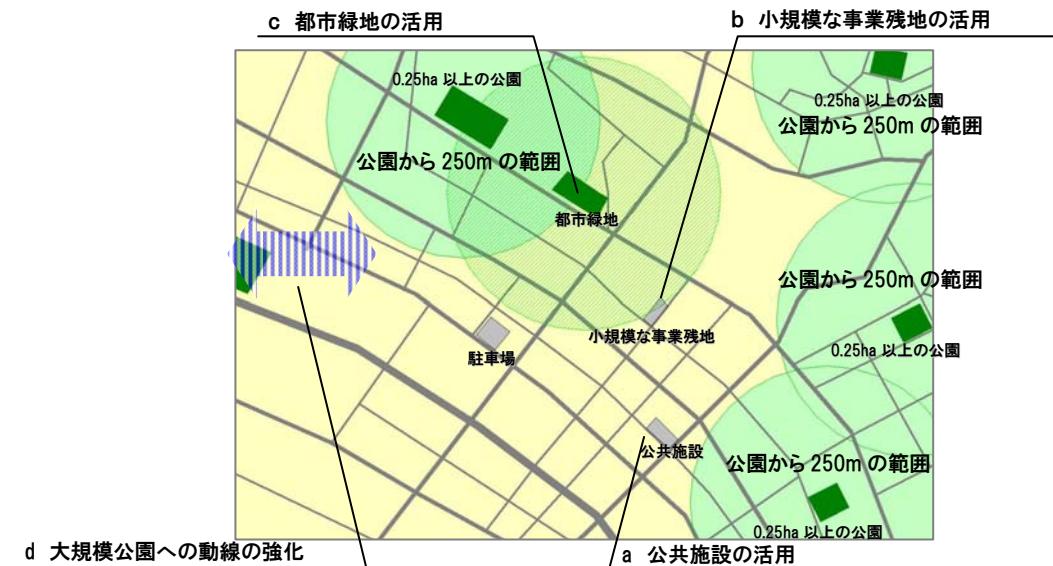
為又公園

②公園の配置モデル

▽既存施設活用モデル

既に市街地が形成されていて、新たに 0.25ha を超えるような用地の確保が困難な地区では、下記に示すような方策を活用して、身近な公園を配置していきます。

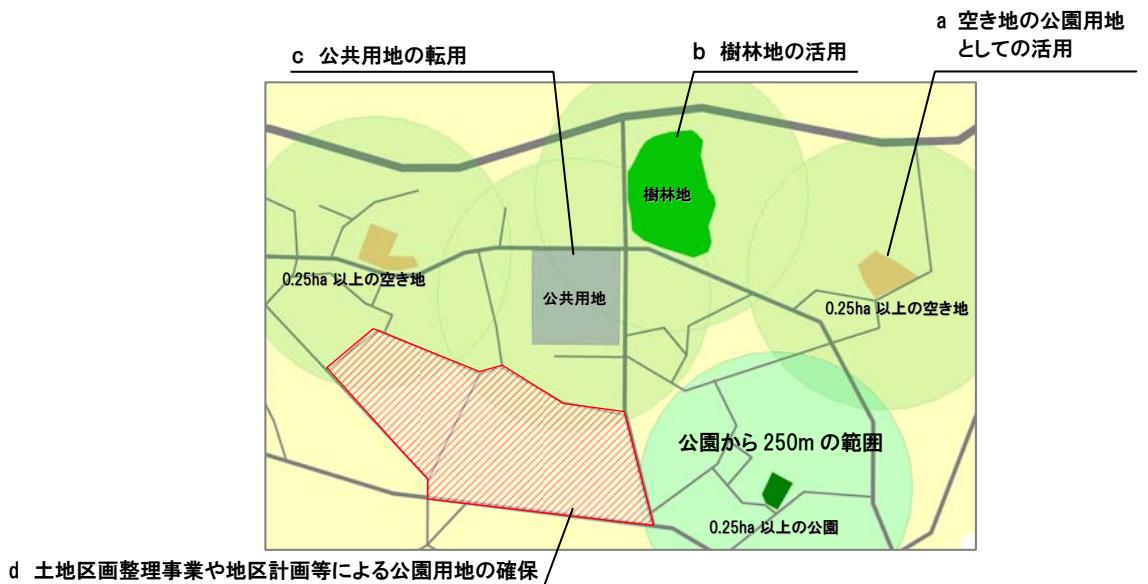
- a 公共施設の敷地の一部（接道部）に樹木やベンチを備えた、買い物等に訪れる人々の休息の場を確保します。
- b 事業実施に伴い小規模な残地が発生した場合には、ポケットパークやポケットスペースを整備します。
- c 都市緑地にレクリエーション機能を付加し、公園として活用します。
- d 大規模公園への動線（歩行者ネットワーク）の強化を図ります。



▽未利用地等活用モデル

公園整備要望の強い地区では、適正な公園配置計画に基づき、下記に示すような方策を活用して、身近な公園を配置していきます。

- a 0.25ha を超えるような空き地を公園用地として活用します。
- b 樹林地にレクリエーション機能を付加し、公園として活用します。
- c 学校等の公共用地の転用も視野に入れて、それらを含めた活用を検討します。
- d 土地区画整理事業や地区計画等による市街地環境整備を進める中で、適切な公園整備を行います。



③整備する公園のタイプ

公園を整備する地区の特性に合わせて、地域住民との協働により、特色のある公園の整備を行います。

整備する公園のタイプとしては、下記に示すタイプが考えられます。

▽環境に配慮した公園

■整備の目的

平成 20 年に制定された生物多様性基本法をうけて、沖縄県においても生物多様性地域戦略の策定に向けた検討が進められています。

生物多様性の確保という面においては、公園の緑は重要な拠点となり、生き物に触れる機会を子どもたちに提供し、それを実感する機会を創ることは、将来の本市にとって非常に重要な課題です。

したがって、公園の整備にあたって、生き物の生息環境となる空間を確保した公園の整備が考えられます。

■整備の内容

- ・鳥のえさになるような実のなる木の植栽
- ・生き物の棲める水辺の環境整備
- ・原っぱの配置（草刈の時期や回数を調整し、昆虫やそれを餌にする鳥にやさしい公園に）
- ・バタフライガーデンの整備（かんきつ系（ミカン科）の樹木、チョウの呼べる花の植栽）等



メダカ



名護中央公園の田んぼ

▽健康増進に配慮した公園

■整備の目的

これからの中高年社会では、高齢者が楽しめたり、高齢者と子どもたちが一緒に遊ぶ、世代間交流の場になるような公園づくりが求められます。

また、日々の生活だけでは衰えてしまう体力や健康な姿勢の回復に役立つような施設を整備することで、トータルでの医療費削減効果も期待できます。

したがって、健康遊具のような健康増進のための施設が設置されており、自然の空気を吸って太陽の光を浴びながら心と体をリフレッシュできるような公園を整備することが考えられます。

■整備の内容

- ・健康遊具（ウォーキングロードの中に、ウォーミングアップとクールダウン、筋力向上系やバランスストレーニング系の遊具を効果的に配置）
- ・足つぼコース
- ・セラピーコーナー
- ・ヨガ広場 等



足つぼコース



緑の中でヨガ

2) 時代にあった公園の見直し

①地域ニーズを踏まえたリニューアル

これまで整備してきた公園については、適宜、維持修繕に取り組んできました。

公園の樹木は身近な緑の景観を構成する要素としてだけでなく、生き物の生息場所となったり、子どもたちが樹木の名前を覚えるきっかけとなる等、さまざまな場面で役割を提供しています。

したがって、整備後の適切な維持管理も見据えながら、ワークショップや学校でのアンケートを通じて地域の利用者と協働で、樹木や遊具等のリニューアルに取り組みます。



遊具をリニューアルしたイメージ



芝生広場にリニューアルしたイメージ

②施設の長寿命化対策の推進

全国の供用中の都市公園は、設置から30年経過したものが約3割を占め、20年後にはその割合が約6割に達する見込みになっています。

遊具等の公園施設についても老朽化が進み、財政上の理由等で、適切な維持や改修、更新が困難となり、利用中止や撤去等の事態が頻発しています。

本市の場合は、比較的新しい公園も多く整備されていますが、設置からかなりの年数を経過した公園も少なくなく、公園施設の計画的な改修・更新を行い、長寿命化やライフサイクルコストの縮減を行うことが必要です。

したがって、公園施設の長寿命化と機能・安全性の確保、およびライフサイクルコストの縮減の観点から、予防保全的※な管理の考え方による公園施設の長寿命化計画に基づいた施設管理による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を行います。

※複合遊具等の大型施設で安全性の支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として、定期的な健全度調査や計画的な改修・更新を行い施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減を行うこと。



老朽化が進む遊具

③長期未整備公園の見直し

本市は、都市計画区域人口一人当たりの都市公園面積が 18.35 m²/人と、都市公園法施行令で定められている標準面積 10 m²/人を大きく上回っていますが、都市計画決定されて長期未整備となっている公園も残っています。

今後、これらの未整備公園については、時代背景の変化をふまえながら、整備の必要性について客観的に評価し、必要に応じて見直しを行っていきます。

■長期未整備公園とは

都市計画決定後、長期間（おおむね 20 年以上）経過し、事業に着手していない公園（一部整備済み公園の場合は未整備区域）のこと。

■見直しの基本的な考え方

▽必要性の評価

防災や環境、レクリエーション、景観形成等の観点からみて、みどりとしての必要性があるか。

▽代替性の評価

近くに代替となるみどりがあるか。他の手法を用いることは出来ないか。

▽実現性の評価

計画実現が困難となるような課題はあるか。

▽全体での評価

廃止して問題が生じないか。

計画を存続すべき公園(区域)

計画を廃止すべき公園(区域)

(3) 拠点となるみどりを創ろう

市民のレクリエーションや防災活動の拠点として、また、観光客等の来訪者に名護をPRするような、拠点となるみどりを整備していくために、以下の施策を進めます。

■拠点となるみどりを創る施策の体系

施策の柱	施策の内容
1) シンボルとなる公園の整備	①レクリエーションの拠点となる公園の整備
	②スポーツの拠点となる公園の整備
2) 安心・安全の拠点となる公園の整備	①地域活動の拠点となる公園の充実
	②防災機能を兼ね備えた公園の充実

1) シンボルとなる公園の整備

①レクリエーションの拠点となる公園の整備

本市のレクリエーションの拠点となる公園の整備を推進します。

広域公園（名護中央公園）については、サクラの保全、育成、更新や園路等の整備、リニューアルを沖縄県とともに促進します。



名護中央公園

②スポーツの拠点となる公園の整備

野球場やサッカー・ラグビー場等のさまざまなスポーツ施設を併設する総合公園（21世紀の森）は、市民のスポーツの拠点となる公園として、さらなる整備を推進します。



21世紀の森

2) 安心・安全の拠点となる公園の整備

地震や風水害等から暮らしを守るために、公園や緑地、幹線道路等の都市施設が避難地や避難路、復旧・復興拠点として機能するように配置し、災害に強い都市構造を構築していくことが重要です。

本市においても、一次避難地となるような身近な公園や、広域避難地や復旧・復興拠点となるような施設の充実が求められます。



平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震において、都市公園は地域の避難場所や防災活動拠点として活用されるとともに、自衛隊等による被災市町村への物資の配送等の支援活動拠点となる等、復旧・復興の拠点としての機能を発揮しました。



テントによる宿泊避難（長岡市）



各自治体の消防部隊が集結
(白山運動公園、小千谷市)

①地域活動の拠点となる公園の充実

「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを目的に、消火・救助活動や被災者に対する生活支援を行う、公民館と一体となった地域活動の舞台となる広場の整備を進めます。

普段は、広場として地域の人々の憩いや安らぎの場として利用するとともに、防災訓練を実施する地域活動の場として活用します。

また、災害時には、地域やボランティアの人たちによる消火や炊き出し、応急活動等を行う場として利用します。こうした活動を通じて、地域のコミュニティの強化を図り、地域の安心・安全を守ります。



公民館と一体となった広場

②防災機能を兼ね備えた公園の充実

本市では、市街地に隣接して、名護中央公園と21世紀の森がありますが、名護中央公園は、そのほとんどが山地になっていて、防災拠点としては機能しくい他、21世紀の森は海岸部に位置するために、津波等の災害には対応しにくいという現状があります。

したがって、津波被害を受けない市街地や市街地に隣接した高台部にある既存公園を活用し、防災機能を兼ね備えた公園の充実を図ります。これらの公園については、地域防災計画に位置づけられたものから優先的に整備を検討していきます。

整備の内容例

- ・広場の整備
- ・延焼抑制効果の高い樹木の植栽
- ・雨水貯留機能の設置
- ・かまどベンチやトイレベンチの設置
- ・ソーラー照明の設置
- ・災害時対応トイレの設置 等

※かまどベンチ等の施設が、災害時に実際に効果を発揮できるように、各区のイベント時での活用を促進するとともに、日常的にも申請による利用を可能にする等、利活用のルールづくりも行います。



かまどベンチ



ソーラー照明



トイレベンチ

(4) 水と緑をつなごう

本市の山・海・樹林・その他特徴ある景観について、市民との協働により、水と緑のネットワークでつなげ、憩いの空間を創出し活用するために、以下の施策を進めます。

■水と緑をつなぐ施策の体系

施策の柱	施策の内容
1) 道路緑化の推進	①街路樹の整備
	②街路樹の管理
	③市民による花いっぱいのみちづくり活動の推進
2) みどりの歩行者空間の整備	①緑道や遊歩道の整備 ②歩行者、自転車ネットワークを構成する路線の緑の管理
3) 水辺空間の整備	

1) 道路緑化の推進

①街路樹の整備

安全で利用しやすい空間を確保しながら、幹線道路の街路樹緑化をはじめ、道路空間を活用して潤いのある景観の創出を図り、まちの軸線となるみどりを創出します。



街路樹が植栽された幹線道路

②街路樹の管理

本市では、これまで多くの街路樹を植栽して、緑豊かな街路を整備してきました。

一方で、植栽後歳月を経た街路樹は、^{せん}剪定や落ち葉の清掃等管理面で課題も見られるようになってきています。したがって、市民参加を促進するとともに周辺景観に配慮する工夫を行ないながら適切な管理に努めます。

③市民による花いっぱいのみちづくり活動の推進

市内では、花の里づくりの会による苗・種子の配布等により、家の前の通りを花いっぱいにするために、住民主体で道路の花植えや清掃活動等を行っている例が見られます。今後も、苗・種子の配布等を継続し、市民による花いっぱいのみちづくり活動を推進します。



花いっぱいのみちづくり活動の様子

2) みどりの歩行者空間の整備

①緑道や遊歩道の整備

河川や河川沿いの緑地は、都市の中にみどりのラインを形づくる存在の一つです。また、散策や遊び、運動等が行える場所でもあります。

特に、市街地を流れる屋部川や幸地川は、みどりをつなぐ大きな役割を持っているため、水と緑が一体となった緑道の整備を進めます。

整備にあたっては、親水性や延焼遮断機能の向上に配慮します。

また、山間部や海浜部を周遊できる遊歩道を整備し、住民や観光客にとって癒しの歩行空間を創出します。その際、市内に点在する史跡等の歴史、観光資源とのネットワークにも配慮します。



九年又緑道



幸地川沿いの緑

②歩行者、自転車ネットワークを構成する路線の緑の管理

本市では、日常利用および健康・観光レクリエーション利用の目的で、自転車ネットワークの形成を推進していますが、年間を通して気温が高い本市では、緑陰を確保した歩行者空間の創出が必要です。

したがって、名護中央公園や21世紀の森等の大規模公園やネットワーク上に位置する公園を結ぶ路線の街路樹については、歩行者や自転車が夏場でも快適に楽しく安全にまちなか散策できるよう管理に努めます。



21世紀の森へ続く緑

3) 水辺空間の整備

子どもから大人まで楽しめる親水性に富んだ水辺空間の創出を図ります。

また、カヌー体験等のイベントの場や観光拠点、自然観察が行える学びの場等、多目的なレクリエーションの場として活用しながら、利用の促進に努めます。整備の際は、ユニバーサルデザインに配慮します。



屋部川河口

(5) みどりを共に創ろう

市民と行政の協働によるみどりのまちづくりを進めるために、以下の施策を進めます。

■みどりを共に創る施策の体系

施策の柱	施策の内容
1) 公共施設の緑化	①緑化指針に基づく公共施設の緑化
	②環境学校の整備
2) 民有地の緑化	①緑化ルールの整備
	②花いっぱいの緑化活動の推進
3) みどりの活動の支援	①みどりの支援策や技術の情報提供
	②みどりの情報サイトの充実
	③公共施設における市民主体の維持管理活動の推進
	④みどりに関するイベントの開催
	⑤優良緑化への表彰制度の推進
	⑥緑の募金のPRと活用
	⑦緑のリサイクルの促進
4) 人材の発掘と育成	①ボランティアの育成や交流の支援
	②みどりに関する学習の場の充実
	③緑のアドバイザーやマイスター登録制度の検討

1) 公共施設の緑化

①緑化指針に基づく公共施設の緑化

公共施設等、敷地や建物の規模の大きな施設の緑化を進めることは、みどりの量を確保できるだけでなく、子どもたちへの環境学習への活用等、多くの効果が期待できます。したがって、地域のシンボルや市民へのモデルとなるような緑化を行うことが必要です。

また、施設ごとに個別に緑化を行うのではなく、市全体のみどりの方針との整合のとれた緑化を進めることが大切です。

したがって、今あるみどりの維持管理や改築時の既存樹木の有効活用、新たな植栽等について基本的な考え方を整理した指針を作成するとともに、その指針に基づいた緑化を推進します。

②環境学校の整備

学校のみどりは、環境学習の教材としても大変貴重な存在です。学校の改築の際には、「学校の森」や「学校ビオトープ」を整備する等、未来を担う子どもたちが、「地域に昔はあった環境を肌で感じる」取り組みを広げていきます。

また、「学校ビオトープ」等を整備する際に、親子や一般の市民が参加する等、学校を地域におけるみどりの活動拠点として整備していくことをめざします。



小学校での児童による花植え活動例

2) 民有地の緑化

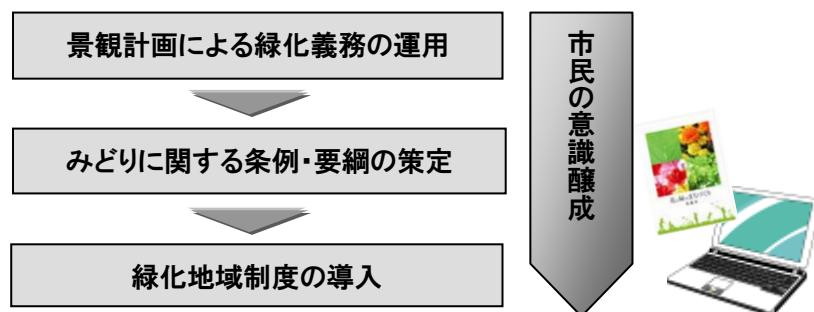
①緑化ルールの整備

都市部では、都市公園の整備等による公的空間による緑の確保には限界があり、市街地の大半を占める民有地の緑化を推進することが重要です。

本市では現在のところ、民有地の緑化を義務づけるようなルールは特に運用されていませんが、今後は、民有地の緑化をより確実に進めていくためのルールづくりについて検討を行うこととします。

■民有地の緑化を進めるための方針

民有地の緑化を進めるためには、まず市民の意識の醸成が先決です。景観計画での緑化義務を運用しつつ、みどりに関するイベントの開催やHP等を通じた情報提供を充実させ、市民の意識醸成を図ります。民有地緑化の機運が高まったら、段階的に名護市独自のみどりに関する条例、要綱の策定を検討し、さらには緑化地域制度の導入をめざします。



参考

景観計画による緑化基準

- 名護市景観計画では、開発面積が 1,000 m² (用途地域外は 3,000 m²) 以上の開発行為について、行為地面積の 5 %以上を緑化することとしています。

みどりに関する条例、要綱

- 一定規模以上の開発における緑地の確保や既存樹木の保全等に関して、市町村独自のルールを定めた条例や要綱等を制定し運用します。

緑化地域制度

- 都市緑地法に規定された制度で、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化が義務づけられます。
- 建築基準関係規定（緑化が建築確認及び完了検査の要件となり、緑化工事が終了しない場合は建築の完了検査が受けられない）となります。
- 名古屋市、横浜市、世田谷区で、この制度が活用されています。（平成 23 年 3 月 31 日現在 国土交通省調べ）



緑化地域のイメージ

②花いっぱいの緑化活動の推進

地域の人たちが自分の身の回りのことに関心を持って、花を植えたり育てる活動を広げていくことは、本市全体を緑豊かな美しいまちにしていくためにとても重要なことです。

したがって、花壇コンクールで入選した個人の庭等は、オープンガーデンとして公開することを推進します。また、活動内容や緑化手法、季節の花・花木等の情報をホームページやリーフレット等で広くPRします。

また、花の里づくりの会、沖縄県立北部農林高等学校、市等が連携し、安定的に花を供給できるしくみづくりを行います。



大西区のスージグワー(路地)



ガーデニングの例

花カレンダー

身近な花や花木を紹介します。
ぜひご参考ください。
家庭でも育ててみませんか?

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
月	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
火	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5
水	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
木	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
金	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
土	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
日	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3

花と緑のまちづくり
名護市

お問い合わせ窓口
名護市緑化課
TEL:098-53-2122 FAX:098-542714

沖縄の豊かな緑に、まちなかを飾るガーデンが誕生しました
まずはお花や、お庭の植え込みや花壇を手作りでカラフルガーデンにしませんか。名護市が運営する「花と緑のまちづくり」です。

お花を植えたり、花壇を手作りしたりして、まちなかをよりカラフルに飾りましょう。

お問い合わせ窓口
名護市緑化課
TEL:098-53-2122 FAX:098-542714

■住民による緑化活動や花づくりを紹介するリーフレットの例

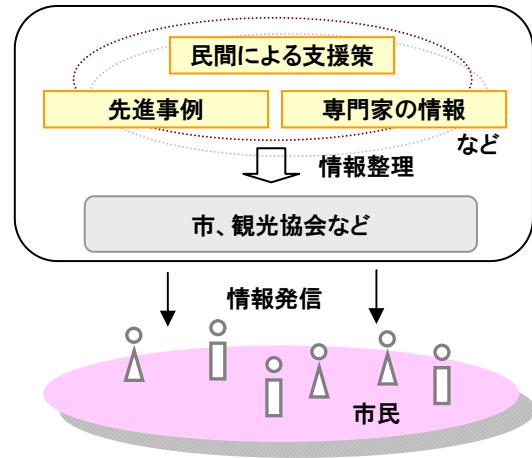
3) みどりの活動の支援

①みどりの支援策や技術の情報提供

市民との協働によるみどりのまちづくり活動の財源の一つとして、民間企業などが実施している環境保護活動への支援策を活用していくことも考えられます。

また、先進的な取り組みやノウハウの紹介、専門家に関する情報提供なども、市民活動の活性化のためには大切な情報といえます。

そこで、各種の講座や会議の場、市役所や観光協会などのホームページなどを通じて、これらの支援策について整理、紹介することを検討します。



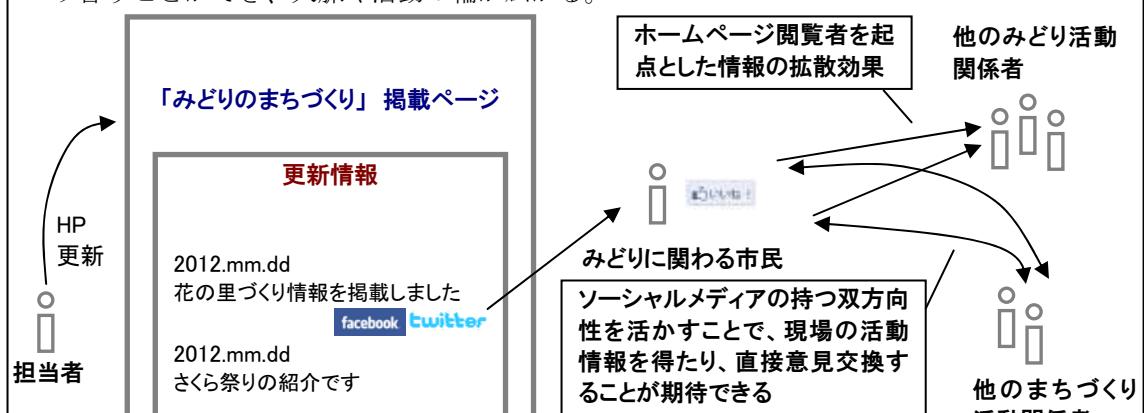
②みどりの情報サイトの充実

市のホームページなどを通じて、みどりに関する情報検索や情報発信、交換などが、分かりやすく便利にできるように、情報サイトの充実を図ります。

このサイトは、ソーシャルメディア (Twitter、Facebook) を活用することで、閲覧者を起点とした情報の拡散や、まちづくりに関わる人たちの交流促進を目指したものとします。

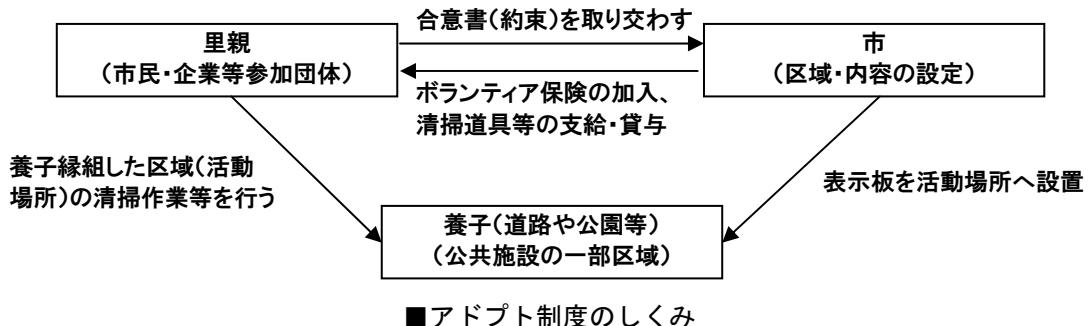
■ソーシャルメディア活用のイメージ

- ・例えば、市のホームページ情報に対して Twitter や Facebook にリンクするボタンをつけ、みどりに関わる市民がコメント等をすることで、他のまちづくり活動関係者等にもその情報が伝わり、情報が拡散する。
- ・友達の友達、そのまた友達などの情報が入手できることで、同様の活動をしている人と知り合うことができ、人脈や活動の輪が広がる。



③公共施設における市民主体の維持管理活動の推進

市民と行政の協働によるみどりのまちづくりを展開するため、市民団体や企業等が「里親」となるアドプト制度の導入により、公園・緑地や道路、河川敷等、市民が参加できる場の提供を行い、市民が主体となった維持管理活動のしくみづくりを行います。



従業員による清掃活動の様子



住民による花壇手入れの様子

④みどりに関するイベントの開催

本市では、さくら祭りやガーデンフェスタ、フラワーフェスティバル等の、みどりに関する様々なイベントや行事を実施しています。

今後も、このような催しを継続し、みどりへの愛着心の醸成やイベントを通じた緑化の普及を図ります。



ガーデンフェスタの様子



さくら祭りの様子

⑤優良緑化への表彰制度の推進

質の高い民有地の緑化を進めるためには、緑化に関わることへの意欲を高めるための取り組みも重要です。

そこで、すぐれた緑化活動に対して、広く紹介を行うとともに、それらの活動がより活性化されるよう、表彰制度の推進を図ります。



沿道を彩るサルビアの花



色とりどりの花が咲く民家

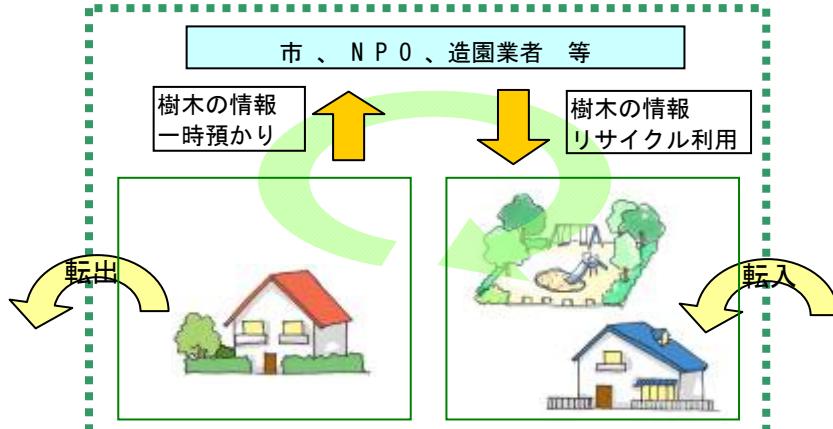
⑥緑の募金のPRと活用

「緑の募金」活動について市民に広くPRするとともに、森林の整備や緑化の推進活動等へ活用します。※P.67 参照

⑦緑のリサイクルの促進

建て替え等による、今ある緑の減少を防ぎ、市民の緑化意識の醸成を図るためには、樹木のリサイクルに取り組むことが大切です。そこで、住民が不要となった樹木等の一時預かりや、住宅開発等にあたって樹木を必要としている他の住民への仲介を行うことにより、これら樹木の有効活用や、住宅の緑化を奨励する制度の設立を検討します。

また、受取希望のなかつたものについては、公共事業等での活用を検討します。さらに公共工事等で生じた緑資材をチップ・堆肥化してリサイクルするシステムの創設を検討します。



■緑のリサイクル制度のしくみ

みどりのコラム



沖縄県では、米軍占領下の昭和36年に「みどりの羽根」募金運動が開始され、先の大戦で失われた緑の復興をめざしてきました。

平成7年に「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」が制定され「緑の羽根」募金運動が「緑の募金」へ引き継がれ、より広範な県民運動へ発展しています。

この「緑の募金」で個人・団体から集められた募金は、国土緑化推進機構・各都道府県緑化推進委員会が行う活動や一般公募により森林ボランティア団体等へ交付金が助成され行われる活動、緑の協力員や緑の募金支援団体が提案して行う活動に活かされています。

「緑の募金」のしくみ



4) 人材の発掘と育成

①ボランティアの育成や交流の支援

みどりのまちづくりは、市民が主体となってこそ、持続的、発展的なものになります。

既にボランティア活動等に関わっている人の活動をより活発なものにし、今は関わっていなくても興味のある人を新たに発掘し育成する取り組みは非常に重要です。

したがって、みどりのボランティア活動に興味を持った市民に対して、講座や講習会を開催したり、リーダーたちの交流会を開催する等、人材の育成や交流につながるような支援策を充実させます。

また、時間や世代の制約なく、みどりの活動に参加する機会を設けることを目的に、(仮称) みどりのレポーター制度を創設し、好きなみどりの景観や、後世に残したいみどりの風景等を広く公募し、公表するような取り組みを進めることを検討します。

②みどりに関する学習の場の充実

本市には、登山者の宿泊機能を担う勝山農村交流センターがあり、その利用者は近年増加傾向にあります。今後も、より多くの市民がみどりの大切さやみどりと触れあう楽しさを認識するために、各種学校・研究機関と連携した環境教育プログラム、緑化園芸に関する講習会等の提供や、展示学習施設、拠点施設、登山道等の自然体験施設の新規整備、及び既存施設の改良充実を図ります。



勝山シーカワーサー花香り祭の登山者

また、観光客に対しても、本市の魅力ある自然を体験してもらえるよう、民間の自然体験プログラム・エコツーリズムやそれらのリーダー育成の支援・協力を図ります。

③緑のアドバイザーやマイスター登録制度の検討

定年退職者等の中からみどりに詳しい市民に「緑のアドバイザーやマイスター」として登録してもらい、地域や学校等の要望に応じて、みどりに関するトークや環境学習の手ほどき、催し物の企画・運営等のお手伝いをしてもらう制度の創設を検討する。

※『マイスター』は、ドイツの制度で職人の親方という意味。公共の機関によって認定され、認定されたものは一定のステータス（地位）を持つことができる。

(6) みどりを活かしたまちづくりを進めよう

市民との協働により守り創ったみどりを活かしてまちづくりを進めるために、以下の施策を進めます。

■みどりを活かしたまちづくりを進める施策の体系

施策の柱	施策の内容
1) 名護の顔となるみどりの活用	①名木や御嶽のみどりの活用
	②農地のみどりの活用
	③水辺のみどりの活用
	④拠点となる公園の活用
	⑤道路のみどりの活用
	⑥民有地のみどりの活用
2) 子どもたちの教育題材としての活用	
3) パートナーシップの場としての活用	

1) 名護の顔となるみどりの活用

①名木や御嶽のみどりの活用

名木や御嶽は観光客にとって珍しいものであり、沖縄らしさや太古の息吹を感じができる貴重な存在です。これらの名木や御嶽と一体となったみどりにおいて、案内板・解説板の充実やボランティアの育成を図り、観光資源として活用します。

②農地のみどりの活用

現在、本市では、子どもたちに田植えや収穫を体験してもらうイベントを実施しています。今後もこのようなイベントの実施を推進し、農地のみどりを土や生き物とふれあえる体験学習の場として活用します。

また、農村集落の生活環境に配慮しながら、農村景観と一体となって、観光客をひきつける資源として活用します。



名護博物館友の会では、平成23年度に名護城せせらぎ広場にて田植え、稲刈り体験講座を開催し、多くの子どもたちが参加しました。

昔ながらの道具を使って脱穀作業をしたり、アメンボやオタマジャクシ等の生き物と触れ合うことは、子どもたちにとって貴重な自然体験の場となっています。



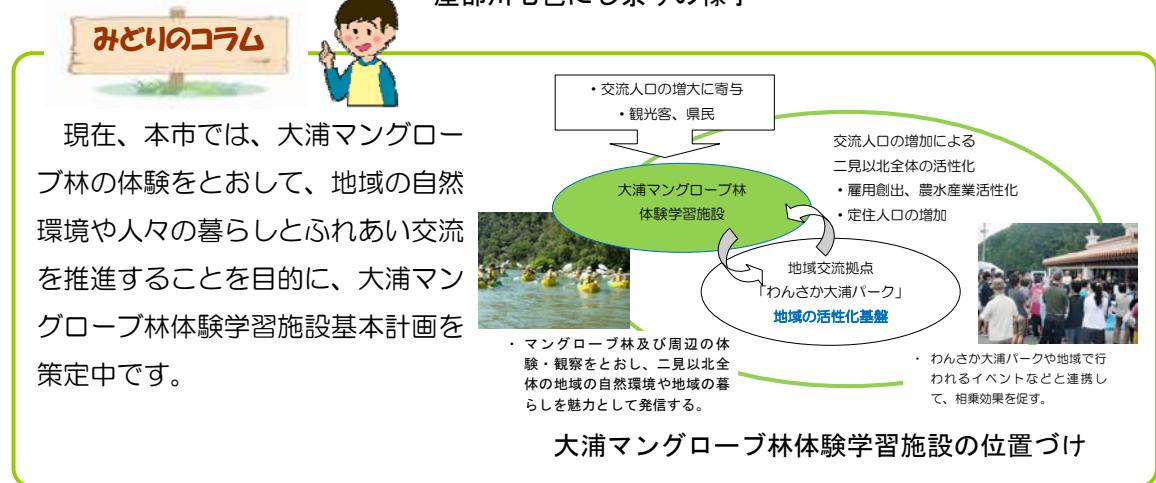
せせらぎ広場での稲刈り

③水辺のみどりの活用

マングローブ林が存在する河川等では、体験学習施設の整備やカヌー体験等のイベントの開催を推進し、水辺のみどりを観光資源や学びの場として活用します。



屋部川七色にじ祭りの様子



④拠点となる公園の活用

本市に存在する名護中央公園と 21 世紀の森の 2 つの大規模な公園において、みどりに関連したイベントを開催する等、季節の花や南国らしい海浜リゾートの景観を味わうことができる観光資源として活用します。

⑤道路のみどりの活用

平成 23 年 9 月に国頭村、東村、大宜味村、名護市をつなぐ国道 58 号、国道 331 号及び県道 70 号線等が「やんばる風景花街道」として、新たに日本風景街道に登録されました。太平洋、東シナ海に面したエメラルドグリーンの海、海岸線の海岸景観や自然公園等、自然景観に恵まれた道路沿線において、名所となるような並木道等、ドライバーを楽しませる美しいみどりの景観を創出し、観光資源として活用します。



フラワーフェスティバルの様子

また、わんさか大浦パーク等を拠点とした、花や緑と触れ合えるフラワーフェスティバル等のイベントを継続し、市民活動の場として活用します。



内閣府 沖縄総合事務局資料より

⑥民有地のみどりの活用

個人の庭等で積極的に緑化を行っている市民にオープンガーデンとして公開したり案内板を設置することを促進し、観光資源や身近な緑化活動のきっかけづくりとして活用します。

2) 子どもたちの教育題材としての活用

「学校の森」や「学校ビオトープ」等の環境学校はもちろん、名木や御嶽と一体となったみどりや農地も、子どもたちにとって自然や歴史を肌で感じができる格好の教育題材となります。このような市内の貴重なみどりを、学校等の教育機関と連携したプログラムにより、子どもたちの自然体験の教育題材として活用します。

3) パートナーシップの場としての活用

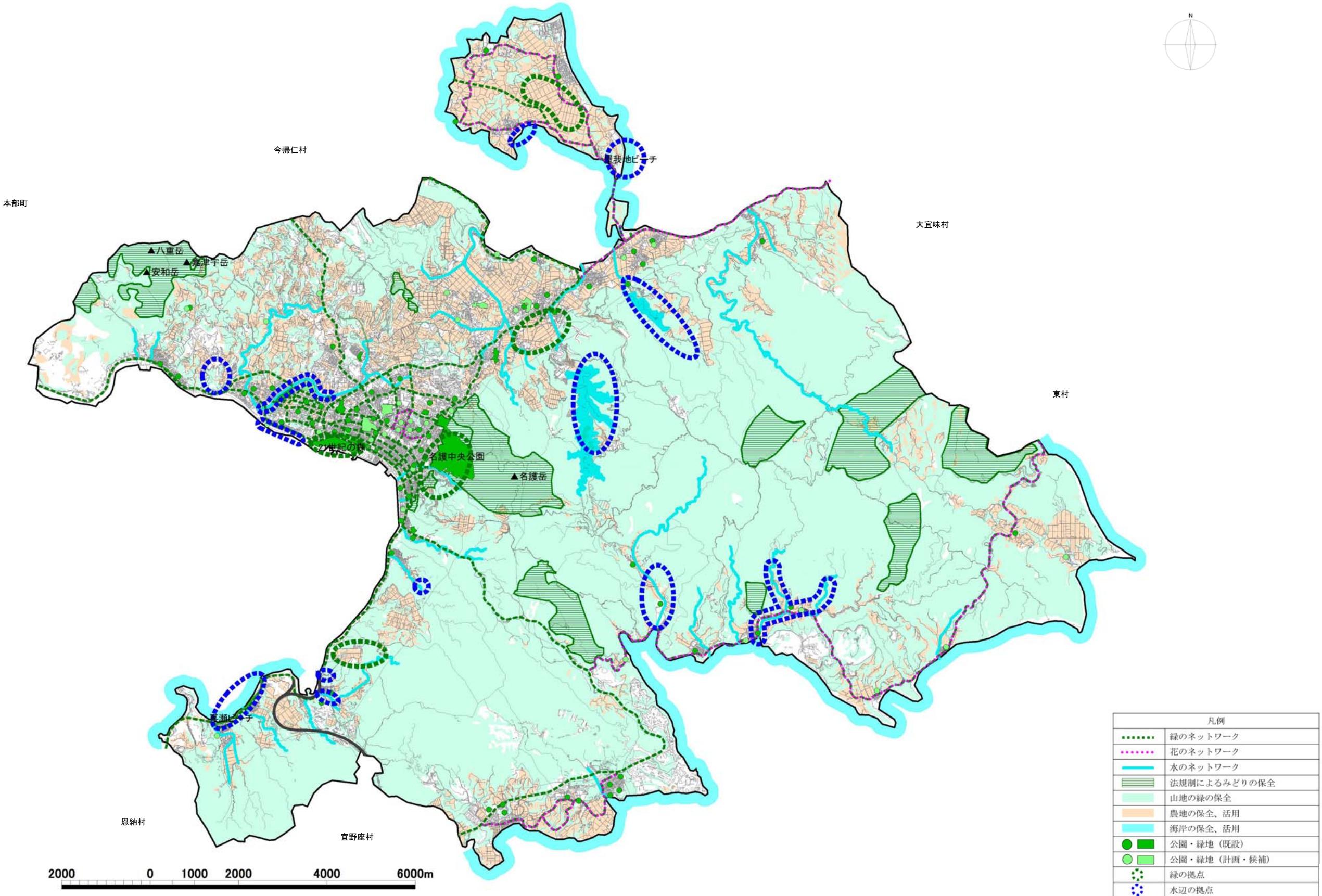
公園での花植えや街路樹の管理等、住民と行政が一体となってみどりのまちづくりを進めることにより、市内のさまざまみどりを住民と行政のパートナーシップの場として活用します。



市民等による清掃活動の様子

■施策の方針図

みどりの施策の方針図を下図に示します。





8 地域別のみどりの方針

本章では、市内の各地域ごとに、みどりのまちづくり方針を整理しています。

地域区分は、上位・関連計画との整合を図るという観点から、名護市都市計画マスターplanで用いている7つの地域とします。

この地域区分は、名護市景観計画でも地域景観を整理する単位として用いられています。



■地域区分図

市街地地域

(1) 地域の現況

市街地地域は、本市の都市機能が集積する中心地です。

主に国道58号と県道18号線を地域の骨格とし、多くの人が集まる密度の高いまちが形成されていますが、東南部の丘陵地にはやんばるの森が広がり、名護の歴史・文化が残るまちなみが残されています。

公園も数多く整備されていますが、人口一人当たりにすると約5m²となり、他の地域に比べて低い状況となっています。



■公園の整備状況

人口	公園 箇所数	公園面積 (m ²)	一人当たり 面積 (m ²)
34,271	30	170,424	4.97

※名護中央公園および21世紀の森は除外

※主な運動場および広場を含む

※公園面積には実施中のものも含む

■みどりの資源

○主なみどりの資源

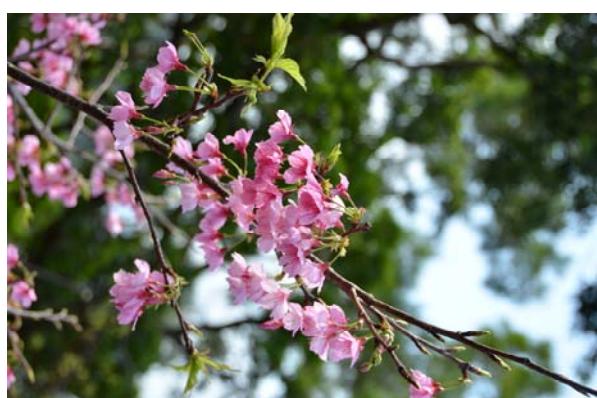
名護岳、宮里前のハスノハギリ、県立農業大学のガジュマル、名護城の百年桜、ひんぶんガジュマル、アパスクのガジュマル、名護番所跡のフクギ、東江のミフクラギ、宮里公民館前のガジュマル、大東のクワノハエノキ、名護城のタブノキ、アカギ、ツゲモドキ、北明治山のクスノキ、屋部川、東屋部川、為又川、幸地川、世富慶川、轟川

○公園等

名護城公園、21世紀の森、数久田運動広場、世富慶街区公園、世富慶公園、東江原第一公園、東江第一公園、東江原第三公園、ガジュマル緑地、港緑地、上袋児童公園、下袋児童公園、さくら公園、大東公園、大中第一公園（大堂原児童公園）、大中第二公園（大中嵩原公園）、大中緑地、大西第二公園（大西サンライト公園）、大西緑地柳公園（柳児童公園）、大北公園（大北山田原公園）、大北第二公園、大中公園、大西公園（大南第一公園）、大南第一公園（大南第二公園）、大宮児童公園、宮里第三公園（宮里サンパーク）、宮里第四公園（みやざと名座喜原公園）、宮里第五公園（ふたば公園）、宮里第六公園（ロケット公園）、宮里公園為又公園



名護城公園からの市街地の眺め



カンヒザクラ

(2)みどりのまちづくりの方向性

■都市づくりの将来像（都市計画マスターplanにおける将来像）

にぎわいと多様性あるまちなかの魅力と快適で利便性の高い暮らしが共存した北部の中心地

■地域の景観将来像（景観計画における将来像）

名護城の麓に広がる豊かな歴史・文化 ナゴランと桜が薫る賑わいあるゆいむんのまち 名護

■将来像実現のためのみどりづくりの方向性

市や県北部の中心地として、にぎわいや快適な暮らしの実現、観光客等の市外の人にも名護の魅力を味わってもらえるよう、下記の視点で“みどりづくり”を進めます。

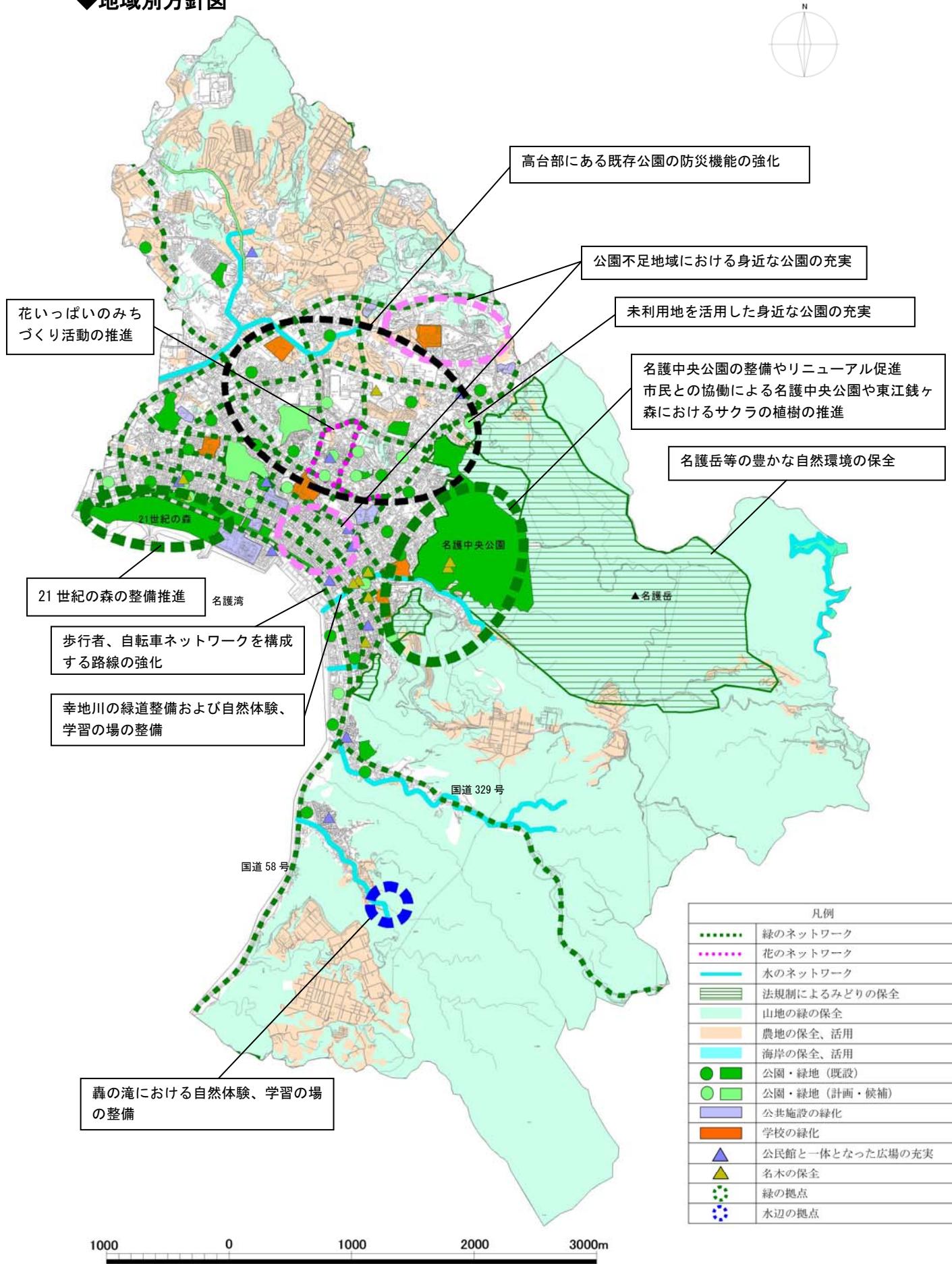
〈みどりづくりの視点〉

- ◇名護岳等のやんばるの森を守ろう
- ◇身近なみどりを充実させよう
- ◇市のシンボルとなるみどりを創ろう
- ◇水、花、緑をつなげよう
- ◇季節の花や海浜リゾートの景観等を活用したまちづくりを進めよう

(3)主な施策

6つの基本方針	施策の内容
貴重なみどりを守ろう	<ul style="list-style-type: none">・名護岳等の豊かな自然環境の保全・風致地区の保全・優れた名木、大木の保全・管理（天然記念物、景観重要樹木の指定検討）・拝所等の史跡と一体となった樹林地の保全・水辺の保全・農地を活用したみどりの保全、耕作放棄地の活用
身近なみどりを充実させよう	<ul style="list-style-type: none">・公園不足地域における身近な公園の充実・未利用地を活用した身近な公園の充実・既存公園における地域ニーズを踏まえたリニューアル・既存公園における施設の長寿命化対策の推進・長期未整備公園の見直し
拠点となるみどりを創ろう	<ul style="list-style-type: none">・名護中央公園の整備やリニューアル促進・21世紀の森の整備推進・公民館と一体となった広場の充実・高台部にある既存公園の防災機能の強化
水と緑をつなごう	<ul style="list-style-type: none">・幹線道路における街路樹の整備・管理・花いっぱいのみちづくり活動の推進・山間部や海浜部における遊歩道の整備・幸地川の緑道整備・歩行者、自転車ネットワークを構成する路線の強化・水辺空間の整備
みどりを共に創ろう	<ul style="list-style-type: none">・学校やその他公共施設の緑化・民有地の緑化
みどりを活かしたまちづくりを進めよう	<p style="text-align: right;">あがりえじんがもり</p> <ul style="list-style-type: none">・市民との協働による名護中央公園や東江錢ヶ森におけるサクラ等の植樹の推進・幸地川や轟の滝における自然体験、学習の場の整備

◆地域別方針図



瀬喜田(三共)地域

(1)地域の現況

瀬喜田(三共)地域は、沖縄を代表する国際観光リゾート拠点として位置づけられており、名護湾に沿って多くのリゾート施設が立地しています。南北に国道58号が貫き、河川沿いにはやんばるの森を背景に昔ながらの集落が形成されています。

公園の数は少ないですが、海岸部に公園が整備されており、人口一人当たりにすると約34.2m²と、他の地域に比べて高い状況となっています。



■公園の整備状況

人口	公園箇所数	公園面積 (m ²)	一人当たり面積 (m ²)
1,271	3	43,408	34.15

※主な運動場および広場を含む
※公園面積には実施中のものも含む

■みどりの資源

○主なみどりの資源

許田のウバメガシ、許田のヤエヤマネムノキ、瀬喜田小学校のセンダン、幸喜公民館前のガジュマル、幸喜の三月庭のフクギ、喜瀬ビーチ、福地川、幸喜川、喜瀬川、東喜瀬川、名護市民農園

○公園等

喜瀬公園、湖辺底公園、許田屋外運動場

(2)みどりのまちづくりの方向性

■都市づくりの将来像 (都市計画マスターplanにおける将来像)

海洋リゾートと豊かな水と緑を活かし、人々の交流を促進する北部の玄関地域

■地域の景観将来像 (景観計画における将来像)

夕陽に染まる穏やかな白浜と静かで美しい山並み 自然豊かな国際観光リゾート 三共地域

■将来像実現のためのみどりづくりの方向性

海岸や森林等の自然と美しい景観にあふれた本市の玄関口となるよう、下記の視点で“みどりづくり”を進めます。

〈みどりづくりの視点〉

- ◇海辺や山並み等の美しいみどりを守ろう
- ◇水や緑の資源を活用したまちづくりを進めよう
- ◇おもてなしのみどりを育もう

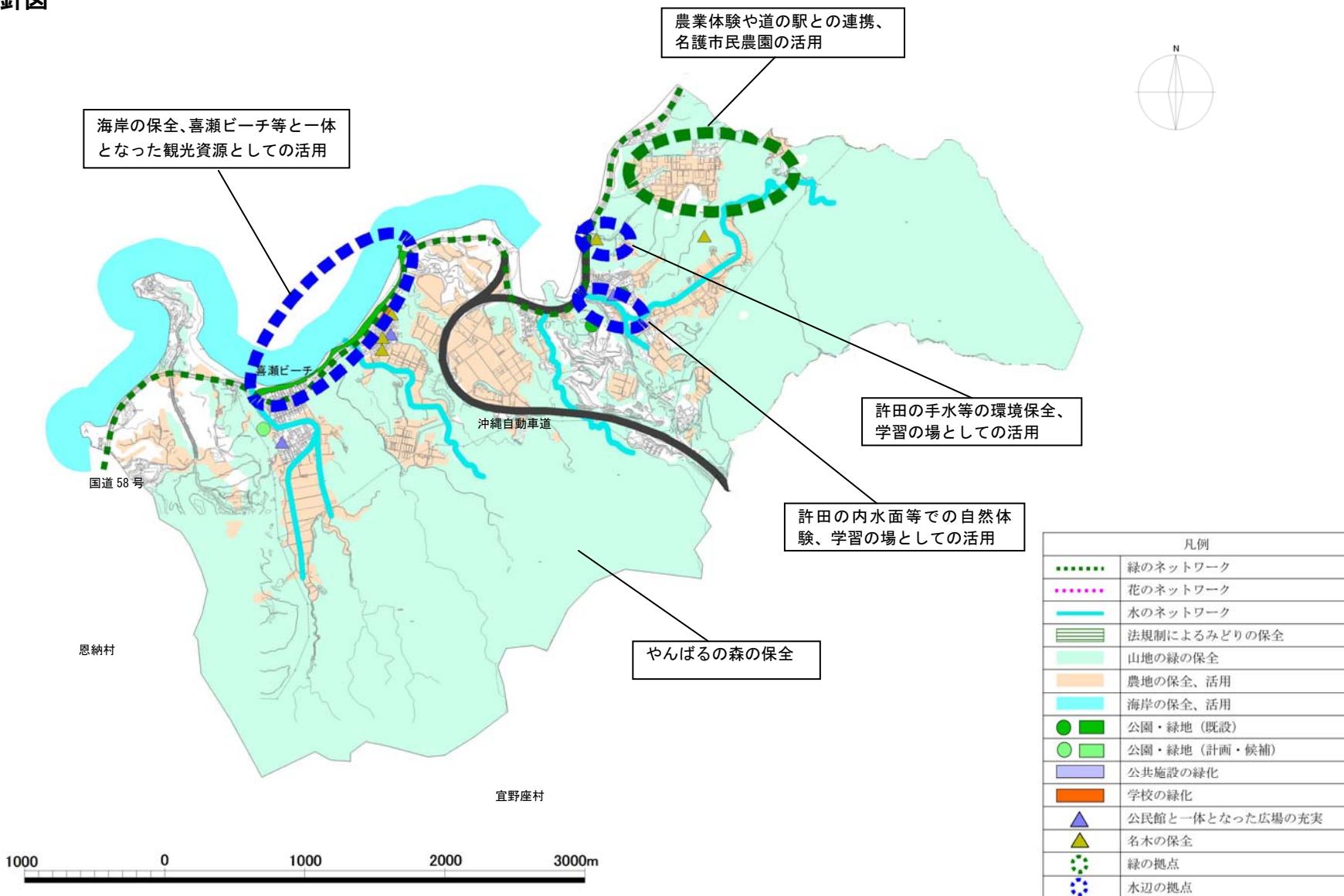
(3)主な施策

6つの基本方針	施策の内容
貴重なみどりを守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・やんばるの森の保全 ・優れた名木、大木の保全・管理（天然記念物、景観重要樹木の指定検討） ・拝所等の史跡と一体となった樹林地の保全 ・海浜部における防風林、防潮林等の保全 ・水辺の保全 ・農地を活用したみどりの保全、耕作放棄地の活用
身近なみどりを充実させよう	<ul style="list-style-type: none"> ・既存公園における地域ニーズを踏まえたリニューアル ・既存公園における施設の長寿命化対策の推進
拠点となるみどりを創ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館と一体となった広場の充実
水と緑をつなごう	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路における街路樹の整備・管理 ・水辺空間の整備
みどりを共に創ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・学校やその他公共施設の緑化
みどりを活かしたまちづくりを進めよう	<ul style="list-style-type: none"> ・名護市民農園の活用 ・喜瀬ビーチ等と一体となった観光資源としての活用 ・許田の手水等の環境保全、学習の場としての活用 ・許田の内水面等での自然体験、学習の場としての活用



◆地域別方針図

81



屋部地域

(1)地域の現況

屋部地域は、嘉津宇岳を代表とする雄大な山並みと美しい名護湾に囲まれた自然豊かな場所です。主に国道449号と県道84号線を地域の骨格とし、沿道に集落や市街地が点在しています。山間部には、自然と共に存した生活を営む里山集落が残されています。

公園も比較的数多く整備されており、人口一人当たり 10m^2 を確保しています。



■公園の整備状況

人口	公園 箇所数	公園面積 (m^2)	一人当たり 面積 (m^2)
9,414	16	94,096	10.00

※主な運動場および広場を含む
※公園面積には実施中のものも含む

■みどりの資源

○主なみどりの資源

八重岳、嘉津宇岳、安和岳、安和小学校のガジュマル、屋部小学校のデイゴ・サキシマハマボウ、屋部のフクギ並木、屋部川、東屋部川、西屋部川、与那川、穴窪川

○公園等

宇茂佐公園、安和公園（うんさぶりでい公園）、あだね川公園、宇茂佐原公園、大増原公園、緑のネットワーク広場、宇茂佐の森公園、カルチャーハイツ公園、屋部児童公園、屋部久護公園、屋部渡波屋公園、屋部親水公園、勝山農村公園、山入端公園、安和・山入端緑地、安和農村公園

(2)みどりのまちづくりの方向性

■都市づくりの将来像（都市計画マスターplanにおける将来像）

海と山に囲まれた、多様な暮らしを実現する地域

■地域の景観将来像（景観計画における将来像）

雄大な嘉津宇の峰と屋部浦に抱かれた美しい郷里 自然と共に成長する美しい里山 屋部

■将来像実現のためのみどりづくりの方向性

八重岳、嘉津宇岳、安和岳等の自然と海岸、昔ながらの里山風景や新しい市街地等の多様な性格を持つ地域特性を活かして、下記の視点で“みどりづくり”を進めます。

〈みどりづくりの視点〉

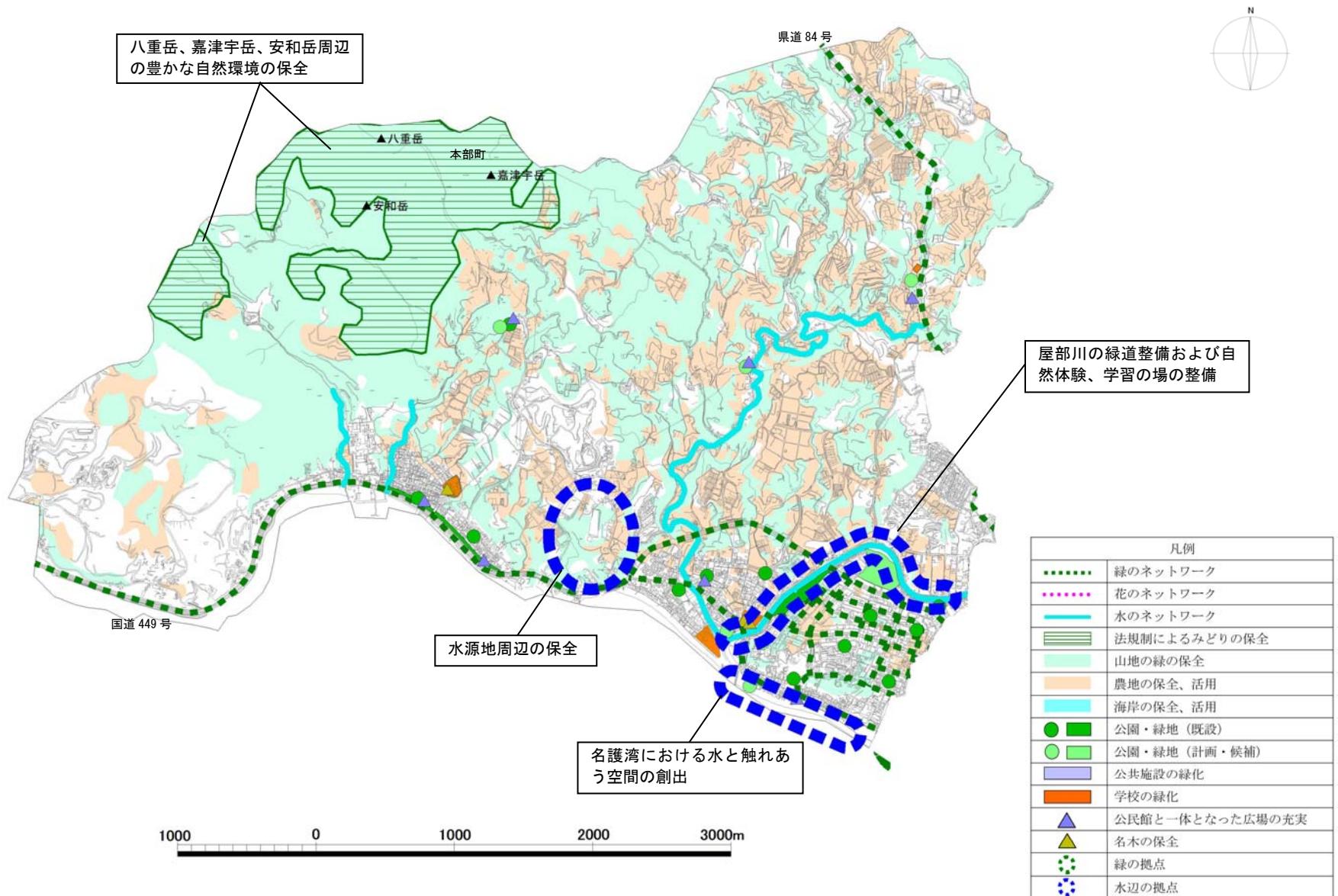
- ◇嘉津宇岳等のやんばるの森や美しい里山風景を守ろう
- ◇水と緑をつなげ、新たな魅力あるみどりを創ろう
- ◇水や緑の資源を活用し、みどりのコミュニティを広げよう

(3)主な施策

6つの基本方針	施策の内容
貴重なみどりを守ろう	<ul style="list-style-type: none"> 八重岳、嘉津宇岳、安和岳周辺の豊かな自然環境の保全 優れた名木、大木の保全・管理（天然記念物、景観重要樹木の指定検討） 押所等の史跡と一体となった樹林地の保全 海浜部における防風林、防潮林等の保全 水辺の保全 農地を活用したみどりの保全、耕作放棄地の活用
身近なみどりを充実させよう	<ul style="list-style-type: none"> 既存公園における地域ニーズを踏まえたリニューアル 既存公園における施設の長寿命化対策の推進
拠点となるみどりを創ろう	<ul style="list-style-type: none"> 公民館と一体となった広場の充実
水と緑をつなごう	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路における街路樹の整備・管理 名護湾や屋部川等における水辺空間の整備 山間部における遊歩道の整備 水辺空間の整備
みどりを共に創ろう	<ul style="list-style-type: none"> 学校やその他公共施設の緑化 民有地の緑化
みどりを活かしたまちづくりを進めよう	<ul style="list-style-type: none"> 屋部川における自然体験、学習の場の整備



◆地域別方針図



羽地地域

(1) 地域の現況

羽地地域は、北側に美しい羽地内海、南側にやんばるの森が広がっています。主に国道58号・505号、県道14号線を地域の骨格として、沿道に集落が点在しています。内陸部には広大な田園（ターブク）が広がっています。

公園も比較的数多く整備されており、人口一人当たりにすると約16.6m²となり、他の地域に比べて高い状況となっています。



■公園の整備状況

人口	公園箇所数	公園面積 (m ²)	一人当たり面積 (m ²)
9,104	16	151,209	16.61

※主な運動場および広場を含む

※公園面積には実施中のものも含む

■みどりの資源

○主なみどりの資源

古我知公民館のガジュマル、稻田小学校のマツ、川上の蔡温松、仲尾公民館のガジュマル、仲尾次公民館のマツ・アカギ・フクギ、仲尾次アシャギ庭のヤブツバキ群生、真喜屋のサガリバナ、大湿帯のオキナワウラジロガシ、奈佐田川河口のマングローブ林、我部祖河のダラーギー、稻嶺の二代目コバティシ、上原家のイジュ、我部祖河川、深田川、喜知留川、羽地大川、真喜屋大川、源河大川、福地川、真喜屋ダム、羽地ダム、ふれあい市民農園

○公園等

源河農村公園、稻嶺農村公園、仲尾次農村公園、川上農村公園、親川農村公園、振慶名農村公園、山田公園、田井等公園、仲尾公園、伊差川公園、我部祖河緑地、呉我公園、真喜屋公園、阿波茶部農村公園、阿社義農村公園、ういなび農村公園



広大な田園（ターブク）



真喜屋のサガリバナ

(2)みどりのまちづくりの方向性

■都市づくりの将来像（都市計画マスターplanにおける将来像）

自然と農業を育む環境づくりと地域資源を活かした農村生活地域

■地域の景観将来像（景観計画における将来像）

穏やかな羽地内海と黄金波打つターブク 清き大川と緑が調和する農の里 羽地

■将来像実現のためのみどりづくりの方向性

やんばるの森と呼ばれる自然環境と穏やかな海辺、豊かに広がる農村の魅力を活かして、下記の視点で“みどりづくり”を進めます。

〈みどりづくりの視点〉

◇やんばるの森や穏やかな羽地内海等の貴重なみどりを守ろう

◇花や緑があふれる親水空間や沿道景観を創ろう

◇水、花、緑や広大なターブクを活用したまちづくりを進めよう

(3)主な施策

6つの基本方針	施策の内容
貴重なみどりを守ろう	<ul style="list-style-type: none">・やんばるの森の保全・優れた名木、大木の保全・管理（天然記念物、景観重要樹木の指定検討）・拝所等の史跡と一体となった樹林地の保全・海浜部における防風林、防潮林等の保全・水辺の保全・農地（ターブク）を活用したみどりの保全、耕作放棄地の活用
身近なみどりを充実させよう	<ul style="list-style-type: none">・既存公園における地域ニーズを踏まえたリニューアル・既存公園における施設の長寿命化対策の推進
拠点となるみどりを創ろう	<ul style="list-style-type: none">・公民館と一体となった広場の充実
水と緑をつなごう	<ul style="list-style-type: none">・幹線道路における街路樹の整備・管理・花いっぱいのみちづくり活動の推進
みどりを共に創ろう	<ul style="list-style-type: none">・学校やその他公共施設の緑化
みどりを活かしたまちづくりを進めよう	<ul style="list-style-type: none">・ふれあい市民農園の活用・「やんばる風景花街道」の観光資源としての活用・羽地、真喜屋ダム周辺の自然体験・学習の場としての利用促進

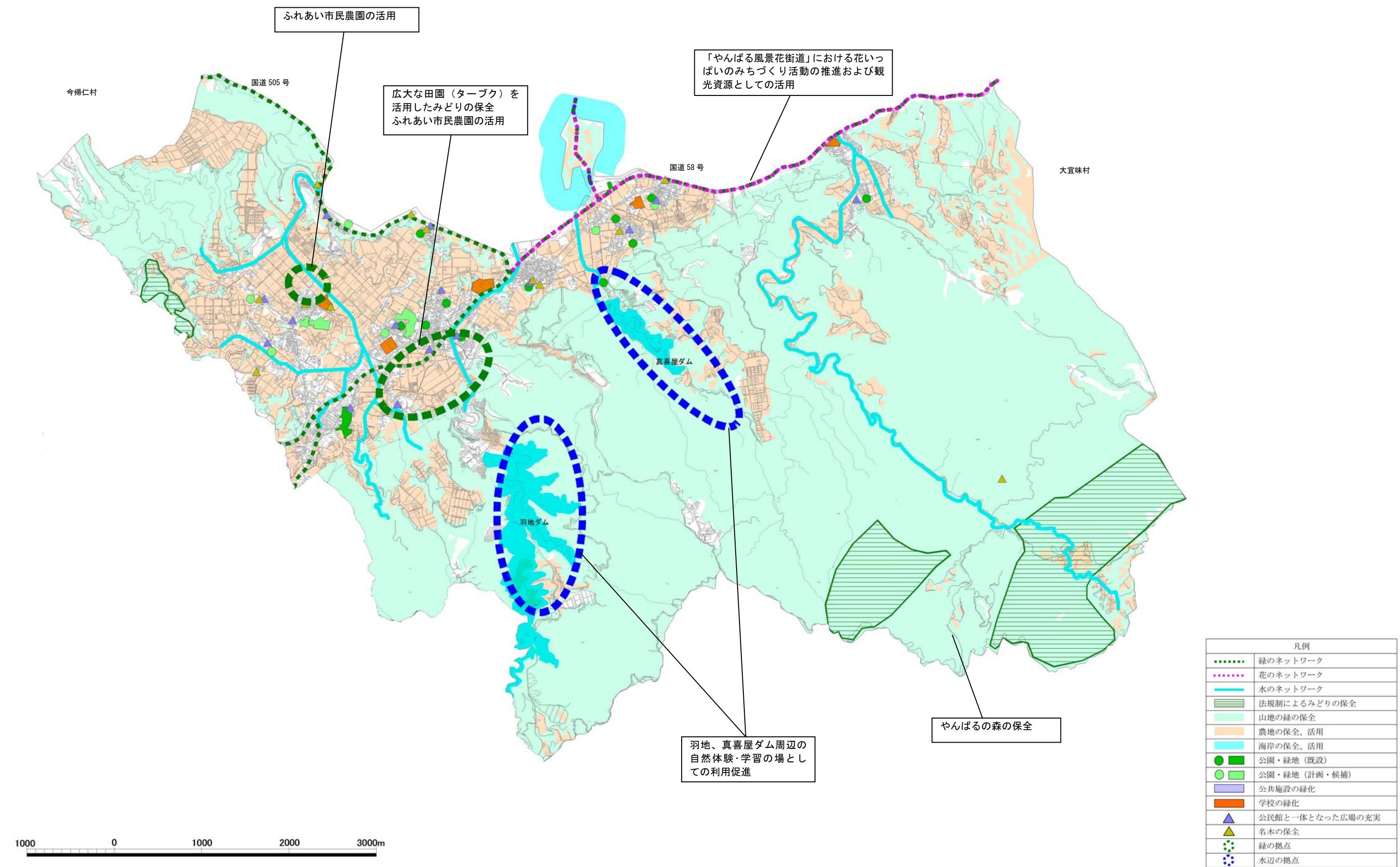


一面に咲くコスモス



嵐山の茶畠

◆地域別方針図



1000 0 1000 2000 3000m

屋我地地域

(1)地域の現況

屋我地地域は、東シナ海と羽地内海で囲まれた全域を国定公園に指定された島です。地域を一周する県道110号線沿道には集落が点在し、内陸部にはサトウキビやパイン等の広大な農地が広がっています。

農村公園が整備されていますが、数が少なく、人口一人当たり約5.8m²と、他の地域に比べて低い状況となっています。



■公園の整備状況

人口	公園箇所数	公園面積 (m ²)	一人当たり面積 (m ²)
1,686	3	9,806	5.82

※主な運動場および広場を含む
※公園面積には実施中のものも含む

■みどりの資源

○主なみどりの資源

済出井のアコウ、屋我地小学校のアコウ、屋我地中学校のアコウとイタジイ、我部の松並木、饒平名のマングローブ林、屋我のコバテイシ、墨屋原のコバテイシ、屋我地ビーチ

○公園等

我部農村公園、運天原農村公園、済井出農村公園

(2)みどりのまちづくりの方向性

■都市づくりの将来像（都市計画マスタープランにおける将来像）

豊かな自然資源と優れた営農環境があふれる農業観光の島

■地域の景観将来像（景観計画における将来像）

農地と海が織りなす風光明媚な源風景 3つの橋が自然と人を結ぶ賑わいの島 屋我地

■将来像実現のためのみどりづくりの方向性

みどりの資源を活かした観光の島として、下記の視点で“みどりづくり”を進めます。

〈みどりづくりの視点〉

◇海辺等の貴重な自然を守ろう

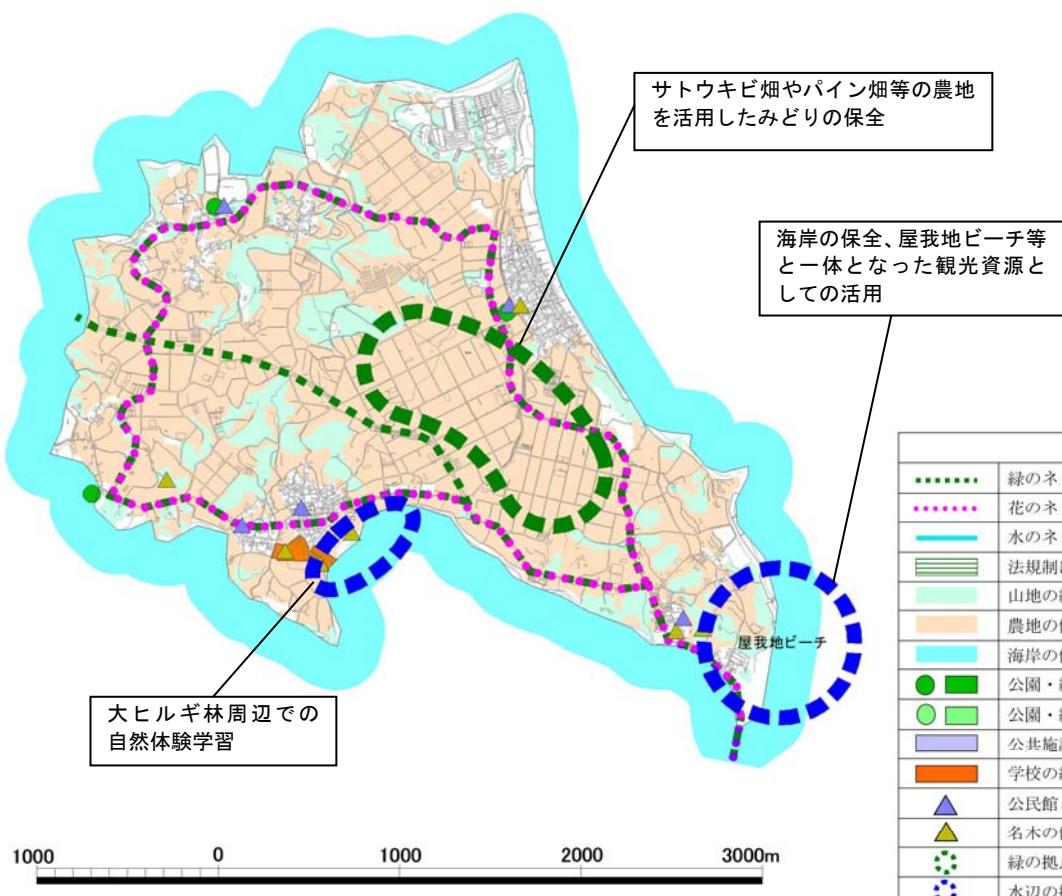
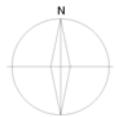
◇水、花、緑、農の資源を活用したまちづくりを進めよう

(3)主な施策

6つの基本方針	施策の内容
貴重なみどりを守ろう	<ul style="list-style-type: none"> 優れた名木、大木の保全・管理（天然記念物、景観重要樹木の指定検討） 拝所等の史跡と一体となった樹林地の保全 海浜部における防風林、防潮林等の保全 水辺の保全 農地を活用したみどりの保全、耕作放棄地の活用
身近なみどりを充実させよう	<ul style="list-style-type: none"> 既存公園における地域ニーズを踏まえたリニューアル
拠点となるみどりを創ろう	<ul style="list-style-type: none"> 公民館と一体となった広場の充実
水と緑をつなごう	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路における街路樹の整備・管理
みどりを共に創ろう	<ul style="list-style-type: none"> 学校やその他公共施設の緑化 周回道路の花等による修景
みどりを活かしたまちづくりを進めよう	<ul style="list-style-type: none"> 屋我地ビーチ等と一体となった観光資源としての活用 大ヒルギ林周辺での自然体験学習



◆地域別方針図



羽地内海と屋我地地域一体を望む

東海岸(二見以北10区)地域

(1)地域の現況

東海岸(二見以北10区)地域は、やんばるの森と美しい海岸線に囲まれた豊かな自然が広がる地域です。地域内には東西を貫く国道331号と、市街地地域に通じる県道18号線が通っており、その沿道には個性ある集落や農地の景観、数多くの眺望点が連なっています。

集落ごとに公園が整備されていますが、小規模なものが多く、人口一人当たりにすると約6.7m²となっています。



■公園の整備状況

人口	公園箇所数	公園面積 (m ²)	一人当たり面積 (m ²)
1,753	7	11,653	6.65

※主な運動場および広場を含む

※公園面積には実施中のものも含む

■みどりの資源

○主なみどりの資源

底仁屋の御神松、安部拝所のガジマル、久志支所のマツ、大浦のマングローブ林、大浦アサギ庭のガジマル、大浦のイチョウ、嘉陽アスイマ一のガジュマル、汀間川のサキシマスオウノキ、汀間のマングローブ林、汀間拝所のクワノハエノキ、大浦御嶽のアカギ、佐久川家のケラマツツジ、オキナワウラジロガシの群落、嘉陽川、汀間川、三原志根垣川、テーマダ川、瀬嵩川、大浦川

○公園等

大浦公園、瀬嵩農村公園、汀間農村公園、三原しゅろぎ広場、嘉陽農村公園、底仁屋農村公園、大川公園



大浦マングローブ林

(2)みどりのまちづくりの方向性

■都市づくりの将来像（都市計画マスタープランにおける将来像）

二見以北10区の連携による顔の見えるコミュニティの再生と心温まる体験・滞在を実現する地域

■地域の景観将来像（景観計画における将来像）

緑豊かな山々と懐深き大浦湾 花と緑が育む朝日輝く水の里 東海岸

■将来像実現のためのみどりづくりの方向性

みどりの資源を活かした観光や体験、滞在型の地域づくりの実現のために、下記の視点で“みどりづくり”を進めます。

〈みどりづくりの視点〉

◇やんばるの森や海辺等の貴重なみどりを守ろう

◇水、花、緑の資源を活用したまちづくりを進めよう

◇おもてなしのみどりを育もう

(3)主な施策

6つの基本方針	施策の内容
貴重なみどりを守ろう	<ul style="list-style-type: none">・やんばるの森の保全・優れた名木、大木の保全・管理（天然記念物、景観重要樹木の指定検討）・拝所等の史跡と一体となった樹林地の保全・海浜部における防風林、防潮林等の保全・マンゴローブ林等の豊かな水辺の保全・農地を活用したみどりの保全、耕作放棄地の活用
身近なみどりを充実させよう	<ul style="list-style-type: none">・既存公園における地域ニーズを踏まえたリニューアル・既存公園における施設の長寿命化対策の推進
拠点となるみどりを創ろう	<ul style="list-style-type: none">・公民館と一体となった広場の充実
水と緑をつなごう	<ul style="list-style-type: none">・幹線道路における街路樹の整備・管理・花いっぱいのみちづくり活動の推進・水辺空間の整備
みどりを共に創ろう	<ul style="list-style-type: none">・学校やその他公共施設の緑化
みどりを活かしたまちづくりを進めよう	<ul style="list-style-type: none">・大浦マンゴローブ林における体験学習施設の整備や活用・「やんばる風景花街道」の観光資源としての活用・汀間川の体験学習の場としての活用

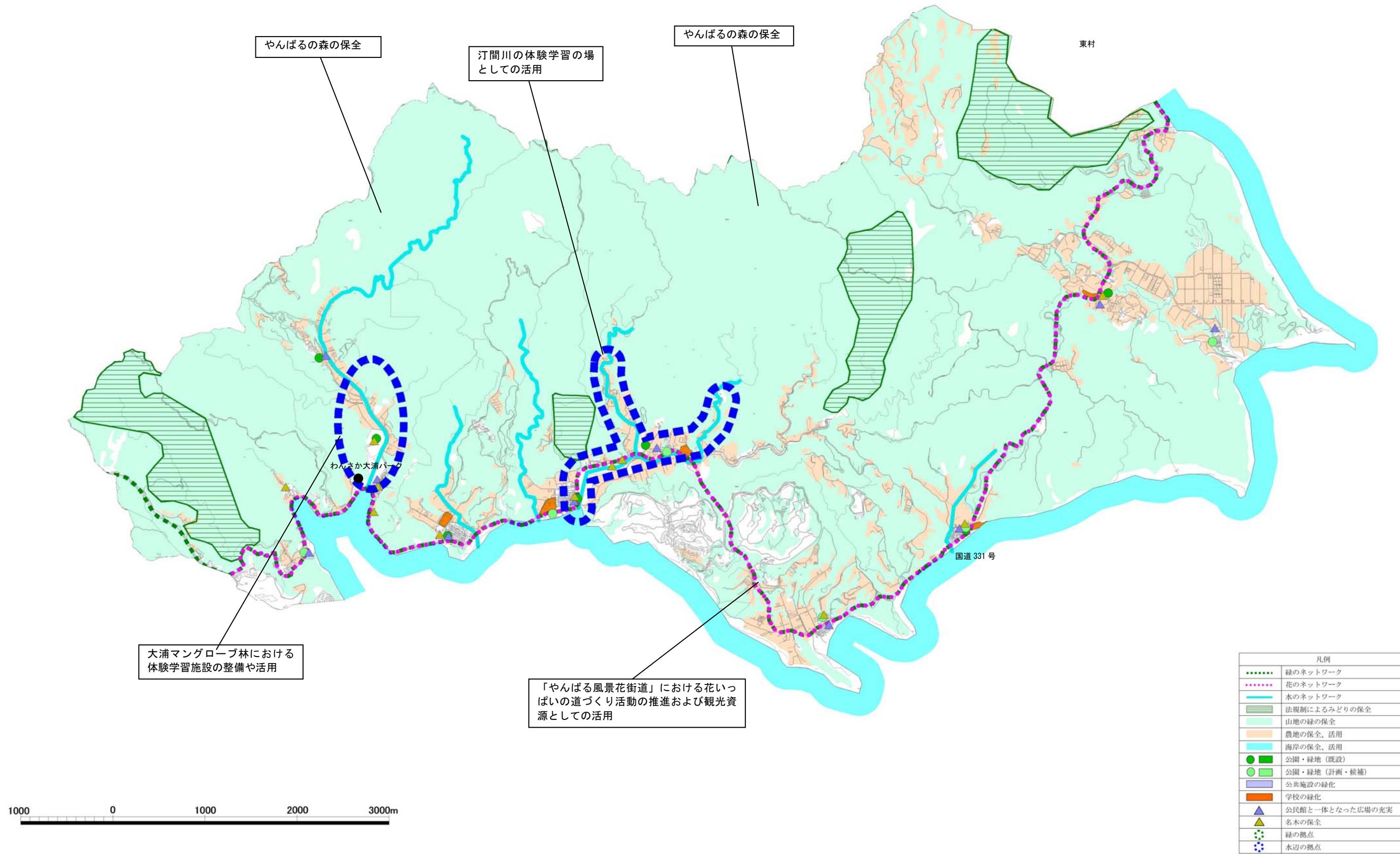


汀間川



三原子ども会のいかだ下りの様子

◆地域別方針図



久辺地域

(1) 地域の現況

久辺地域は、主に国道329号と県道13号線を骨格とし、沿道にはみどりと海に囲まれた農村集落が並んでいます。一方で、情報・金融産業や教育・研究機能が集積する本市の副都市拠点の形成が進められ、これから新しいまちなみが生まれようとしています。

数多くの公園が整備されており、主な屋外運動場や多目的広場を含めると人口一人当たり約19.6m²となり、他の地域に比べて高い状況となっています。



■公園の整備状況

人口	公園 箇所数	公園面積 (m ²)	一人当たり 面積 (m ²)
2,973	9	58,311	19.61

※主な運動場および広場を含む

※公園面積には実施中のものも含む

■みどりの資源

○主なみどりの資源

久志岳、辺野古岳、石岳、久辺小学校のマツ、久志公民館のガジュマル、久志のアカツツ、辺野古川

○公園等

久志公園、久志福地原公園、久志屋外運動場、豊原多目的広場、豊原農村公園、辺野古公園、辺野古前上原公園、辺野古農村公園、辺野古運動公園

(2) みどりのまちづくりの方向性

■都市づくりの将来像（都市計画マスターplanにおける将来像）

「21世紀モデル都市の創造」（地域の活力を導く21世紀型産業の振興と
人々が安心して住めるまちづくり）

■地域の景観将来像（景観計画における将来像）

自然・農業・まちが生み出す心地よい調和 未来可能性を招く学園・産業地域 久辺

■将来像実現のためのみどりづくりの方向性

新しい都市づくりをめざす地域にふさわしい“みどりづくり”を進めます。

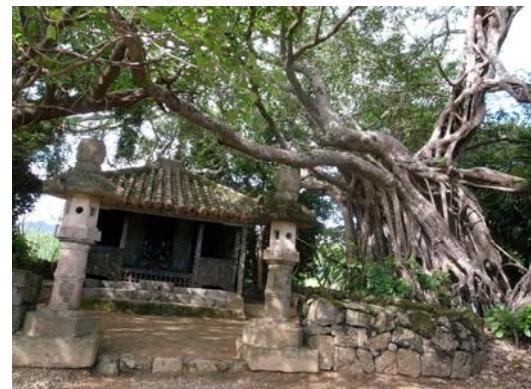
〈みどりづくりの視点〉

◇都市景観が楽しめる沿道空間を創ろう

◇みどりのコミュニティを広げよう

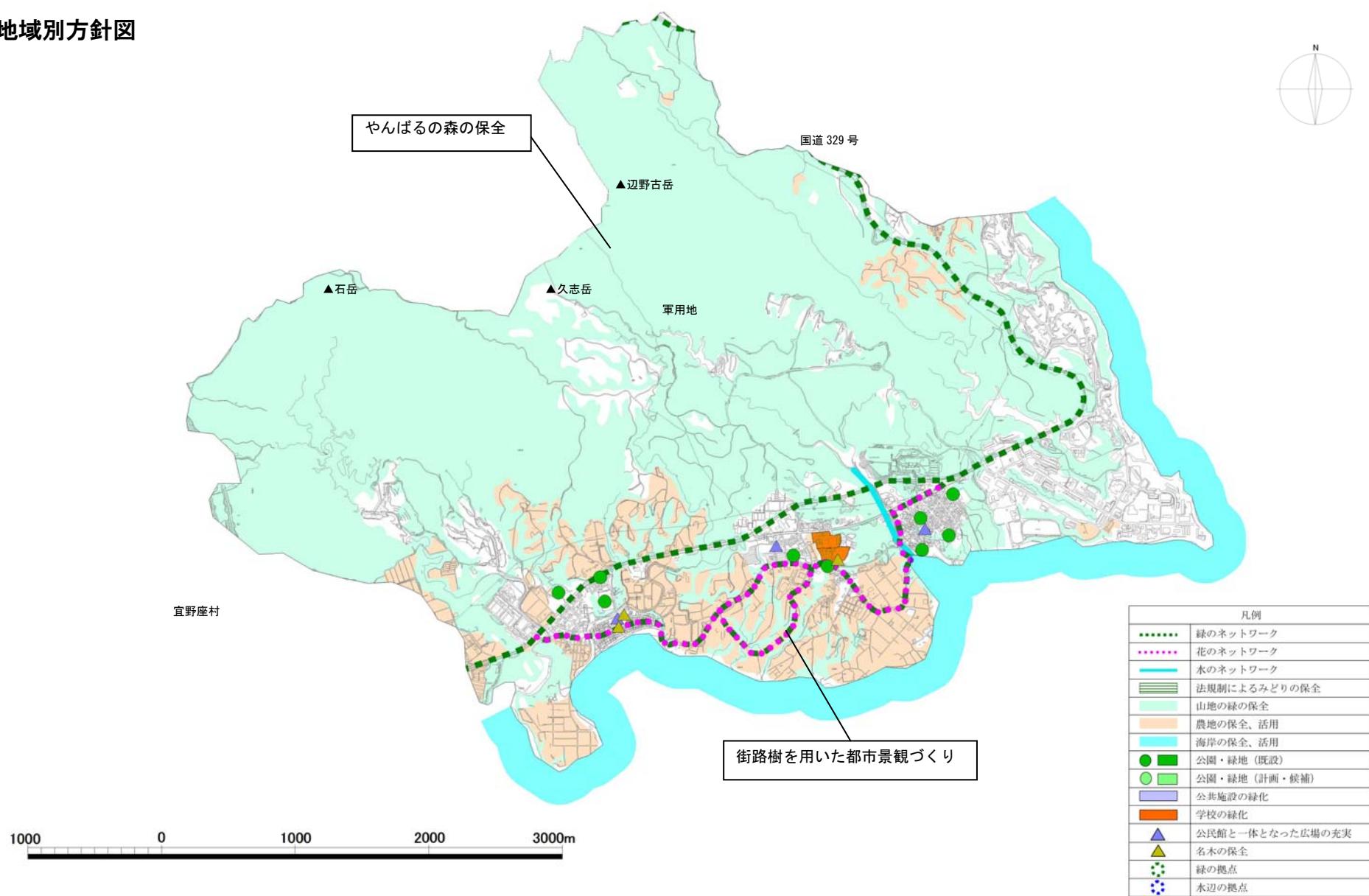
(3)主な施策

6つの基本方針	施策の内容
貴重なみどりを守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・久志岳や辺野古岳等の豊かな自然環境の保全 ・優れた名木、大木の保全・管理（天然記念物、景観重要樹木の指定検討） ・拝所等の史跡と一体となった樹林地の保全 ・海浜部における防風林、防潮林等の植栽 ・水辺の保全 ・農地を活用したみどりの保全、耕作放棄地の活用
身近なみどりを充実させよう	<ul style="list-style-type: none"> ・既存公園における地域ニーズを踏まえたリニューアル ・既存公園における施設の長寿命化対策の推進
拠点となるみどりを創ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館と一体となった広場の充実
水と緑をつなごう	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路における街路樹の整備・管理 ・花いっぱいのみちづくり活動の推進
みどりを共に創ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・学校やその他公共施設の緑化
みどりを活かしたまちづくりを進めよう	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹を用いた都市景観づくり



◆地域別方針図

66



凡例	
緑のネットワーク	
花のネットワーク	
水のネットワーク	
法規制によるみどりの保全	
山地の緑の保全	
農地の保全、活用	
海岸の保全、活用	
公園・緑地（既設）	
公園・緑地（計画・候補）	
公共施設の緑化	
学校の緑化	
公民館と一体となった広場の充実	
名木の保全	
緑の拠点	
水辺の拠点	

9 公園整備プログラム方針

今後は、公園整備プログラムを策定し、それに基づき公園整備を進めます。公園整備プログラムとは、市街地以外の地域において、住民から要望があった公園等について、その整備重要度を明らかにすることで、整備の公平性・透明性を確保するものです。公園整備プログラムは、下記の定量的評価と定性的評価に基づき定めます。

■公園整備プログラム方針

①定量的評価

定量的評価は、公園整備の必要性および実現性の観点から、区民一人当たりの公園面積と整備要望公園面積により評価します。

▽区民一人当たりの公園面積

都市公園のほか、農村公園や主な広場等も含めた区民一人当たり公園面積について、その値が小さいほど公園が不足しているものとし、整備重要度を高くします。

▽整備要望公園面積

事業費が少なく、短期間で整備が完了し、整備効果も早く得られる小規模な公園等は、整備重要度を高くします。

②定性的評価

定性的評価は、公園整備の実現性および住民主体の継続性の観点から、公園用地の提供、整備計画立案・関係者調整、整備への参加、整備後の日常管理の度合いにより評価します。

▽公園用地の提供

公園用地として区より土地を提供してもらえるかどうかは、公園整備の実現性に大きく関わります。特に土地を無償提供してもらえる場合は、整備重要度を高くします。

▽整備計画立案・関係者調整

近年では、行政が公園の整備計画を立て整備をするのではなく、整備計画の段階から住民が関わり、地域の公園は地域でつくるという考え方が重視されています。整備計画から関わることにより、愛着と誇りを持つことができ、その後の地域主体の維持管理にもつながります。

したがって、整備計画の立案や、地域や関係機関との調整に積極的に関わってもらえる場合は、整備重要度を高くします。

▽整備への参加

計画後、実際の整備の際にも、植栽や芝張り、ベンチや遊具の設置等に参加してもらえる場合は、整備重要度を高くします。

▽整備後の日常管理

公園を整備後、日常清掃や除草、樹木や花壇の手入れ等の維持管理に協力してもらえる場合は、整備重要度を高くします。

※市街地地域については、公園の誘致圏、配置状況等に基づき整備を検討します。



10 計画の推進方策

(1) 計画の推進体制

1) 各主体の役割

①市の役割

市は、「名護市みどりの基本計画」に基づいて、みどりの施策を進めるための体制を充実させるとともに、現行の制度の運用に加えて新たな制度の導入について検討します。

また、市民や事業者の活動を促す環境づくりに努め、市民の自主的な活動への支援等についても積極的に行い、計画の推進役としての役割を担います。

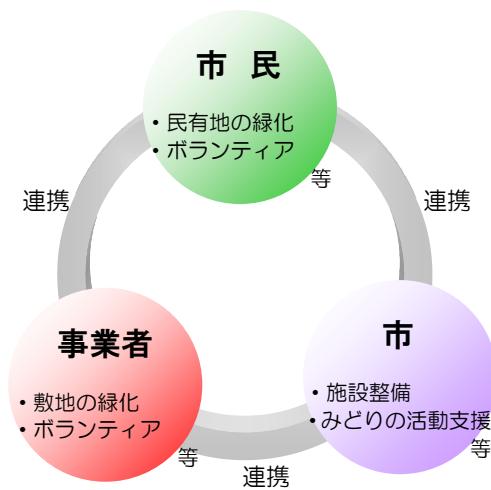
②市民の役割

市民は、身近な花や緑を創り育てる主体です。

身近なみどりに目を向け、地域のみどりづくりに参加して市民同士のつながりを深める等、積極的に様々な活動にかかわっていくことが必要です。

③事業者の役割

事業者は、地域社会の一員としてみどりへの関心を高め、地域に貢献できるみどりづくりの活動に参画することが求められています。敷地の緑化や資材・人材の提供、緑化活動への参加等、みどりのまちづくりを担う一員として積極的にかかわりを持ちます。



2) 関係機関等との連携

①府内の推進体制

本計画に示された施策には、府内の各部門が所管する計画や施設、事業に関連するものが数多くあります。したがって、府内各部門による密接な情報交換や連絡・調整を図り、施策の効果的・効率的な展開を図ります。

②国、県との連携

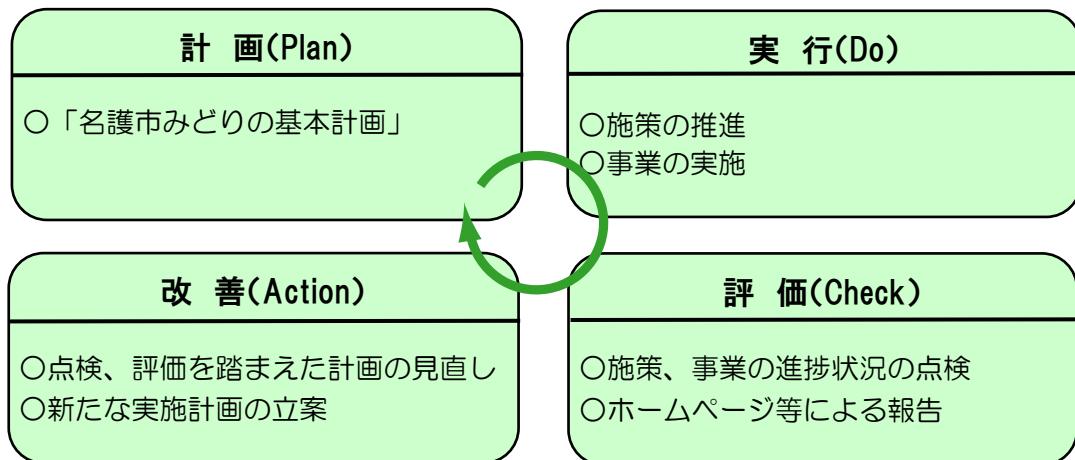
みどりの拠点となる県立公園の整備やリニューアルを沖縄県と連携して進めます。

また、市内にある国や県が管理する施設については、本計画の方針に基づき施策の展開が図れるように働きかけます。

(2) 計画の進行管理

1) 進行管理のサイクル

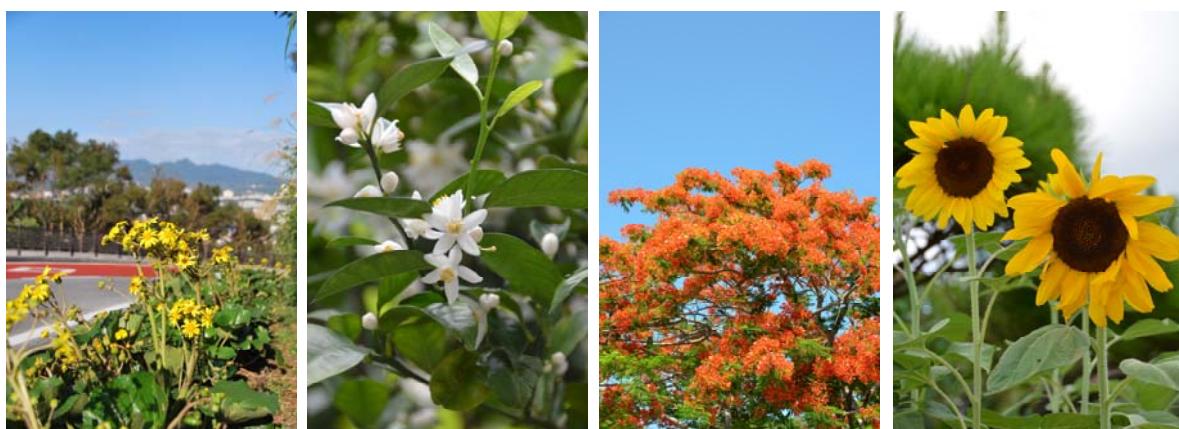
本計画がめざす将来像の実現に向けて、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のサイクルの考え方で進行管理を行います。



2) 進捗状況の点検と見直し

今後、本計画に基づいて、各種の施策を実施していくことになりますが、パブリックコメント等により市民の意見を適宜聴取するとともに、その実施状況について点検しながら、必要に応じて施策の見直しや改善に取り組みます。

また、今後見直しや新たに策定される上位計画や関連計画との整合を図る必要が生じた場合や、市を取り巻く情勢の変化をふまえて、必要に応じて計画の見直しを行います。





参考資料

(1) 計画策定の経緯

年月日	事項	内容
平成24年	2月 24日	第1回名護市みどりの基本計画策定庁内検討幹事会 みどりの現況及び課題、策定方針について
	3月 27日	住民懇談会 大中区におけるみどりの取り組みに関する意見交換
	3月 1日～31日	パブリックコメントの実施 策定方針について
	10月 31日	第2回名護市みどりの基本計画策定庁内検討幹事会 みどりの現況及び課題、24年度検討骨子について
	11月 16日	第1回名護市みどりの基本計画専門委員会※ みどりの現況及び課題、24年度検討骨子について
	12月	区アンケートの実施 公園整備について
平成25年	1月 22日	第3回名護市みどりの基本計画策定庁内検討幹事会 みどりの将来像、目標、基本方針、施策について
	1月 30日	第2回名護市みどりの基本計画専門委員会※ みどりの将来像、目標、基本方針、施策について
	2月 15日	第4回名護市みどりの基本計画策定庁内検討幹事会 地域別方針、計画の推進方策について
	2月 22日	第3回名護市みどりの基本計画専門委員会※ 地域別方針、計画の推進方策について

※名護市みどりの基本計画専門委員会（名護市都市計画審議会専門委員会）

専門委員会の様子



住民懇談会の様子



(2) みどりの基本計画専門委員会（名護市都市計画審議会専門委員会）設置要綱

名護市都市計画審議会（専門委員会）運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、名護市都市計画審議会条例（昭和48年1月6日条例第8号。）第4条の規定に基づき設置する名護市都市計画審議会の専門委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、その結果を市長に報告する。

- (1) 都市計画に関する特別の事項（計画策定業務に関する事項）
- (2) その他、市長が都市計画上必要と認める特別の事項

（組織）

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織し、市民や有識者及び関係団体の職員で構成し、市長が委嘱又は任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置くものとし、委員のうちから選任する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ず会議に出席できない場合、委員の定める代理人を出席させることができる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見及び説明を聴くことができる。

（委員会の任期）

第6条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了し市長への報告を終えた日までとする。

（秘密の保持）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。またその職務を退いた後も同様とする。

（報酬及び費用弁償）

第8条 委員が会議に出席した場合の報酬及び費用弁償は、名護市条例「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に準じて支給する。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、建設部において処理する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営、その他に關し必要な事項は、委員会にて協議して定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(3) みどりの基本計画専門委員会委員

区分	代表区分	氏名	職名・備考
委員長	有識者	花城 良廣	(財) 沖縄美ら島財団 常務理事
副委員長	市民代表	吉元 博昌	行政経験者
委員	有識者	金城 均 (代理 宮城 薫)	沖縄県立北部農林高等学校 教諭
	関係団体	石川 雅弘 (代理 津波 文雄)	花の里づくりの会 会長 (花の里づくりの会 事務局長)
	関係団体	金城 肇	名護まち活性化委員会
	市民代表	平良 淳	みどりのモデル地区代表 大中区長
	市民代表	岸本 能子	名護市各種団体女性ネットワーク協議会 会長
	市民代表	上地 圭子	わんさか大浦パーク 管理責任者

(4) みどりの基本計画策定庁内検討幹事会設置要綱

名護市みどりの基本計画策定庁内検討幹事会設置要領

(設置)

第1条 名護市みどりの基本計画の策定にあたり、素案の骨子検討及び関係各課の連携のため、名護市みどりの基本計画策定庁内検討幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項について、審査及び検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 名護市みどりの基本計画の策定に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 幹事会は、幹事9人以内をもって組織し、次の表のとおり構成する。

区分	役職等
幹事長	建設部長
副幹事長	建設計画課長
幹事	建設土木課長
	財産管理課長
	企画調整課長
	環境対策課長
	産業建設課長
	商工観光課長
	文化課長

- 2 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会の会務を総理する。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副幹事長及び幹事に事故があるとき、又は副幹事長及び幹事が欠けたときは、その職務を代理する者が、副幹事長及び幹事として幹事会の会議に出席することができる。

(会議)

第4条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、会議の議長となる。

- 2 幹事会は、幹事の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 幹事会は、必要に応じて幹事以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(幹事会の任期)

第5条 幹事の任期は、第2条に定める所掌事務が終了し、市長報告を終えた日までとする。

(秘密の保持)

第6条 幹事は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。またその職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、建設部において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、幹事会の設置及び運営に関し必要な事項は、建設計画課長が別で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、告示日から施行する。

(要領の効力)

- 2 この要領は、第2条の所掌事務に基づく市長への報告が終了した日限り、その効力を失う。

(5) 用語解説

ア行

一次避難地

避難者の受入れに緊急を要し、避難所を開設するいとまのない場合、もしくは、夜間・休日等の理由で開設手続きに時間を要する場合における地域住民の一時的な避難地で、学校、公園等の公共のオープンスペース。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

NPO

市民の自発的意志に基づき組織された非営利団体のこと。医療や福祉、環境保全、まちづくり等様々な分野がある。

オープンガーデン

英国を発祥とする、個人の家の庭（プライベートガーデン）をチャリティーとして公開するという活動。

オープンスペース

公園・広場、河川・湖沼、山林、農地等、建物によって覆われていない土地の総称。また、都市内では、建物の敷地内に確保された解放性の高いまとまった広さの空地や空間で、広場や歩行者用通路として一般市民が自由に通行または利用できる場所をいう。

力行

街区公園

都市公園法の公園種別の一つで、住民に最も身近な公園。

開発行為

建築物の建築または特定工作物の建設に用いる目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

近隣公園

近隣住区に居住する者を利用する対象とし、幼児から老人まで全ての年齢層に利用されるよう、運動広場を中心とする動的レクリエーションのための施設のほか、休養・散策等の静的レクリエーションの施設が配置される公園。

景観計画

景観法第8条に規定された景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」であり、次の事項を定めることになっている。

- ①景観計画の区域
- ②良好な景観の形成に関する方針
- ③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ④景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木

景観行政団体（地方自治法上の指定都市、中核市、又は都道府県等）の長が、景観法の規定に基づき、景観計画区域内において指定した、地域の景観上の核となるような景観上重要な樹木。

指定された樹木については、管理行為等を除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

景観法

我が国で初めての景観に関する総合的な法律。景観計画の策定等総合的に施策を講じることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図り、国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としたもの。

広域公園

主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション利用の場を提供することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として整備する。

広域避難地

地震災害時において、主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地のこと。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地をいう。

国定公園

国立公園に準ずる優れた自然の景勝地であって、都道府県の申し出により、環境大臣が自然環境保全審議会の意見を聴いて指定するもの。

コンパクトシティ

都市の郊外化・スプロール化を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩いてゆける範囲を生活圏と捉え、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりをめざそうとするもの。

サ行

自然環境保全地域

植生・地形・地質等優れた自然環境を維持している、原生自然環境保全地域以外の区域で、自然環境の保全が必要と認められる地域。自然環境保全法に基づいて環境大臣が指定する。

市民農園

自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するためにレクリエーション活動として野菜類等の栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するため、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

生物多様性基本法

平成5年に施行された環境基本法の理念にのっとり、生物の多様性の保全および持続可能な利用についての原則と、保全と利用を計画的に推進するために必要な国・地方公共団体の基本となる施策を定めた法律。

総合計画

地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的指針となる計画。

総合公園

都市住民全般の休息、遊技、運動等総合的な利用を目的とした公園。休養施設、修景施設、運動施設、自由広場、散策路等を総合的、有機的に配置するものとされている。

タ行

体験型農園

農家自らが開設し、一般市民に利用してもらう農園で、農園主のきめ細かい指導のもとで農業体験を行う。このため、素人でもお店に並んでいるような野菜を作ることができる。

地域制緑地

都市公園のみならず、社寺境内地等の空地の多い施設や農耕地、山林、河川、水面等、様々な空間を含めた緑地のうち、風致地区、緑地保全地区等、一定の地域を指定して定められているもの。

地区計画

それぞれの地区の特性を活かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法第12条の5の規定に基づき、一体的な街区について、街区の開発行為等を規制し、誘導していくために、市区町村が定める計画制度。

地区公園

社会的、経済的な生活行動の圏域あるいは文化的、精神的な連帶意識等によって分割される地域を配置の単位とし、徒歩距離圏内における運動、休養等のレクリエーションのために設けられる公園。

中高層住居専用地域

中高層住宅の住居環境を保護するために、都市計画法により定められた用途地域の区分の一種。第一種中高層住居専用地域と第二種中高層住居専用地域がある。

鳥獣保護区

野生鳥獣の保護・増殖を図るために狩猟を禁止する区域。

低層住居専用地域

低層住宅の住居環境を保護するために、都市計画法により定められた用途地域の区分の一種。第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域がある。

天然記念物

我が国にとって価値が高く重要なもので、文化財保護法によって指定された動物・植物・地質・鉱物等。

特別緑地保全地区

都市緑地法による制度で、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為等一定の行為の制限等により現状凍結的に保全する地区。

都市計画区域

自然的、社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状と将来の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で、県が指定する。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域に関する都道府県が定める基本的な方針のこと。

都市計画マスターplan

住民に最も身近な自治体である市区町村が住民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、地区毎の整備、開発または保全の方針をよりきめ細かく定めた計画。

都市公園

都市公園法第2条に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。

都市緑地

都市の自然環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るための緑地。

都市緑地法

都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、1973年に制定された旧・都市緑地保全法が2004年の法改正（いわゆる景観緑三法の制定）により改称したもの。

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務等について規程している。

特殊公園

都市公園法に基づく都市公園の一種で、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等を総称している。

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増進を図るため、土地区画整理事業に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設または変更等に関する事業。

ハ行

パブリックコメント

市の基本的な計画や条例等を策定していく中で、その計画等の素案や目的等を公表し、広く市民に意見を求め、寄せられた意見を考慮して意思決定を行い、意見に対して市の考え方を公表する一連の手続きのこと。

ヒートアイランド現象

都市の活動におけるエネルギー消費の増大や緑地の減少により都市部の気温が上昇し、郊外に比べて高くなる現象のこと。

ビオトープ

ドイツ語で、ビオ（生き物）のトープ（住むところ）という意味を持つドイツの自然思想のこと。生物の生息する生態的空間を大切にするとともに、もっと積極的にその生態空間を人為的に守り再生していくこというもの。

風致地区

都市計画で定める地域地区の一つで、都市の自然風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然的環境）を維持するために指定された区域。

保安林

災害の防止、他産業の保護その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報のデザインのこと。対象を障害者に限定していない点が一般に言われる「バリアフリー」とは異なる。

用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域。

ラ行

ライフサイクルコスト

建物の建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要なトータルコスト。

緑化地域

都市緑地法第34条に定められた制度で、緑が不足している市街地等において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける地域地区。

緑地保全地域

都市緑地法による制度で、里地・里山等都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する地区。

リニューアル

英語で更新や回復を意味し、例えば既存の公園等を新しく作りかえること。

ワ行

ワークショップ

誰もが自由に意見を言いやすいように工夫された形式張らない会議の一種で、創造行為と合意形成に焦点を置いている。近年、住民参加の手法としてよく使われるようになった。

名護市みどりの基本計画

発行年 平成25年3月

編集・発行 名護市 建設部 建設計画課

〒905-8540 名護市港一丁目1番1号

TEL 0980-53-1212



名護市